

第2編

一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【市民部】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進し、防災組織体制の万全を期す。

第1 本宮市防災会議

本宮市防災会議は、災対法第16条の規定に基づく本宮市防災会議条例により市域における防災行政を、総合的かつ有機的連携のもとに運営することを目的に設置し、市長を会長として委員及び専門員をもって構成する。

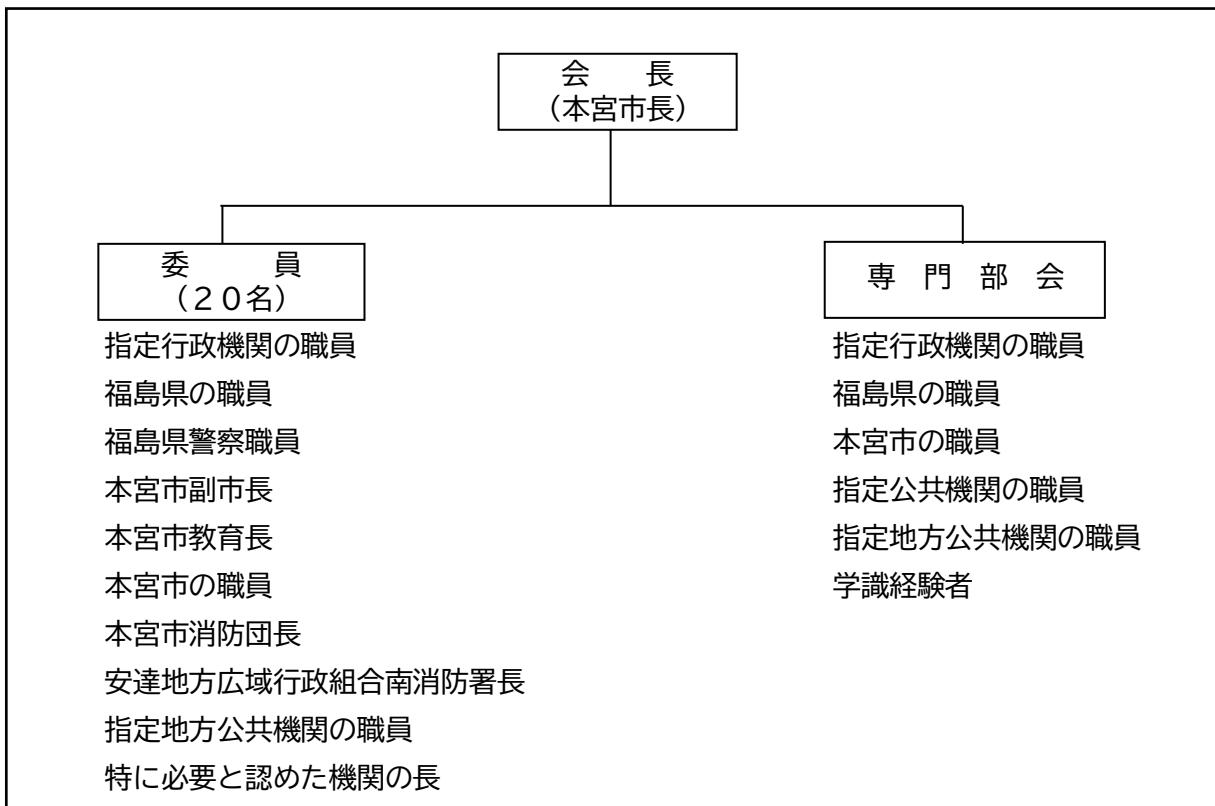
本会議は、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、市域に関わる防災に関し、市並びに市域公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包含するもので、その掌握事務は次のとおりである。

（1）所掌事務

- ① 本宮市地域防災計画の作成及びその実践を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 市域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ⑤ 前各号のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

（2）本宮市防災会議の組織

災対法第16条及び本宮市防災会議条例第3条により次の組織を設置する。



第2 本宮市災害対策本部

本宮市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災対法第23条及び本宮市災害対策本部条例の規定に基づき、市域にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で、市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として市長部局及びその他の職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

国民保護法に基づく本宮市国民保護対策本部（本宮市緊急対処事態対策本部）、並びに、原子力災害対策特別措置法に基づく災害対策本部は、当本部をもって充てる。

1 本部設置基準

次に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ市長が必要と認めた場合設置する。

- ① 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報及び土砂災害警戒情報が発表され、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- ② 主要河川について、避難判断水位（阿武隈川：6.3m、安達太良川：2.11m）を超える氾濫危険水位（阿武隈川7.9m、安達太良川：2.35m）に達するおそれがあるとき。
- ③ 大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- ④ 震度5強以上の地震が発生したとき。
- ⑤ 震度5弱以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- ⑥ 市域に有害物質、放射性物質等が異常な水準で放出されたとき、及びこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
- ⑦ 数多の死傷者を伴う列車、自動車等の交通機関の事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。

- ⑧ 市域に、重篤に陥る可能性の高い感染者等が大規模に蔓延したとき又は蔓延のおそれがあり、緊急対策を実施する必要があるとき。
- ⑨ その他災害等が発生し、その規模から特に対策を要するとき。
- ⑩ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、市民、市職員に周知を図るとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。同様に、本部を解散したときも周知を図る。

- ① 県知事（県北地方振興局）
- ② 郡山北警察署本宮分庁舎
- ③ 安達地方広域行政組合消防本部、消防機関
- ④ 指定地方行政機関・指定公共機関
- ⑤ 災害時相互応援協定を締結する自治体等
- ⑥ 陸上自衛隊

3 本部設置場所

本部は、市役所本庁舎に設置する。ただし、本庁舎に設置することが困難な場合は、本部長が指定する場所に設置する。また、本宮市災害対策本部条例（以下「本部条例」という。）第3条第1項の規定に基づく部に相当するものとし、本部条例第4条に基づき現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の設置・運営は、本部に準ずる。

4 本部解散基準

次に掲げる場合のいずれかに該当する場合、本部長が解散を判断する。

- ① 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。
- ② 予想された災害の危険性が解消されたと認められたとき。
- ③ 本部設置基準⑩の場合は、当該法の規定に基づく救助が完了した場合とする。

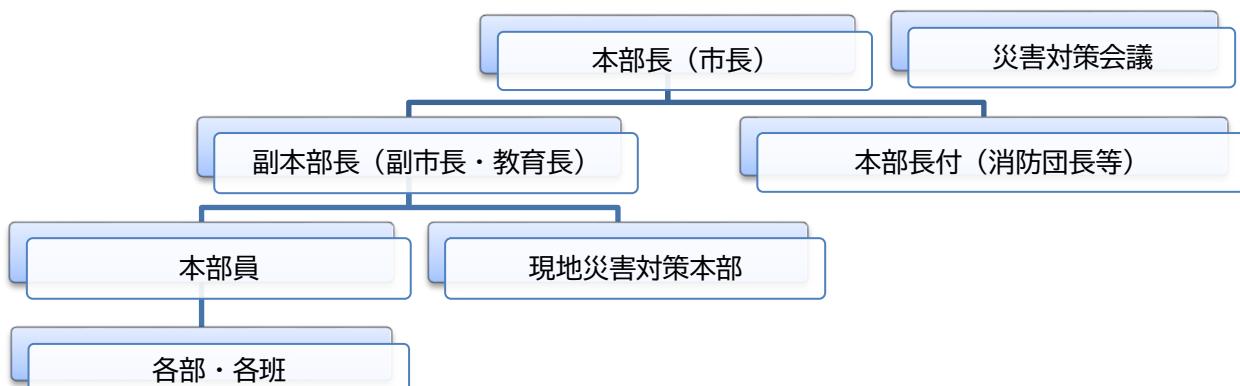
5 設置・解散等の判断

市長が不在若しくは判断をすることが困難な場合の判断は、第1順位：副本部長（副市長）、第2順位：副本部長（教育長）、第3順位：総括部長（市民部長）、第4順位：総務政策部長、第5順位：財務部長が行う。いずれも困難な場合は、議会出席部長の順とする。

なお、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断についても同様とする。

第3 災害対策本部組織

1 本宮市災害対策会議組織

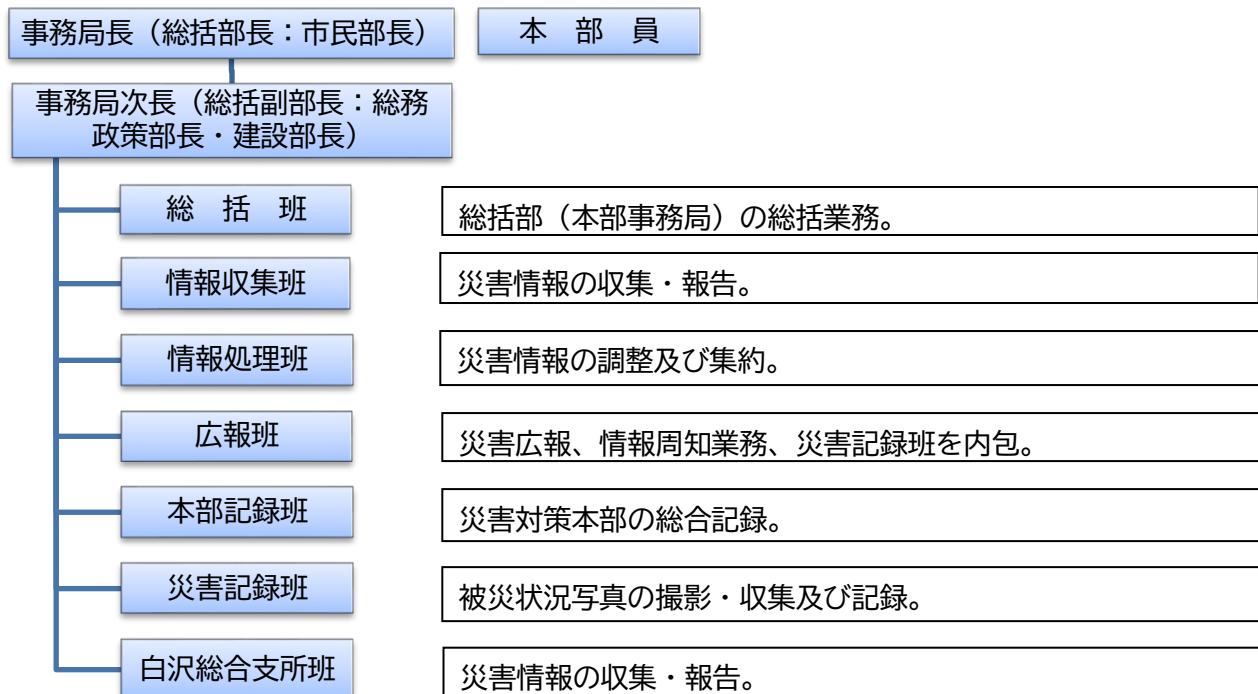


- 災害対策会議：本部長、副本部長、防災関係機関等の長、総括部長及び本部長が指名する本部員をもって構成する。
- 本部員会議：本部長、副本部長、本部員総括部長及び本部長が指名する本部員、現地災害対策本部長等をもって構成する。

2 本部員の編成

本部員は、本宮市部等設置条例第1条に定める各部の長、本宮市教育委員会事務局組織規則第2条に定める部の長、地方自治法第168条第1項に定める会計管理者、本宮市議会事務局設置条例に定める事務局の長をもって充てる。

3 本部事務局（総括部）



4 本宮市災害対策本部事務分掌（本部事務局）

災害対策本部設置時における事務局の分掌事務は本宮市災害応急活動体制マニュアルで定める。なお、事務局各班は、各部・各班から、要員派遣、情報提供及び対応結果の報告を受ける。また、各部・各班へは、応急救助・対策の実施の調整及び情報提供を行う。

事務局各班の共通業務は、次のとおり。

- ① 行動記録の作成。
- ② 所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施（各部・各班から直接の場合は、その取りまとめ）。
- ③ 所管事務に関する関係機関との連絡調整（各部・各班による結果の取りまとめ）。
- ④ 各部各班事務分掌の連絡調整（各部・各班により調整済の場合は結果の取りまとめ）。
- ⑤ その他事務局長の命ずること。

さらに、状況によっては本部長の現地調査もあり得るため、その場合は、事前に事務局内に臨時現地調査班を組織し、被害状況の情報収集及び事情偵察を行う。

- * 本部長は必要に応じ、被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を共有し、効率的な応急対策を実施するため、防災関係機関等への連絡員派遣の要請を本部事務局に指示する。

また、ライフライン施設相互の応急復旧作業の調整又は災害応急対策との調整が必要なときは、

ライフライン事業者への連絡員派遣要請を本部事務局に指示する。

5 本宮市災害対策本部の事務分掌（各部・各班）

災害対策本部設置時における各部・各班の分掌事務は本宮市災害応急活動体制マニュアルで定める。ただし、災害対策本部を設置しない規模の災害であっても、必要に応じ分掌事務により対応する。

第4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び場所を定めて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

なお、設置場所については、災害の状況に応じて決定する。

第5 国・県の現地対策本部との連絡調整

国あるいは県の災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行うものとする。

第6 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、法に基づく救助事務の実施又は県が行う救助事務の補助を行う。この場合も、市災害対策本部の体制を維持する。

第7 指定地方行政機関等の活動体制

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに災害応急対策に従事する職員の配備及び動員の基準を定めるものとする。

(2) 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、市災害対策本部長から災害応急対策を円滑に実施するため職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときはその所属職員を派遣するものとする。

第8 本宮市水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第3条

(2) 所掌事務

洪水等による水害の警戒と防御及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画（第2章第26節「水害・土砂災害応急対策」）に基づく。

(4) 市災害対策本部が設置された場合

災害対策本部の組織に包含され、水防事務を処理する。

第9 自主防災組織

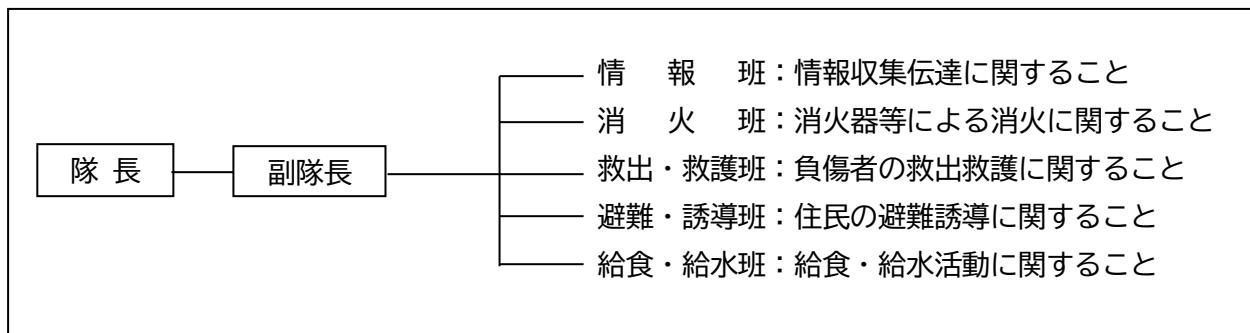
1 設置の目的

災対法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区、町内会、自治会等を単位として設置するものであり、市民及び自主防災組織は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与する。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定める。以下に、例示を示す。

自主防災組織編成例



第10 応援協力体制の整備

(1) 受援計画の策定

災害時には短時間に膨大な災害対応業務が発生するため、外部からの応援が不可欠である。そのため、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する受援計画を策定するよう努める。

(2) 県と市町村の相互協力

市は、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、県へ情報連絡員（県リエゾン）の派遣を要請するものとする。

(3) 県内市町村間の相互応援

市は、大規模災害にかかる適切な応急措置を実施するため、あらかじめ隣接市町村との応援協定さらには広域市町村圏や地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するものとする。

なお、協定締結後は、あらかじめ手続き等の細部事項について十分な検討を行っておくものとする。（協定状況は、資料編参照）

(4) 県外市町村間の相互応援

大規模災害時に市域を含む広域圏内の市町村が同時に被災する可能性があり、大規模かつ広域な災害に対して適切な応急措置を実施するため、あらかじめ同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結を積極的に進めるものとする。（協定状況は、資料編参照）

(5) 国への応援の要求

市は、訓練等を通じて、国が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(6) 消防の相互応援協定

市は、隣接市町村及び消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制を図るとともに、効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

（7）民間協力計画

市及び防災関係機関は、所掌事務に関する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して災害時における緊急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、市の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

（8）その他の防災組織

不特定多数の者を受け入れる施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等の法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図るものとする。

第11 公的機関等の業務継続性の確保

市は、あらかじめ継続しなければならない市民サービスに重大な影響を与える重要な業務を選定した上で、人材、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下において、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため業務継続計画を毎年継続的に変更・見直しを行い、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下においても、市が行うべき業務継続の実効性を確保するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

【市民部、総務政策部】

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

災害の程度に判定基準を設けるとともに報告の基準を定め、的確な情報の一元化と情報の共有を図る。

第1 防災行政無線の整備

1 市防災行政無線の概要

市民に対する災害情報の提供、被害状況の収集伝達手段として、防災行政無線の整備充実に努める。

(1) 同報固定系

同報系防災行政無線は、昭和63年度に白沢地区で整備し、平成元年4月1日より運用開始、平成6年度に本宮地区で整備し、平成7年4月1日より運用を開始した。市内一斉放送・各地区別放送・消防団向け放送に分けての放送が可能である。

平成22年10月に、本宮局と白沢局をデジタル回線で接続したことにより本庁から市内全地区への一括放送が可能となった。

さらに、平成23年2月に全国瞬時警報システム（J－ALERT）を導入したことにより、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、地上回線及び人工衛星を用いて情報を送信し、本市の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステムが整った。

また、平成24年3月には、防災行政無線の放送を、直接、コミュニティFM局（FM Mot. Comもとみや）の電波に割込み放送するシステムを構築した。

平成30年には、防災行政無線が視聴可能な本宮市防災ラジオの無償貸与を開始しており、普及の促進とともに有効活用の方法について日頃から周知を図る。

(2) 移動系

基地局と移動局及び移動局間の専用無線通信設備であり、災害情報の提供及び収集並びに行政事務連絡用として運用する移動局は、車載用・携帯用の2種あり、携帯用は主に災害時の消防関係の連絡用として運用している。

平成23年2月より本宮地区・白沢地区の周波数を統一し、より効率的・機能的で迅速な機動力を発揮できる体制の下、災害時に備えている。

2 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、県、市町村及び消防本部等を結ぶ防災通信機能の拡充・強化を目的に、衛星系と地上系による通信のマルート化、通信設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信などの整備を行っている。

平常時にあっては、県・市町村等の行政の連絡通信回線として活用できる。災害時には一般の通話を統制し、情報の収集・一斉指令等の機能を発揮する。また、県、各市町村、消防本部との通信手段として活用する。

第2 その他通信網の整備・活用

(1) 整備と活用

市、防災関係機関は、大規模停電時も含め、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信設備が使用できない時、又は利用することが困難となった場合は次の通信網の利活用により非常通信体制の充実強化を図る。

- ① 郡山北警察署本宮分庁舎
- ② 東日本電信電話（株）福島支店
- ③ 東日本旅客鉄道（株）本宮駅
- ④ アマチュア無線
- ⑤ その他の通信網の活用

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備に努める。

(3) クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

市、関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3 被害情報一元化

災害発生に伴う被害状況は、本部事務局が集約する。各部・各班及び現地対策本部管内の状況は、各部長又は命ずる者が取りまとめ、本部事務局に報告する。

1 被害報告の要領

(1) 報告の種類

① 概況報告	災害発生直後の被害状況報告。
② 中間報告	被害状況を掌握した範囲で、その都度行う報告。なお、被害が累積する見込みの場合は、集計日時を明記する。
③ 確定報告	被害状況確定に伴う報告。

(2) 県及び関係機関団体への報告

災害発生時は、速やかに災害発生状況及びその応急措置の概要を、県北地方振興局に報告する。なお、県北地方振興局に報告できない場合は、直接、危機管理総室へ報告する。県への報告もできない場合は、直接、総務省消防庁へ報告する。

しかし、災害による火災の同時多発、あるいは多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する事態の場合は、直ちに、総務省消防庁及び危機管理総室に報告する。

① 報告様式

県指定「被害状況即報、災害確定報告」による。

2 被害程度の判定基準

① 死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者。又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
② 行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。

③ 負傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 ア 重傷：1か月以上の治療を要する見込みの者 イ 軽傷：1か月未満で治癒できる見込みの者
④ 住家	現実に住家のために使用している建物で、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
⑤ 棟	一つの建築物。主家より延べ面積の小さい建築物（同一宅地内にあり非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は、同一棟と見る。二つ以上の主屋をつなぐ渡り廊下は、折半しそれぞれの主屋の付属建物とみなす。
⑥ 世帯	生計を一にしている実際の生活単位。（同一家屋内の親子、夫婦でも、生活実態が別々であれば別世帯）
⑦ 住家 全壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
⑧ 大規模 半壊（焼）	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
⑨ 中規模 半壊（焼）	居住する住家が半壊し、居室の壁、床、または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
⑩ 半壊（焼）	住家半壊（半焼4）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの、具体的には損壊部分が住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
⑪ 準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家に延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
⑫ 一部損壊 (破損)	全壊（焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度の住家破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラス数枚破損程度の小さなものは除く。
⑬ 床上浸水	住家床より上に浸水したもの及び全半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住困難なもの。
⑭ 床下浸水	床上浸水に至らない程度の浸水。
⑮ 非住家	住家以外の建築物。ただし、この建築物に常時人が居住している場合は当該部分は住家と見る。

⑯ 公共建物	市役所庁舎、公民館、公立幼稚園・保育園等の、公用又は公共の用に供する建物。
⑰ その他の建物	住家及び公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等。
⑱ 田畠流出埋没	耕土の流出及び作物流出又は流入土砂堆積により耕作不能のほ場。
⑲ 田畠冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
⑳ 横災世帯	全壊（焼）又は流出世帯。横災世帯集計は、半壊（焼）が2分の1世帯、床上浸水が3分の1世帯とする。
㉑ 横災者	人的被害を受けた者及び住家被害を受けた世帯員。

* 報告に用いる被害程度の判定基準であり、法的な用語解説ではない。

3 夜間・休日等の被害報告の収集

- (1) 被害発生のおそれがある場合、関係主管課（班）は待機のうえ情報の掌握に努める。
- (2) 突発的な災害に伴う通報があった場合、日直員・宿直員は、休日及び勤務時間外災害通報連絡票に基づき連絡する。

第3節 気象等観測体制

【市民部、建設部】

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測機関・団体・施設との連携を図り、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第1 本宮市地域の観測所の整備状況

1 雨量・水位・風速・積雪観測施設

設置者・施設名	河川名	所在	雨量	水位	カメラ	風・積雪
1. 国土交通省 福島河川国道事務所 ・和田北大沢（右岸64.2k） ・百日川合流点（右岸67.2k） ・昭代橋上流（右岸68.2k） ・本宮（左岸68.3k） ・本宮観測所（右岸68.3k） ・安達橋上流（右岸68.8k） ・糠沢赤木（右岸69.8k） ・本宮（国道4号線）	阿武隈川	和田字北大沢 高木樋管 高木 本宮字下町 高木 高木 糠沢字赤木 青田		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
2. 福島県 二本松土木事務所 ・本宮雨量水位観測所 ・ふれあい橋 ・荒井水位観測所 ・五百川橋 ・枝沢橋 ・小田部橋	安達太良川 安達太良川 五百川 五百川 百日川 仲川	本宮字上千束 本宮字馬場 荒井字諸子沢 仁井田字光田 本宮字堀切 糠沢字小田部	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
3. 本宮市役所白沢総合支所 ・支所 雨量観測所 ・支所 風速積雪観測所		白岩字堤崎 〃	○			○

2 市観測所設置

市は、県の気象等観測施設網データを利用する。地域ごとの積雪量は、調査員を任命し雪害に備える。今後とも各機関と連携を密にし、自然災害を未然に防止するための情報の収集に努める。

第2 連絡通報体制の整備

1 福島県河川流域総合情報システム（RIRIF）

福島県河川流域総合情報システムは、平成10年に県が整備した総合情報通信ネットワークシステムにより、市防災行政無線と接続され、河川情報の伝達が随時可能となった。これにより、水防活動、避難活動等の迅速化に寄与している。

2 川の防災情報システム

国土交通省は、市町村等の防災機関に対し、水害対策に必要な雨量・水位・水防警報等の情報及び県や気象庁の防災情報をインターネットにより提供している。

また、情報を安全かつ確実に市町村等に届けるため、ID及びパスワードを付与し、関係者以外からのアクセスを防止している。

第3 本宮市地域防災ICT利活用ネットワークの利用

平成21年度に、(株)Mot. Comもとみやを中心として整備した本宮市地域防災ICT利活用ネットワークの防災Webカメラを利用し、災害時における被害状況や安否確認等の情報を収集する。

第4節 水害・土砂災害予防対策

【総括部（本部事務局）、各部・各班】

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止し減災に寄与するための対策について定める。

第1 水害予防対策

本市には、阿武隈川外8河川の一級河川が流れしており、本宮地区においては、度重なる河川の増水により住宅浸水被害が起きている。また、近年は短時間での集中豪雨により住家の浸水被害が発生している。生命・財産・生産力を守るために、警戒と防御に最善の努力を傾注し、被害を最小限に抑える必要がある。

水害を予防するため、県指定重要水防区域を住民に周知徹底するとともに水防活動の充実を図る。更に、国・県に下記の事業の実施を求め、併せて、市の責務において行うべきものは、国・県と連携し事業を進める。

また、水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

1 河川等の対策

- (1) 河川改修
- (2) 流下土石により河床が上昇し、流水断面が不足する河川堆積土の除去
- (3) 老朽たぬ池の改修
- (4) 農業用排水路及び生活排水路の整備
- (5) 雨水排水ポンプ場の整備

阿武隈川の堤防整備が進む中、内水排除のため、阿武隈川に注ぐ安達太良川の両側に排水ポンプ場を設置（2か所）、また、阿武隈川右岸等の築堤工事に合わせ、排水ポンプ場を樋管排水口の4か所に設置、さらに阿武隈川左岸築堤工事に合わせ、2か所の排水ポンプ場の整備を図っている。併せて、雨水路幹線の整備を促進し、災害予防に努めている。

2 災害危険箇所

市地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するのは、資料編に記載のとおりである。

市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、地域住民への周知徹底を図る。

市は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

3 浸水想定区域における避難の確保

市は、水防法第15条により洪水予報、水位到達情報の伝達方法及び避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め警戒避難体制の充実を図る。

また、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利

用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる施設には、電話、FAX等による洪水予報等の伝達体制を整備し、早めの高齢者等避難等の防災情報を伝達する。

本計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編に定める。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

要配慮者利用施設の範囲は以下のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	1. 高齢者施設、児童福祉施設、障がい児（者）施設等の社会福祉施設
	2. 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）
	3. 幼稚園、特別支援学校

洪水予報伝達方法については、「水防計画書」による。

避難情報の基準及び伝達方法については、資料編による。

4 雨水出水対策

(1) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備

市は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。また、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

(2) 下水道管理者の協力

下水道管理者は、水防計画に下水道管理者の協力が必要な事項が定められ、当該事項に同意したときは、水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

第2 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の解消を図るための事業を促進するとともに、県が指定する土砂災害特別警戒区域ごとに警戒避難体制を整備し、土砂災害危険箇所の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の確立と整備を推進する。

県及び福島地方気象台が市町村単位に発表する土砂災害警戒情報を活用し、避難指示等の防災情報を防災行政無線(防災ラジオを含む)等により住民に伝達し、市民の安全・安心の確保を図る。また、土砂災害に関する事項を記載したハザードマップを作成し、地域住民への周知徹底を図る。

1 土砂災害防止事業

地形や地質との関係から山地が崩壊する危険性のある箇所は、土砂流出や崩壊等を防止する工事及び植林による土砂流失防止策を実施する。

2 土砂災害警戒区域等

県が指定する土砂災害警戒区域等は次のとおりである。なお、警戒避難体制を整える区域は資料編に記載する。

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定された箇所 (資料編)
- (2) 土石流危険渓流として指定された箇所 (資料編)
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所として指定された箇所 (資料編)
- (4) がけ崩れ危険箇所 (資料編)
- (5) 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）として指定された箇所 (資料編)
- (6) 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）として指定された箇所 (資料編)
- (7) 砂防指定地として指定された箇所 (資料編)

3 土砂災害の被害予防対策

- (1) 土砂災害の被害を予防・減災するため、危険区域の周知、特に危険区域内の住民に対し危険性を周知徹底する。
- (2) 危険区域内の住民に対し、大雨警報、土砂災害警戒情報及び台風情報を周知する。また、長雨が続いた後の大気注意報についても同様とする。
- (3) 相当量の降雨があるとき又はある見込みのときは、時機を失すことなく住民に高齢者等避難を発令する。

災害の発生により、危険区域内住民の生命と身体の安全が危険にさらされると判断したときは、区域を定め避難指示を行う。避難指示の場合は、避難の誘導を行う。

- (4) 避難指示等の発令は、県と福島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を基に、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、県からの補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等により、総合的に判断する。
- (5) 避難場所は、指定避難施設又は自らの責任で避難した場所とし、指定避難施設へは消防団員等が誘導に努める。
- (6) 要配慮者への情報周知及び避難指示等の伝達を行う。さらに、避難等に際しては自助及び地域の共助を基本とし、自助・共助が臨めない場合は公助により避難を支援する。

4 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (2) 市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定める。また、名称及び所在地を定めた施設について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (3) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を記載した印刷物（ハザードマップ等）を住民に配布し、周知を図る。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じる。

5 道路落石等防止対策

本市は、山間や丘陵地を通る道路も多く、落石や法面崩壊等により交通網が寸断され、住民生活の安定が損なわれるおそれがある。

市及び県は、交通の安全を確保することにより市民生活の安定を図るために、定期的に落石等のおそれがある箇所の点検を行い、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行い、安全の確保に努める。

6 宅地防災対策

宅地造成等規制区域（土砂災害警戒区域及びがけ崩れ危険箇所：資料編参照）内の宅地造成工事は、法に基づく許可申請書の提出を要する。市は、技術的基準により審査及び検査を行い、必要に応じて防災工事の勧告・改善命令を行うことにより、造成宅地の安全性確保に努める。

また、市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

さらに、梅雨期及び台風期等に備えて、住民及び事業者に注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導する。

また、宅地等の安全を確保し災害のないまちづくりに寄与するため、防災パトロール、標識の設置、ポスター掲示等の予防事業や広報啓発活動を行う。

第5節 風害予防対策

【市民部、建設部、産業部】

季節風や台風の強風による家屋、農業施設の減災を図るため、風害予防対策を講じる。

第1 風害減災対策

本市には、台風に起因するものを除き災害の例は少ないが、竜巻や突風、季節風の強い冬季間や台風期における、広範囲又は局地的な住宅や構造物に及ぼす被害を予防するため、次の事業を行う。

(1) 防風林の植樹

市緑化事業と併せ、防風林の植樹について積極的に啓蒙する。

(2) 家屋建築の際の指導

特に季節風の常風地域に家屋等を建築する者に対し、防風について配慮するよう指導する。

(3) 建築物等の危険防止の指導

道路管理者は、看板・広告物・その他構築物の定期調査、あるいは台風が予測される事前の調査により、危険性のある構築物等の所有者に危険防止対策を講ずるよう指導する。

(4) 農業施設及び農作物の指導

ビニールハウス等の農業施設及び果樹園等農業基盤管理者又は所有者は、自ら防風対策を行う。

市は、必要に応じ農業改良普及所等の指導を求める。

第6節 雪害予防対策

【市民部、建設部】

大雪や着雪等による、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の被災を防止し、市及び住民等の生活並びに産業経済の安定を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るとともに、平常時から関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換により、雪害の発生に備える。

第1 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

- ① 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪降ろしを行う。
- ② 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ耐力度調査等を行い、結果に基づき適切な修繕・補修を行う。
- ③ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。
- ④ 庁舎及び社会教育施設等は、公共サービス施設であるとともに災害時の応急活動拠点となることを踏まえ、除排雪対策を講じ施設の保全を図る。
- ⑤ 野外施設等冬期間の使用が制限される施設については、その保全を図るとともに、融雪後は十分な点検の上、使用する。
- ⑥ 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検し、人の出入り等のある場所で落下のおそれがある場合は、雪庇除去や立入制限等の応急対策を講じる。

(2) 一般建築物

市は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 道路交通の確保

道路管理者は、着雪期間の道路交通を確保するため、次の点に留意した道路除排雪計画を策定する。

- ① 道路除排雪対象積雪は、地区により異なるため、地域の実情を勘案し計画する。
- ② 除排雪作業が迅速かつ効果的に行えるよう、除排雪機械の確保及び協力体制を確立しておくこと。
- ③ 道路除排雪は、幹線道路及び通学道路を優先する。
- ④ 道路除排雪判断基準となる降雪観測は、安達地方広域行政組合南消防署及び市が指定した箇所とする。
- ⑤ 道路凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域・箇所においては、滑り止

め用砂や凍結防止剤の散布によりスリップの防止を図る。さらに、道路管理者又は警察署が行う交通規制情報並びに運転者に対するスリップ対策の周知を図る。

3 公共交通機関対策

(1) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、冬期間の鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

4 ライフライン施設の雪害対策

(1) 通信及び電力供給の確保

電力事業者は「非常災害対策実施基準」を、通信事業者は「災害等対策実施細則」を定め、応急・復旧体制の確立を図る。

第3 救済体制の整備

1 孤立集落の防止

- ① 市は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を図る。
- ② 市は関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落との通信を確保するため、連絡体制の整備に努める。
- ③ 孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 帰宅困難者対策

- ① 豪雪による帰宅困難者対策として、指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する。
- ② 車両放置等による交通の妨げを防ぎ、除排雪作業が円滑に行える様、緊急速報メール等を利 用し避難場所等の開設について周知する。

第7節 火災予防対策

【市民部、消防本部・南消防署、本宮市消防団】

火災の発生を未然に防止し、火災が発生した場合に被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の対策を実施する。

なお、林野火災対策については、事故対策編林野火災対策計画に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づく目標の達成に向け、消防施設及び設備整備の年次計画を策定し、国・県補助制度及び防災対策事業等を活用し消防力の充実強化と適正な配置を図る。また、消防団員の技術向上と組織活性化に努める。

(1) 消防団員の確保

団員の職種は、サラリーマン化が顕著になるとともに多様化が進んでいる。団員を継続して確保・育成していくためには、自発的な奉仕の精神はもとより、市及び住民等の理解と協力そして支援が必要であるとともに、企業の理解と協力は欠かせない。

市は、入札にあたり、団員を雇用する企業に総合評価の視点を当てるとともに、団員を雇用する企業に消防団協力事業所表示制度を取り入れている。

さらに、消防団のイメージアップに、統一口ゴマークやアポロキヤップを採用し、住民に身近で魅力ある消防団を今後とも目指していく。

(2) 消防施設・設備の整備

市は、消防施設設備整備計画に基づき、消防ポンプ自動車等を年次計画により更新する。

また、消防屯所の増・改築及び無線設備の消防施設は、毎年ローリングで整備検討を行い、充実に向け努力する。

「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火栓（地上式・地下式）、防火水槽（原則として40t級以上）、耐震性貯水槽等の消防水利の整備に当たっては、年次計画により国・県補助制度、消防・防災施設整備事業等を積極的に活用して適正な整備に努める。併せて、地域水利、プール及び自然水利等の点検を行い、有事に備える。

また、無蓋防火水槽は、フェンス等の安全設備点検を行い、子ども等の事故防止を図る。

(3) 消防団員の教育

消防活動に必要な知識及び技術を備えた消防団員（いわゆる「信頼される消防人」）の育成のため、福島県消防学校や福島県消防協会の行う教育訓練を受講させるほか、消防団においても随時訓練を行い、団員の資質向上に努める。

(4) 救助体制の整備

消防本部は、高規格の救助工作車や高度救助用資機材を整備するとともに、各種災害に対応できる隊員訓練を充実する。

また、市は自主防災組織にコミュニティ資機材整備事業を活用した救助用資機材の整備を進めるとともに、消防本部等と連携して訓練を行うなど初期救助の体制整備に努める。

第2 広域的な応援体制の整備

1 広域的な応援体制の整備

(1) 近隣市町村等との応援体制

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を図るとともに、既存の相互応援協定についても隨時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、市及び消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

(2) 遠隔市町村等との応援体制

東日本大震災では、近隣市町村や消防本部も同時に被災し、相互応援体制は機能しなかった反省を踏まえ、市は、リスクの拡散を図り効果的な相互応援に結びつけるため、平成23年11月に埼玉県上尾市と、平成24年1月に全国8市町村が所属する全国へそのまち協議会と災害時相互応援協定を締結した。

2 緊急消防応援隊等の派遣要請及び受け入れ体制

緊急消防援助隊等の消防広域応援の要請及び受け入れは、県が策定する受援計画に基づく。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市、消防本部及び市消防団は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を通じ、火災予防思想を広く住民等に普及啓発する。

また、通電火災等ライフライン復旧時の出火を防ぐため、ブレーカー遮断やガスの元栓閉鎖など避難時における対応の普及啓発に努める。

2 住宅防火対策の推進

市、消防本部及び市消防団は、一般住宅からの火災を防止するため、計画的な住宅防火診断の実施及び住宅用火災警報器の設置促進に努める。

住宅防火診断は、住宅火災における被災の危険性が高い要介護者又は一人暮らしの高齢者及び身体障がい者の家庭を優先する。

3 防火管理者制度の効果的運用

事業所等においては、火災による人的・物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の早期通報、初期消火及び避難誘導体制の確立推進を啓発する。

そのため、消防本部は防火管理者制度の趣旨徹底を図り、防火管理者講習等を開催するとともに予防査察を行い、防火管理者設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任（解任）届けの励行を図る。

4 予防査察指導の強化

事業所の火災の未然防止には、建物及び消防設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき、予防査察を実施するとともに特に医療機関、旅館等の不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を行い防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査の反映

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

市及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるため、市消防団の協力を得ながら各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を指導する。また、消火器設置義務がない事業所等へも、消火器等の消火器具の積極的な配置を励行する。

2 地域における初期消火体制の整備

市及び消防本部並びに市消防団は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心に消火訓練や防火・防災講習会などを行い、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

市及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象に消火器具の使用方法及び初期消火の具体的方法等について、広報するとともに講習会の開催に努める。

ただし、大規模地震のように生命と身体の危険が伴う場合は、まず、命の安全を優先し、その後に初期消火にあたるなど、事象に応じた火災予防を啓蒙する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

県及び市は、計画的な道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

県、市及び関係機関の建築物は、原則として耐火構造とする。さらに、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発する。

3 薬品類取扱い施設対策

消防本部は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性がある薬品類を有する教育施設及び薬局等薬品取扱施設に対し、薬品類の管理及び転落防止対策を指導する。

第8節 建造物及び文化財災害予防対策

【建設部、教育部、県北建設事務所】

都市のドーナツ化現象により、市街地はもちろん郊外部においても建築構造の多種化と用途・設備の多様化が進行している。一方、依然として築造年が古い木造建築物も多く、多種多様な建築物が混在しているため、建築物防災対策も種別・状況を考慮する必要がある。

また、災害から文化財を保護するために取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

市は、都市の不燃性及び建築物の安全性の確保から、地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物を促進するため、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等の相談に応じる。

福島県県北建設事務所は、建築確認申請に際し、防災性の高い建築を指導する。

1 公共建築物の対策

市は、公共建築物の地震や火災・災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の高い建築物への改修に努める。

2 民間の建築物

県は、都市の不燃性及び建築物の安全性確保の必要性から、地震や火災・風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物建設促進のため、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

(1) ブロック塀の安全対策

① ブロック塀の建築は、建築基準法施行令の規定に適合する構造とする。

② ブロック塀に代わり、本宮市緑化推進条例（平成19年本宮市条例第175号）に基づく生け垣の推進を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防火対策

建築基準法第12条及び建築基準法施行規則第6条により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査又は検査させ、特定行政庁へ報告する義務を有する。

特定行政庁は、報告に基づき建築物の防災、特に防火・避難等に重点を置いて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

* 特殊建築物とは、次のような建築物をいう。

ア 不特定多数の者の用に供する	イ 多数の者が就寝の用に供する
ウ 火災発生のおそれや、可燃物の量が多い	エ 周囲に及ぼす公害等の影響が大きい

具体的な例

学校・体育館・病院・劇場・集会場・展示場・市場・遊技場・旅館・共同住宅・下宿・工場・倉庫・危険物の貯蔵場など

第3 文化財災害予防対策

市教育委員会は文化財等の防災のため、本宮市文化財保護条例（平成19年本宮市条例第121号）により必要な措置を行い、災害時における防災対策を定めておく。

1 文化財保護思想の普及啓発

市及び市教育委員会は、市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者及び管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、防火用水及び避雷設備等の防火設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者及び管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 防火査察の徹底

消防本部は、市教育委員会、市消防団及び関係機関と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者及び管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期する。

5 訓練の実施

市及び市教育委員会は、消防本部、市消防団、文化財所有者及び管理者並びに関係機関と相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を隨時実施する。

* 指定文化財は、資料編参照。

第9節 電力・ガス施設災害予防対策

【産業部、電力事業者、LPGガス事業者】

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気施設及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

電力事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、次の防災のための事業計画と災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておく。併せて、組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

施設・設備の風水害等の対策は、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等を遵守する。併せて、雪害対策及び雷害対策を行うとともに、既設施設・設備は、弱体箇所の補強や、必要に応じた保管設備の設置により対処する。

(2) 電気工作物の調査・点検等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう管理する。さらに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡回点検並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

(4) 災害対策用資機材の輸送体制の確立

災害時の、災害対策用資機材の輸送計画を策定しておく。さらに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

- ① 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集や関係パンフレット等の配布及び検討会の開催等を行い、防災意識の高揚に努めるものとする。
- ② 円滑な災害対策を実施するため、年1回以上の防災訓練を実施し、災害時の復旧対策が有効に機能することを確認するものとする。併せて、市等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設（LPGガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

LPGガス充填所及び各LPGガス販売事業者は、災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策の円滑な実施と、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図ることを目的とする防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) L Pガス設備の強化計画

① 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

② 安全器具の設置

災害防止に効果があるマイコンメーター設置推進を図るとともに、耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システムの導入を図り、より高度な保安の実現に努めるものとする。

③ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

設置に際しては、災害発生時に容器のバルブ閉止が困難な高齢者世帯等を優先するなど配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施と、迅速かつ的確な連絡又は指示を行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認し、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は調達ルートを確立しておくものとする。

① 修理用工具類

② 車両、機械

③ 点検用工具類

④ 非常食、飲料水

⑤ 救急医薬品

⑥ 緊急支援用物資（カセットコンロ・カセットボンベ等）

⑦ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器・ガスマーティー・調整器等）

(4) 復旧計画の策定

迅速かつ効率的な復旧作業のために、一般社団法人全国L Pガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、あらかじめ復旧計画を定めておくものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に、迅速かつ的確に防災活動を実施するため、可能な限り実践を想定した訓練を実施するものとする。併せて、市等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切な対処ができるよう、防災関係機関との責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力について協議しておくものとする。

第10節 緊急輸送路等の指定

【建設部、産業部】

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、県及び隣接市町村の防災拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定する。併せて、国・県・市それぞれの計画に基づき、その整備を図る。

第1 県指定緊急輸送路等

県指定緊急輸送路で、市域を通る路線は次のとおりである。

1 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、国道・高速自動車道の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線。

種 別	路 線 名	区 間
国 道	4号	本宮字南ノ内（大玉村境）～荒井字上前畑（郡山市境）
高速自動車道	東北自動車道	本宮字沼田（大玉村境）～関下字石編（郡山市境）

2 第2次確保路線

県北地方災害対策本部と市災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。

種 別	路 線 名	区 間
主要地方道	本宮・三春線	本宮字館町（国道4号）～本宮字中條（本宮・熱海線）
	本宮・熱海線	本宮字中條（本宮・三春線）～本宮字山田（国道4号）
一般県道	本宮・岩代線	本宮字荒町（本宮・三春線）～糠沢字小田部（旧白沢総合支所）
	石筵・本宮線	本宮字館町（国道4号）～本宮字小幡（大玉村境）
市 道	万世・舞台線	本宮字万世（国道4号）～本宮字万世（本宮市役所）

3 第3次路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送道路。

第2 市指定緊急輸送路

市は、市内における緊急輸送路を確保するため、市緊急輸送路を次のとおり指定する。

1 第1次確保路線

広域的な輸送に不可欠な国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線。

県指定第1次確保路線の範囲とする。

2 第2次確保路線

市災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。

県指定第2次確保路線の範囲及び次の路線の範囲とする。

種別	路線名	区間	
主要地方道	本宮・三春線	本宮字中條（本宮・熱海線）～	糠沢字城ノ内（郡山市境）
	本宮・熱海線	荒井字青田原（国道4号）～	岩根字大坪（郡山市境）
一般県道	本宮・岩代線	糠沢字小田部（旧白沢総合支所）～	和田字除石（除石交差点）
	須賀川・二本松線	仁井田字富士内（郡山市境）～	本宮字堀切（大玉村境）
	大橋・五百川停車場線	荒井字荒井（荒井地内）～	本宮字蛇の鼻（大玉村境）
	本宮・常葉線	和田字除石（除石交差点）～	稻沢字春日
市道		(起点)	(終点)
3号	万世・舞台線	本宮字万世34-1	～ 本宮字舞台5-1
5号	作田線	本宮字坊屋敷220-6	～ 本宮字作田52-1
6号	小姓内線	本宮字瀬樋内197	～ 本宮字天ヶ46-1（右）
8号	原・大石線	高木字原59-3	～ 高木字中島110-7
13号	富士内線	荒井字前田4	～ 仁井田字富士内92
14号	富士内・上沢線	荒井字北ノ内36-1	～ 仁井田字富士内7-4
16号	大町・立石線	本宮字大町47	～ 本宮字大榎157-1
18号	仁井田・白岩線	仁井田字一里壇25-1	～ 白岩字埋内95-2
19号	大山・松沢線	和田字滝ノ沢164-8	～ 松沢字霜山122-1
20号	小田部・八幡線	糠沢字小田部303-1	～ 糠沢字八幡78-4
21号	平郎内・古山ノ内線	松沢字平郎内157	～ 長屋字荒池24-8(大山・松沢線交差)
22号	除石・江口線	和田字除石27-2	～ 和田字江口9-3
24号	白岩・稻沢線	白岩字堤崎509-12	～ 白岩字堤崎494-22(白沢総合支所)
131号	山田・瀬樋内線	本宮字山田72-1	～ 本宮字瀬樋内15-1

3 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送道路。災害事案及び災害地域により、適宜指定する。

第3 臨時ヘリポート

市は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

第4 輸送拠点

他都道府県・市町村及び民間事業者等からの緊急物資の受け入れ、一時保管及び各避難所等への積み替え・配送を行う陸上拠点として、次の輸送拠点を整備した。

名称	所在地	管理者	面積 m ²
本宮市地域防災センター	本宮字太郎丸112-5	本宮市長	368
主要サテライト防災備蓄倉庫	本宮字舞台2-4	本宮市長	250
サテライト防災備蓄倉庫（本宮小学校）	本宮字館ノ越48	本宮市長	26.48
サテライト防災備蓄倉庫（本宮まゆみ小学校）	本宮字舞台1	本宮市長	26.48
サテライト防災備蓄倉庫（本宮第二中学校）	荒井字団子森28	本宮市長	26.48

サテライト防災備蓄倉庫（総合体育館）	高木字黒作1	本宮市長	26.48
サテライト防災備蓄倉庫（白沢公民館）	白岩字堤崎500	本宮市長	26.48

* 災害時応援協定締結の倉庫事業者の協力による、民間事業者倉庫活用も考慮する

第5 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路に指定された施設の管理者は、それぞれの計画に基づき道路施設の整備を図る。また、臨時ヘリポートに指定された施設の管理者は、施設の保持に努める。

第11節 避難対策

【本部事務局、各部・各班、市消防団】

住民等の生命と身体を脅かす風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、市は、適切な避難計画を作成し、避難対策の推進を図る。さらに、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっているため、従来以上に多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

市は、災対法に規定する災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、安全かつ迅速な避難誘導を行うため、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

避難計画は、避難先の伝達方法、避難の長期化や県外も含めた市町村間を超えた広域避難時のコミュニティを維持しつつ避難先の指定について考慮するとともに、国民保護法及び原子力災害対策特別措置法に基づく避難と整合性を図る。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努める。

1 避難指示等を発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

市は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ、以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

ア 市は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象

の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キックル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

（2）指定行政機関等による助言

市は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言及び策定に関する支援（以下「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下の通り。

- ・水　　害　　福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害　　福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

（3）留意事項

ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難指示等の伝達方法

第2章、第9節「避難」第1に準じる。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

第2、第3に準じる。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、第4に準じる。

誘導方法については、第2章、第9節「避難」第3に準じる。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

① 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

② 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽等の整備に努めるものとする。

③ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮する。

④ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

① 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等の備蓄に努める。

ア 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

イ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

ウ 石鹼、歯磨き用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

エ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

オ 茶碗、皿、箸等の食器

② 避難者一人ひとりの違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付する、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法に配慮する。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理・運営責任者（原則として本市職員を指定）及び運営方法

① 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありますため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深める。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となること

が予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

② 運営責任者の役割

- ア 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- イ 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関(災害対策本部)や近接する他の避難所と連絡をとること。
- ウ 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の支援
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- エ 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- オ 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行う。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ること。
- カ 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努める。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努める。

(2) 避難受入中の秩序保持

① 住民による自主的運営避難所

- ア 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティア

の協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルールづくりを支援するものとする。

イ 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるものとする。

ウ 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

② 防火・防犯対策

ア 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ごみ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。

イ 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。

ウ 指定避難所等において避難者やその支援者が性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地の避難所の状況、避難者数、避難所内の問題等を市から県へ情報提供できるような体制を確立しておくものとする。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切である。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要

に応じ、避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮するものとする。

7 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話の設置に努める。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（防災ラジオを含む。）、全国瞬時警報システム（J－AＬE RＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（ＳＮＳ、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

このことについては、第17節「要配慮者対策」第1、第8を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

このことについては、第17節「要配慮者対策」第9を参照するものとする。

(4) 老人デイサービスセンターの活用

このことについては、第17節「要配慮者対策」第9－2を参照するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

このことについては、第5を参照するものとする。

(2) 標識、誘導標識等の設置

市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 住民に対する巡回指導

このことについては、第5を参照するものとする。

(4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等

市は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

避難計画で定める指定緊急避難場所は、災対法第49条の4の規定に基づき、また、指定避難所は、同法第49条の7の規定に基づき、あらかじめ指定しておく。

1 指定緊急避難場所【災害が発生し危険から逃れるための避難場所（災害種類毎に指定）】の指定

市は、防災施設の整備状況、地形及び地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、円滑にかつ迅速な避難場所確保のため、次に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水や土砂災害、その他の異常現象の種類ごとに、指

定緊急避難場所として指定する。また、市は災害の想定等に応じて必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に解放して救助者等を受入れする屋上やその他の部分について、物品の設置、地震による落下及び転倒、移動等の事由により避難上支障を来さないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨等により雨水を排水できないことによる浸水がないこと。また、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合に、生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
- ① 異常な現象により生ずる水圧、震動及び衝撃等の予想される事由により当該施設に及ぼす力によって損壊、転倒、滑動又は沈下等、構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - ② 洪水及び浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入する屋上その他の部分が配置されており、かつ避難上有効な階段もしくはその他の経路があること。
- (3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- (4) 指定にあたっては、次の条件についても考慮する。
- ① 延焼火災発生のおそれが大きい地域は、確実に避難が可能となるよう、避難場所と避難路を総合的に判断して選定する。
 - ② 学校のグランド等を選定する場合は、臨時ヘリポート及び応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
 - ③ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。
 - ④ 都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 指定避難所【危険がなくなるまでの必要な期間滞在させるための施設】の指定

市は、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。

- (2) 速やかに避難者等を受入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両、その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮が必要な者を滞在させることが想定されるものは、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、助言その他の支援を受けることができる体制が整備されており、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 指定にあたっては、次の条件についても考慮する。
- ① 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね3平方メートル以上とする。
 - ② 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配置する。
 - ③ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - ④ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

3 管理者の同意

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しようするときは、あらかじめ当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者に同意を得るものとする。

4 県への通知等

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示する。

5 管理者の届出義務

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所及び指定避難所を廃止又は改築、その他の事由により、現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届けるものとする。

6 指定の取消

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、その旨を県に通知するとともに、公示する。

7 指定した避難所の運営・管理

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (2) 指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図る。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 指定避難場所への自家用車での避難者のため、広場（グリーンパーク野球場）や駐車場等の整備、トイレ、シャワールーム等の衛生環境の整備に努める。
- (6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努める。
- (7) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。
- (8) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (9) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努める。
- (10) 新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努める。

第3 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

- 1 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。
- 2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制整備を地域と協議のうえ進める。
- 3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前協議を図る。
- 4 県有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。
- 5 その他の施設の利用

市は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、国と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等による避難所開設のため、あらかじめ協定を締結するなどの連携を図る。（協定状況は、資料編参照）

第4 避難路の選定等

避難計画の避難路の選定基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないよう配慮する。
- (3) 周辺地域及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

（4）避難路沿いに危険性の高い工場等がないなどの安全性に配慮する。

第5 避難場所等の居住者等に対する周知

市は、風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることや、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

市は、住民の円滑な避難のための立退きに資するよう、次の情報が記載されたハザードマップ等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により周知を図る。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 災害が発生した際に、生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難を確保する上で必要な事項

第6 学校、医療機関等における避難計画

学校等、社会福祉施設等、医療機関、大規模事業所、大規模集落施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に次の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

多数の園児・児童及び生徒を、混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域特性を考慮した上で、次の事項に留意し学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(1) 学校等の範囲

学 校	幼 稚 園	保 育 所	各 種 学 校
-----	-------	-------	---------

(2) 計画における留意点

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領及び措置
- ⑤ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- ⑥ 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
- ⑦ 避難者の確認方法
- ⑧ 児童・生徒等の父母又は保護者への引渡し方法
- ⑨ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めるものとする。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- ⑤ 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- ⑥ 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- ⑦ 避難先の他施設等への措置替え検討
- ⑧ 避難者の確認方法
- ⑨ 家族等への連絡方法
- ⑩ 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他防災上重要な施設の避難計画

大規模集客施設及び店舗等並びに駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を超えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとする。

第7 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、また、福島県男女共生センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び福島県男女共生センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

第8 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。また、自宅や職場が市境にある場合には隣接する市町村のハザードマップについても確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第12節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【本部事務局、保健福祉部】

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想される。また、医療機関が一時的な混乱により、その機能が停止することも予想される。

市は、県及び関係機関と連携し、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

市は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、「福島県災害医療行動計画」（令和3年3月）に基づく、災害医療ネットワークの確立を推進するとともに、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- ① 救護所の指定及び整備と住民への周知
- ② 救護班の編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

また、安達医師会や市内薬局等に対し、医薬品の備蓄供給について、それぞれの専門的見地からの協力を依頼する。

3 血液確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、災害時はもとより、日頃からの献血促進について市民へ啓発を図る。

4 後方医療体制の整備

(1) 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷病者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、県が二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定する。

(2) 後方医療機関の受入れ状況等連絡体制の整備

市（救護所）・医療機関及び消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確立を目指し、県の大規模災害時救急医療体制整備及び災害時救急医療情報システムとの連携を図る。

5 傷病者搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市及び消防本部は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の航空搬送や医療救護班等の輸送について、複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

災害により、搬送経路となる道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプター離発着場所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 防災訓練の実施

市は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を含めた定期的な防災訓練の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

市は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

第1－2に準じる。

3 感染症患者隔離受入体制の確立

市は、被災地において感染症患者又は病原体保菌者の発生が予測されることから、隔離病棟の把握と患者又は病原体保菌者の搬送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

市は、災害時、市域及び広域に多数の負傷者が発生し、市内医療機関で医師不足及び医療資機材不足に陥る場合、福島県災害医療行動計画に基づく広域的医療応援を県に求める。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

市は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療（助産）救護局面において、広域的応援協力について情報連絡するための連絡網整備を県と調整する。

第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、 廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

【本部事務局、市民部、財務部、産業部、保健福祉部、建設部】

市及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、市民は、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

- (1) 市は、住民に最も身近な行政主体として住民の非常用食料の備蓄に努める。併せて、あらかじめ、食料関係機関、生産者、農業協同組合及び販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料調達の体制整備に努める。
- (2) 市の備蓄は、最低限の食料を除き、流通備蓄とする。
- (3) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ米等、保存期間が長く、調理が不要なものを原則とする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用やアレルギー等にも配慮する。
- (4) 備蓄にあたっては、物資の特性と給与方法により、集中備蓄と分散備蓄の備蓄拠点を設けるなどの、体制整備に努める。

備蓄数量の設定は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安とする。

- (5) 市は、県と連携し、防災週間、防災関連行事及び出前講座等を通じ、自主防災組織や市民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食料備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (6) 市は、災害応急対策従事者又は応援派遣職員用の食料確保に努める。

2 生活物資

- (1) 市は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ生活物資の備蓄に努める。併せて、あらかじめ販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活物資の調達体制の整備に努める。
- (2) 市の備蓄は、最低限の物資を除き、流通備蓄とする。
- (3) 備蓄品目は、避難又は退避時の最低限の物資を原則とし、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル等）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、生理用品、要配慮者向け用品等とする。
また、避難所生活が長期化する場合に必要となる物資は、流通物資により確保を図る。
- (4) 1-(4)再掲。
- (5) 市は、県と連携し、防災週間、防災関連行事及び出前講座等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図る。また、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保

1 飲料水の確保

- (1) 市は、発災後3日間の避難者1人1日あたり給水量3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備に努める。併せて、自主防災組織や住民に対して、3日分の飲料水の備蓄を周知啓発する。
- (2) 市は、飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する事業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備を要請するものとする。
- (3) 市は、耐震性非常用飲料水貯水槽の整備を行う。併せて、飲用可能な井戸水や湧水の把握に努める。

2 資機材等の整備

市が整備した耐震性非常用飲料水貯水槽及び浄水装置は次のとおりである。

非常用飲料水貯水槽（整備場所及び容量）	浄水装置（配備場所及び台数）
本宮市役所南側駐車場（40m ³ ）	本宮市役所（1台）
みずいろ公園駐車場（40m ³ ）	右岸地区防災センター【本宮第7分団屯所】（1台）
河川防災ステーション（40m ³ ）	
本宮字柳ノ内地内（40m ³ ）	
本宮字白川地内（40m ³ ）	
高木字駒込地内（40m ³ ）	
和田字上境ノ内地内（40m ³ ）	
稻沢字下後山地内（40m ³ ）	

第3 防災施設資機材等の整備

1 防災施設資機材等の整備

市及び消防本部は、災害時に必要とされる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう、ロープ等）の装備充実を図る。

2 備蓄倉庫等の整備

市は、備蓄倉庫及び防災資機材倉庫として、「サテライト防災備蓄倉庫（5か所）」を整備し、「主要サテライト防災備蓄倉庫（1か所）」についても整備が完了した。

市は、避難所施設における小規模防災倉庫の整備、学校の空き教室等の活用も併せて検討するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示す。

市は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロッ

ク協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第5 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査を財務部、罹災証明書の交付を市民部と定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討する。

第14節 防災教育

【市民部、総務政策部、教育部】

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民一人ひとりが災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確に対応できるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努め、災害時の被害の軽減、二次災害防止を図る。

第1 市民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、次の災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災知識の普及啓発活動を行う。

普 及 啓 発 事 項	予 防 運 動	期 間
1. 風水害予防に関する事項	水防月間 (水防重点期間)	5月 1日～ 5月31日 (5月 ~ 9月)
2. 土砂災害予防に関する事項	山地災害防止キャンペーン月間 土砂災害防止月間 かけ崩れ防災週間	5月 ~ 6月 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月 7日
3. 火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動	3月 1日～ 3月 7日 11月 9日～11月15日
4. 雪害予防に関する事項	雪崩防災週間 (雪崩防止重点期間)	12月 1日～12月 7日 (12月 ~ 3月)
5. 地震災害に関する事項	防災とボランティア週間 防災とボランティアの日 防災週間 防災の日	1月15日～ 1月21日 1月17日 8月30日～ 9月 5日 9月 1日

2 普及の内容

市は、市民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- ① 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ② 本宮市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

- ③ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時等にとるべき行動
- ④ 避難行動への負担感、過去の被災経験や堤防やかさ上げの整備状況等を基準にした災害に対する危険性の認識、雨量等を基準にした自己判断、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑤ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑥ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ⑦ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- ⑧ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑨ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑩ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

3 普及の方法

各種防災訓練・講演会・研修会等の開催・市広報紙・市防災行政無線（防災ラジオを含む）の活用、出前講座の活用及び「FM Mo t. Comもとみや」等の広報媒体の利用を図る。また、防災の手引きやパンフレット等の作成により、市民一人ひとりが内容を十分に理解できるよう周知に努める。

4 地域防災力の向上

市は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップ等の災害情報を公共施設等に設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努める。

さらに、各地域において、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、防災リーダーの育成を図るものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において大きな人的被害が発生しやすいため、市及び消防本部は、県、防災関連機関及び施設等関連機関と連携し、管理者に対しあらゆる機会を通じ防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

市及び消防本部並びに防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する全ての職員等に対し、実践的な訓練や講習会・研修会等を開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織づくりに努める。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時

から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時に進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようになることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に、各教科・道徳等教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の仕方については、実態に即した具体的な指導を行う。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るために、防災の専門家等を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

さらに、各種啓発用ツールの利用等により、身につく避難訓練となるよう努める。

3 教科等による防災教育

社会科、理科、保健体育科及び総合的な学習・探求の時間等を通して、自然災害発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動、災害時の危険及び負傷に対する応急措置等について教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全な行動ができるよう指導する。

4 教職員に対する防災研修

市教育委員会は、教職員の防災に関する知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においても、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第15節 防災訓練

【市民部、該当全部署】

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時の状況を想定した日頃の訓練が重要なとなる。

市は、災対法第48条の規定に基づく総合防災訓練をはじめとした各種防災訓練を実施し、本宮市地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立と防災体制の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図る。なお、防災訓練の実施に当たり、高齢者、障がい者等、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

また、事業所等においても、それぞれの防災計画に基づき訓練実施に努める。

第1 総合防災訓練

1 概 要

県及び県内13市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体及び要配慮者を含む市民の参加のもと、13市持ち回りで総合防災訓練を実施する。訓練では、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。

総合防災訓練は、「防災の日」（9月1日）を中心とする防災週間に実施するよう努める。

2 訓練項目

想定災害の事案・規模等により、概ね次のような訓練項目で実施する。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPGガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け・備蓄品の供与等

3 実施方法

関係機関と協議の上、「総合防災訓練実施要領」を策定し、要領に定める「被害規模状況」及び「訓練行進要領」に基づき各参加機関がそれぞれ「細部実施訓練要領」を策定し、実施するものとする。訓練の指揮命令系統はそれぞれ各参加機関の系統によるものとし、訓練の円滑化を図るため、参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設けるものとする。

第2 個別訓練

市は、県内規模の総合防災訓練のほか、防災訓練又は個別訓練を毎年実施する。訓練は、災害応急対策計画に基づき、関係機関が緊密なる連携を取り、実地又は図上にて行うものとする。

1 消防訓練

消防用機械器具操作訓練	機関運用及び放水演習
操縦訓練	非常招集訓練
人命救助訓練	飛火警戒訓練
通信連絡訓練	破壊消防訓練
出動訓練	財産保護訓練
林野火災防御訓練	車両火災防御訓練
危険物火災等特殊防御訓練	

2 避難救助訓練

- (1) 通信連絡訓練（災害情報の伝達・被害報告・対策の連絡の訓練）
- (2) 非常招集訓練（災害対策活動機関及び人員の招集訓練）
- (3) 避難誘導訓練（避難命令の伝達・誘導方法・避難所の指定・避難誘導隊の組織編成・指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練）
- (4) 警備訓練（災害時の人心の動搖を未然に防ぎ、社会秩序の維持に努めるための訓練、警戒区域の設定、立ち入り禁止区域の設定及び交通の規制等訓練）
- (5) 救護訓練（医療機関、医療従事者、日赤、保健福祉事務所等の協力体制の確立及び救護班等の活動訓練）
- (6) 救出訓練（災害のため生命身体が危険な状態にある者、若しくは、生死不明の状態にある者の搜索又は救出により、その者を保護する訓練）
- (7) 物資輸送と給水訓練（救助物資の輸送、飲料水の供給訓練）
- (8) 炊き出し訓練（避難者、災害対策実施者に対しての炊き出し、配給訓練）
- (9) 水難救助訓練（水難者の救助訓練）

3 動員訓練

災害応急対策責任者は、災害対策活動従事者に対し非常招集訓練を行う。また、時間外における非常招集訓練も適宜実施する。

(1) 非常招集命令の伝達、示達

伝達及び示達は、命令者、集合日時、場所、服装、携行品、招集の理由等を明示した非常招集命令票により行うことを原則とする。電話、FAX、メール及び口頭伝達においても、正確を期し実施する。

(2) 集合の方法

迅速な集合が大原則であるが、訓練においては集合経路の通行不能も想定する。

(3) 点検

動員訓練においては、次の事項を点検する。

- ① 伝達方法、内容の確認点検
- ② 受令時間の確認点検
- ③ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検
- ④ 集合人員の確認点検

4 水防訓練

市は、指定水防管理団体として、水防活動に必要な知識の習得及び情報伝達等の徹底のため、本宮市水防計画に基づき水防訓練を実施する。

5 通信連絡訓練

災害の予防、応急対策における人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持に資するための訓練を実施する。

- (1) 有線訓練（有線系統により、非常通報を迅速かつ的確に実施する訓練）
- (2) 無線訓練（防災行政無線（防災ラジオを含む）等により、情報等の迅速かつ的確な伝達のほか、無線機の操作、無線統制、通信手続き等に関する訓練）
- (3) 中継訓練（無線の防災関係機関相互における中継訓練）
- (4) 衛星訓練（衛星携帯電話等を利用し、遠隔地への応援要請等を伝達する訓練）

6 避難所設置運営訓練

市及び防災関係機関は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮する。

7 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

第3 事業所、自主防災組織、住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産を確保するためには、住民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を強固にしておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、社会福祉施設等、病院、事業所、大規模集客施設及びその他消防法で定められた防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づき、毎年定期的に訓練を実施するものとする。

さらに、地域の一員として事業所等の特性に応じた防災対策行動により、市・消防本部及び地域防災組織が行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

主な訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などとする。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

4 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市、消防本部及び防災関係機関は、防災訓練に広く住民の参加を求め、住民の防災意識普及啓発・高揚及び防災行動力の強化に努める。

市民は、防災対策の重要性を理解し、防災訓練への自主的かつ積極的な参加と、家庭における防

災意識の共有等により、継続的な防災行動の実施に努める。

第4 訓練の評価と地域防災計画等への反映

市は、訓練により地域防災計画及び各種行動マニュアル等が、実態に即し機能するかどうかの点検・評価を行い、防災体制等の改善を図る。

第16節 自主防災組織の整備

【市民部】

災害発生の防止、災害発生時の被害の軽減を図るには、市及び防災関係機関の防災対策はもちろんのこと、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織の設立と自主防災組織を中心とした、地域における相互扶助活動を積極的に行うことが重要である。

さらに、企業等に関しても、災害時に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進に努めることが重要となる。

第1 自主防災組織の育成指導

市及び消防本部、防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を図るために、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）や防災訓練等に際し、地域住民の連帯意識を育み、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。

市は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時に有効な自主防災活動が行われるよう、組織の充実強化を図る指導及び組織の中心となるリーダー育成のための研修、並びに、組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。また、併せて女性の参画促進に努める。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成は、地域に密着した迅速かつ的確な災害応急活動が行えること、及び近隣住民の密接な連携が確保されることを視点に、行政区又は町内会単位の規模で編成するのが望ましい。

なお、編成にあたっては次の点に留意する。

- (1) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (2) 地域内に事業所がある場合は、自主防災組織に事業所の自衛消防組織を積極的に位置づける。
- (3) 防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項を記載する。

各自の任務分担	地域内の危険箇所
訓練計画	各世帯への連絡系統及び連絡方法
出火防止、初期消火、応急手当の実施方法	避難場所、避難経路、避難の伝達方法
消防用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法	

2 日常の自主防災活動

(1) 防災意識の普及等

災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会や各種行事等を活用して、日常から

の備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努める。

また、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図り、地域における高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の確認に努め、避難を余儀なくされた場合に、要配慮者及び家族が自ら何をするか（自助）、地域防災組織は何を支援するか（共助）、あらかじめ要配慮者又は家族と確認し合っておく。

（2）防災訓練等の実施

災害発生時に迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等により住民各自が防災活動に必要な知識と技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にする必要がある。そのため、自主防災組織が主体となり、市、消防本部及び防災関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

① 災害情報の収集伝達訓練

災害時に、市及び防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達する。同様に、地域の被害状況を市及び防災関係機関等に正確に通報する。

② 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等の消防用資機材を使用した初期消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

③ 救出・応急手当の実施訓練

災害時は、救出・救助の手が届くまでの間、地域住民が一致協力して負傷者等の救出と手当を行なうことが命をつなぐ手立てとなるため、救出用資機材の使用方法や自動対外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防本部・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法を習得する。

④ 給食給水訓練

避難所及び家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、炊き出し及び給与・配給方法等を習熟する。

⑤ 避難訓練

自主防災組織避難誘導班を中心とした、指定避難所（指定緊急避難場所）等への迅速かつ秩序ある避難の習熟と、非常持出袋を携行した避難も励行する。

また、要配慮者の自助及び共助避難の安全確保並びに避難の誘導・支援方法の確認を併せて行う。

⑥ 避難所運営訓練

避難所における避難所運営委員会等の設置と管理、市との連絡体制、物資の配給方法などを実践する。

（3）防災用資機材の整備・点検等

災害時の迅速かつ適切な活動に備え、活動に必要な防災資機材の整備に努める。資機材は、定期的に点検し、非常時に確実な活動ができるよう備える。

第4 企業防災の促進

企業は、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコント

ロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設・設備の耐震化、予想被害からの復旧計画策定及び各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市及び各業界の民間団体は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業経営者から従業者に至る一貫した防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業防災力の向上と促進を図る。市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、市は県と連携し、企業が地域コミュニティの一員であることを啓発し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛けるとともに、防災関係機関は防災に対するアドバイス等を行う。

さらに企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及びその地区に事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるため、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第17節 要配慮者対策

【本部事務局、保健福祉部、社会福祉施設等管理者、病院・診療所等管理者】

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

市、社会福祉関係機関及び社会福祉施設管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等と連携し、平常時から緊急連絡体制及び避難誘導支援等の防災体制の整備を図る。

第1 要配慮者の安全確保体制の確立

1 「個別避難計画」、「避難行動要支援者名簿」の作成

市は、災害時に在宅の要配慮者を安全に避難させるため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月、内閣府策定）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

さらに、避難行動要支援者名簿掲載者について、個別避難計画の策定につなげる。

なお、避難行動要支援者名簿については、災対法の一部改正により市長に作成が義務付けされており、個別避難計画策定とともに、本宮市個人情報保護条例（平成19年1月条例第13号）に留意しながら、名簿共有方式に基づく本人同意方式により、援護者となる家族、行政区、町内会、自治会及び自主防災組織等とも連携し作成する。

（1）避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、要配慮者のうち生活の基盤が自宅にある者で、次の要件に該当する者とする。

- | |
|---|
| ① 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定において、要介護3、要介護4又は要介護5と認定された者 |
| ② 65歳以上の単身高齢者（65歳以上の高齢者のみ世帯を含む。）で支援が必要な者 |
| ③ 身体障がい者（身体障害者手帳を所持する者）で支援が必要な者 |
| ④ 知的障がい者（療育手帳を所持する者）で支援が必要な者 |
| ⑤ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持する者）で支援が必要な者 |
| ⑥ 難病患者（特定疾患治療研究事業対象疾患に罹り医療を受けている者） |
| ⑦ 妊産婦及び乳幼児 |
| ⑧ 外国人（特に日本語理解が十分でない者）
※日本語を理解できない外国人であるが、身近に通訳できる方がいる場合は一般市民と同様に対応する。就業を目的とする外国人は、就労企業の避難計画によるものとする。 |
| ⑨ その他市長が必要と認める者 |

（2）避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し記録する。

① 氏名	② 生年月日
③ 性別	④ 住所又は居所

⑤ 電話番号その他の連絡先	⑥ 避難支援等を必要とする理由
⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と求める事項	

(3) 要配慮者情報の利用及び取得

① 市内部での情報集約

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

② 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿作成に必要があると認めるときは、災対法第49条の10第4項の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報提供を依頼する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、隨時、避難行動要支援者名簿情報の確認を行い、日頃から次の方法により避難行動要支援者の把握に努め、関係部局は避難行動要支援者名簿管理担当部局に連絡する。また、名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿情報の提供先（避難支援等関係者）に、定期的に周知する。

① 転入者（避難行動要支援者の要件に該当する要配慮者が新たに転入してきた場合）
② 認定要件等の変更（避難行動要支援者の要件に該当していなかった要配慮者が、新たに避難行動要支援者の要件に該当する場合や、要件を満たさなくなった場合）
③ 死亡・転出（避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合）
④ 長期入院・入所（避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合）

(5) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等のために内部で利用するとともに、円滑かつ迅速な避難支援等実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等に必要な情報を次の避難支援等関係者に提供する。

① 消防機関	② 郡山北警察署郡山分庁舎
③ 民生児童委員	④ 市社会福祉協議会
⑤ 自主防災組織	⑥ 行政区長（町内会長、自治会長）
⑦ 社会福祉事業者	⑧ その他災害時に避難支援等を行う者

(6) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の事項について指導する。

① 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
② 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
③ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

- ⑥ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催するよう指導すること。

(7) 避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合は、別に定める「避難指示等の発令判断基準」に基づき、避難指示等を適切に発令し、要配慮者が円滑に避難できるよう次の事項に注意する。

① 高齢者等避難の発令・伝達

避難行動要支援者の避難にあたっては、「自主避難の呼びかけ」等の「高齢者等避難」の発令が重要であるため、適切に「高齢者等避難」等を発令する。なお、要配慮者にもわかりやすい言葉や表現を使って発令、伝達する。

② 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（防災ラジオを含む）、広報車等による情報伝達に加え、FMコミュニティ放送の利用や、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど、あらゆる情報伝達手段を用いて迅速かつ着実に避難に関する情報を伝達する。

(8) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命及び身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、市は平常時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援者等の協力を要請する。

① 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うが、避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行う。

② 避難支援等関係者の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明し、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第2 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

2 個別避難計画の提供と活用

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・

安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮に努める。

第3 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第4 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が災害時において移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるおそれが高いため、施設そのものの安全性を高めることが重要となる。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や避難者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、市との連携のもとに社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連絡が密となるよう努め、入所者の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設被災後の対応についても検討しておく。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、施設の構造、入所者の判断能力及び行動能力の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所する施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度な不安状態（パニック）、感情の麻痺及び心的外傷後ストレス障害（P T S D）からくる無力感等の症状の顕在化に備え、症状や対処方法等

についての理解を深めさせる教育を実施する。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第5 在宅者対策

1 情報伝達体制の整備

市は、特に一人暮らし高齢者、要介護高齢者及び障がい者（特に、音声による情報伝達が困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制等の整備に努める。また、設置が義務化された住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、在宅者の安全性を高める住宅用自動消火装置等の設置について周知を図る。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者、同家族及び援護者に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加励行などにより、災害に対する基礎的知識等の理解向上に努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報や避難指示等の意味と内容の説明などの啓発活動を図る。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生児童委員、行政区、自主防災組織、市社会福祉協議会、福祉事業所等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人ひとりの要配慮者に対しできるだけ複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定に努めるものとする。

特に、発災初期においては、市の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区や自主防災組織等において地域住民による救出・避難誘導活動（共助）を行うことが求められる。

また、市は要配慮者が避難する際に必要となる避難用器具等の整備に努める。

第6 病院入院患者等対策

病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり高齢者、新生児、乳幼児及び重症患者等の自力で避難することができない患者等について、市内外の医療機関と応援・受入等の連携を構築するとともに、搬送手段の確保を含めた避難計画を作成し、定期的なシミュレーションと避難訓練を行う。

施設管理者が整えるべき体制・計画・教育等については、第4「社会福祉施設における対策」を準用する。

第7 外国人に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者とし、災害時の迅速かつ的確な行動を支援するため、次のような条件、環境づくりに努める。また、多様な機会に防災対策の周知に努める。

- ① 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等、災害関係表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- ④ 外国人の雇用又は接触機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導や支援

第8 避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第9 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者等の生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設を原則とする。しかし、市の指定避難所の多くは物理的障壁を内在するため、市財政健全化計画においてユニバーサルデザイン化について検討するとともに、当面、バリアフリートイレやスロープ等の段差解消設備の事前準備に努める。また、介助・援助を行うことのできる部屋を別に設ける等（仕切りによるスペースの確保を含む）、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2 福祉避難所の指定

- (1) 市は、あぶくま憩の家等の避難所生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設を、福祉避難所としてあらかじめ指定しておく。また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連絡を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を整備する。
- (2) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (3) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

第18節 ボランティアとの連携

【市民部、保健福祉部、市社会福祉協議会】

大規模災害発生時の県内外からのボランティア申し入れに対して、市社会福祉協議会及び市は、関係機関・団体と相互に協力し、受付と調整等を行うための体制整備を図る。

ボランティアの受入れは、医療、看護、高齢者介護及び外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時のボランティア活動は、行政が実施すべき応急対策の補完的役割と避難者個人の生活維持や再建を援助する2つの意義を持つ。

市は県と連携し、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加啓発に努める。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

市社会福祉協議会及び市は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識や技能を持つボランティアの把握に努める。

また、消防関係機関退職者等を対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入を検討する。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 市からの情報提供

災害時ボランティア活動は、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるかなど、的確な情報がないとミスマッチとなり効果的な活動に結びつかないおそれがある。

そのため、市社会福祉協議会及び市は、関係機関等と連携を図り、情報収集・発信及び提供の窓口設置を進め、情報の共有に努める。

この場合、災害対策本部の総合的窓口は市民部が担当し、市社会福祉協議会（ボランティアセンター）と情報を共有し連携する。

なお、情報提供は、市の平常時の事務分掌に基づき各担当部班においても対応する。

2 コーディネート体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体と連携を図り、コーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。

ボランティアセンターは、自発的ボランティアの特性を生かすため、市社会福祉協議会の支援の下、ボランティア関係団体が主体となり、組織の運営が図られよう努める。

市は、災害時のボランティア活動の拠点施設について、公共施設を含め市社会福祉協議会と設置運営に関して協定を締結できるよう協議を進める。

第4 ボランティア保険

市社会福祉協議会及び市は、ボランティア保険の普及啓発を図る。

また、市は、災害時のボランティア保険加入に際して、公的支援を検討する。

第5 ボランティアの種類

ボランティア活動は、一般ボランティアと専門職ボランティアに大別できる。

一般ボランティアは、自分の時間と労務を被災地に提供するものだが、専門職ボランティアには、医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア、介護福祉士等の資格を持つ福祉ボランティア、通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線免許を持つ無線ボランティア等が考えられる。

さらに、災害時にボランティアを受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要な役を担うため、社会福祉協議会及び市は、上述専門職ボランティアやボランティアコーディネーター等の育成方法等を検討しておく。

市は、次の分野を中心として、関係団体等と連携した、ボランティア意識の醸成及び災害ボランティア活動の普及啓発を図るとともに、災害時の受け入れ体制について検討を行う。

一般・福祉ボランティア	市民部、教育部、市社会福祉協議会
高齢者支援ボランティア	保健福祉部、関係支援団体
障がい者ボランティア	保健福祉部、関係支援団体
医療ボランティア	保健福祉部、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会
語学ボランティア	教育部
山地災害・砂防ボランティア	産業部、建設部
救助・救急ボランティア	市民部、保健福祉部
アマチュア無線ボランティア	産業部
被災ペット救助ボランティア	市民部
手話通訳ボランティア	保健福祉部

第19節 危険物施設等災害予防対策

【市民部、産業部、消防本部、該当企業及び団体】

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

2 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、日常点検・定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従業者等に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材を、常に使用可能な状態にするため整備・点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確な防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を行う。

(5) 自主保安体制の確立

県及び市は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講じる。

- ① 危険物取扱者制度の効果的運用
- ② 施設の維持管理及び危険物取扱等の安全確保

3 安全対策の強化

消防機関等は、災害発時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守を図り、危険物取扱施設・公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化・効率化を図る。

第20節 災害時相互応援協定の締結

【市民部、産業部、建設部、保健福祉部、防災関係機関】

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、国、自治体間の相互応援や民間企業などと連携した災害対策を実施する必要がある。また、企業の社会的責任（CSR）の一環として、災害対応へ積極的に協力する企業意識の醸成を図り、被災住民への対応や役務の提供など、様々な場面での企業・団体からの協力を求めるための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 国、自治体間の相互応援協定

1 県内自治体との相互応援協定

本市は、郡山市及び大玉村と3自治体間と、さらにこおりやま広域圏と災害時相互応援協定を締結している。

* 協定内容は、資料編参照。

2 県外自治体との相互応援協定

東日本大震災のように、災害が広域な規模で発生した場合、近隣市町村は同様の被災を受けるおそれが多く、相互応援は機能しないことが立証されている。そのため、本市は、福島地方広域行政圏として、仙南地域広域行政圏を始めとする福島・宮城・山形の4地方広域行政圏（市町村圏）に位置する34市町村と災害時応援協定を締結している。

しかし、東日本大震災は、その範囲を飲み込む規模で発生し、相互応援も機能しない結果となつた。このような反省点を踏まえ、平成23年に埼玉県上尾市と、平成24年に全国へそのまち協議会への加入と併せ、全国8市町村と災害時相互応援協定を締結した。

* 協定内容は、資料編参照。

3 国との相互応援協定

本市は、国土交通省と災害時相互応援協定を締結している。

* 協定内容は、資料編参照。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

本市は、物資備蓄を流通物資に多くを依存するため、災害発生時の支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備え、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定を促進することが重要となる。

そのため、食料・生活必需品、物流・物資配送、燃料等の確保について、応援協定締結について協議を進め、協定締結へ向け努める。

第3 応援協定の公表

市は、市が締結している災害時応援協定について、締結先と内容を市民へ公表する。

第4 連絡体制の整備

市は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年、締結先の電話番号や担当者について確認を行うものとする。また、平常時から支援体制を整備し、応援の要請に対応できる訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【本部事務局、各部・各班】

市及び防災関係機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速で強力かつ効率的に推進するため、法令及び市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによりその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織と機能の全てを挙げ、災害応急対策に取組又は協力する。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、市及び防災関係機関並びに市民に周知することにより、災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への標準的道筋を示すとともに、災害対策本部各部・各班の業務継続計画への目安と位置付けを示すものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の内容・規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、本計画にとらわれずに臨機応変に対応するものである。

2 初動対応において重要な対策

市民の命を守るために必要な初動対応は、以下のとおりとする。

(1) 災害発生後1時間以内

- ① 市民への速やかな避難指示・誘導
- ② 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、市民に向けての市長メッセージ発出
- ③ 通信連絡網の確立
- ④ 被害情報の収集・発信
- ⑤ 災害対策県北地方本部への応援（自衛隊）要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ① 各種公共施設（拠点施設及び避難所優先）の安全確認
- ② 避難所の開設、応急給水開始
- ③ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- ④ 災害時相互応援協定締結自治体への応援要請

(3) 災害発生後6時間以内

- ① 救助活動
- ② 応急復旧作業
- ③ 被害情報と安心情報の発信
- ④ 広域避難の調整

3 標準的時系列行動計画（1）

No	災害応急対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内
1	災害対策本部体制	●災害対策本部設置 ●事務局体制整備 ●関係機関への通知 ●現地対策本部連絡体制 ●本部員会議開催	●本部員会議開催（以降、適宜開催）	
2	情報連絡	●各種情報収集 ●県情報連絡員（県リリンク）受入れ	●定期的な情報収集	
3	職員動員	●職員参集 ●事務局職員参集 ●職員安否確認		
4	災害情報収集伝達	●県へ被害第1報報告 ●関係機関及び住民からの情報収集	●職員による情報収集 ●定期的な被害報告	
5	通信の確保	●防災行政無線（防災ラジオを含むラジオを含む）の確認 ●使用可能な通信手段確認	●使用可能な通信手段通知 ●衛星携帯電話確保 ●NTT緊急通話確保	●アマチュア無線協力要請 ●伝言ダイヤル等活用周知
6	相互応援協力		●県へ応援要請 ●協定に基づく応援要請	●広域応援受入準備
7	広報計画	●緊急市長メッセージ	●被害速報マスコミ提供（以降、適宜提供）	●被災広報 ●安心情報適時広報
8	ホームページ等	●緊急速報メール等による避難指示、情報発信 ●市長メッセージ掲載	●災害対応HP掲載 ●災害情報掲載	
9	消火活動	●地域による初期消火	●消防本部・消防団消火活動	●広域応援消火活動 ●緊急消防援助隊、広域応援へリ要請及び受入体制整備
10	救助・救急	●地域による救急活動	●消防本部救急活動	●広域応援救急活動
11	自衛隊災害派遣	●派遣要請準備 ●県へ派遣要請	●受入体制、作業計画作成	
12	避難・避難所	●避難指示等 ●住民周知 ●避難場所確保	●避難所開設・周知	●県等への避難所設置要請 ●県へ広域避難要請
13	道路の確保	●被害状況収集	●道路開通状況広報 ●緊急輸送路確保	●協定事業者と連携した交通確保
14	緊急輸送	●被害状況収集	●物資受入機能回復 ●ヘリ臨時発着場調査	●緊急輸送物資受入
15	災害警備活動及び交通規制	●避難誘導 ●救助活動	●緊急輸送路確保 ●交通規制実施・周知	●緊急通行車両証明書申請
16	防疫・保健衛生		●防疫本部設置	●防疫活動実施
17	メンタルヘルスケア			
18	廃棄物処理			
19	救援対策（水・食料・生活必需品）		●応急給水開始 ●物資受入拠点選定	●食料必要数情報収集 ●協定先との協議
20	義援物資・義援金受付		●個人の物資受入辞退周知	

No.1～20続き

No	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
1				業務量に応じた本部体制見直し（以降、同）
2				
3				
4				
5				
6		●要請による被災市町村への応援職員派遣	●応援職員受入	
7				
8				
9	●緊急消防援助隊消火活動			
10				
11				
12	●避難所自主運営組織確立 ●旅館ホテル等の二次避難所開設要請		●小規模避難所集約閉鎖検討 ●旅館ホテル等の二次避難開始	
13				
14				
15				
16	●給水、炊出等食品衛生指導 ●井戸水等水質調査		●被災地消毒、ネズミ等駆除	●避難所衛生指導、食事栄養指導
17			●保健師等巡回指導	
18	●ごみ収集・し尿処理体制整備、仮置場検討 ●広域収集処理応援要請		●がれき処理体制検討	
19	●備蓄品等供給 ●生活必需品必要数収集	●流通食料・物資等供給	●ニーズに応じた物資提供	
20		●義援物資要請取りまとめ公表	●義援金受付口座公表	

3 標準的時系列行動計画（2）

No	災害応急対策業務	1時間以内	3時間以内	6時間以内
21	建築物応急危険度判定			●被災地区建築物把握 ●応援要請
22	災害相談窓口			
23	死者の搜索、遺体の取扱			●搜索活動開始
24	上水道応急対策	●被害状況調査	●状況広報 ●優先復旧作業	●広域復旧支援要請 ●日本水道協会へ要請
25	下水道応急対策	●被害状況調査		
26	電力施設応急対策	●被害状況調査	●被害状況広報 ●応急復旧要請	
27	鉄道施設応急対策	●被害状況調査	●運用状況広報 ●利用者の避難所誘導	●応急復旧要請 ●運行再開見通し広報
28	電気通信施設応急対策	●被害状況収集 ●災害優先電話通信確保	●応急復旧要請 ●衛星携帯電話確保	
29	放送施設応急対策	●被害状況調査	●災害情報、被害者向け情報発信（以降、適宜提供） ●応急復旧要請	
30	道路応急対策	●被害状況調査	●緊急輸送道路復旧作業 ●通行規制	●緊急通行路情報広報
31	河川管理施設応急対策	●水防警戒、水門操作 ●被害状況調査	●危険個所安全対策	●応急復旧作業・要請
32	砂防施設応急対策	●震後点検	●危険個所安全対策（危険に応じ避難指示等）	●応急復旧要請
33	ため池施設応急対策	●緊急点検	●危険個所安全対策（危険に応じ避難指示等）	●応急復旧作業・要請
34	公共建築物応急対策	●利用者の安全な誘導 ●被害状況調査	●危険個所安全対策 ●避難所受入準備	●応急復旧作業
35	児童生徒・園児保育所児保護、応急教育対策	●児童生徒の安全な避難 ●被害状況調査	●（安全な場合）家族へ引渡し ●避難所受入準備	
36	文化財応急対策		●被害情報収集	
37	要配慮者等対策	●地域での要配慮者声かけ、避難誘導	●福祉避難所運営	●避難状況把握 ●社会福祉施設等受入要請
38	ボランティア連携			●ボランティア相談窓口設置
39	危険物施設応急対策	●被害拡大防止緊急措置 ●被害状況調査	●関係機関へ報告 ●施設応急点検要請	
40	災害救助法の適用	●県による4号適用検討	●県による内閣府報告 ●市への適用報告	
41	罹災証明書の発行			

No. 21～41続き

No	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内
21		●応急危険度判定実施		
22		●相談員配置検討	●電話専用窓口設置	●避難所へ相談員巡回開始
23	●火葬場稼働状況確認 ●ドライアイス・棺等確保	●遺体収容所設置 ●検死・捜索体制確立	●火葬開始	
24				
25		●復旧計画策定	●復旧作業	
26				
27				
28	●臨時電話設置			
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35		●授業再開方針検討	●学用品要望調査 ●応急教育場所準備	●学用品給与 ●授業再開
36	●応急修理、現状保存		●保管場所被害時の移転作業 ●文化財レスキュー支援要請	
37			●ヘルパー、ボランティア等応援要請	
38	●ボランティアセンター設置	●ボランティア活動調整		
39				
40	●県へ情報提供	●県から適用報告		
41				●住家被害認定調査

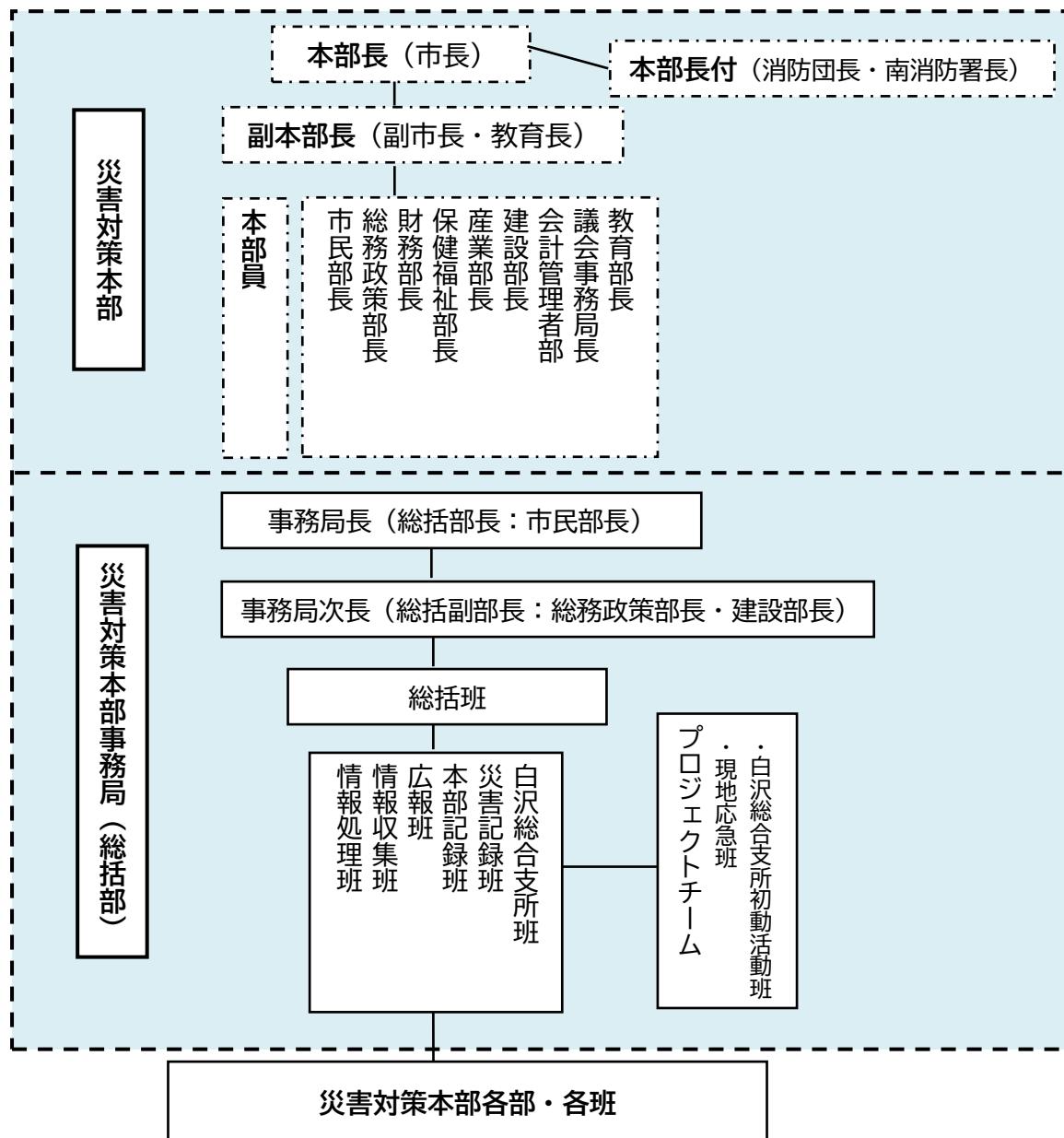
第2 市の活動体制（市災害対策本部）

- 1 市災害対策本部の設置
- 2 現地災害対策本部の設置
- 3 国・県の現地対策本部との連絡調整
- 4 市災害対策本部組織

以上3項目は、第1章 第1節「防災組織の整備・充実」のとおりとする。

市災害対策本部組織

本部組織編成及び事務分掌は、本宮市災害対策本部条例により次のとおりである。



大規模災害発生時は、被害実態及び時間経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するため、目的別に組織編成（部、班編成）を変更することができる。

本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催する。2回目以降は、本部長指示による。なお、本部長の指示により国・県・関係機関の代表をオブザーバーとして参加させることができる。

第2節 職員の動員配備

【本部事務局、配備担当部署】

災害発生時に、初動体制をいち早く確立するため、職員配備基準、職員への動員伝達方法、自主参集の基準等を定める。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置前

	配 備 体 制	配 備 時 期
事前配備	<p>1. 市民部（防災対策課・白沢総合支所）、建設部（建設課・建築住宅課・都市整備課・上下水道課）、産業部（農政課）の少数の人数をもって、災害情報の収集・連絡にあたる。</p> <p>2. 総括部長は、上記関係部長と連絡を密にし、状況に応じ警戒（特別警戒）配備体制に円滑に移行できる体制を執る。</p> <p>関係職員の20%を基準とする。</p>	<p>1. 大雨、台風期において、次の注意報のうち1以上が発表され、なお警報の発令が予想されるとき。</p> <p>(1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報</p> <p>2. 台風の上陸するおそれがあるとき。</p> <p>3. 前号に関わらず、総括部長が必要と認めたとき。</p>
警戒配備	<p>1. 市民部（防災対策課・白沢総合支所）、建設部（建設課・建築住宅課・都市整備課・上下水道課）、産業部（農政課）、総務政策部（総務課・政策推進課）の配備職員をもって、災害発生情報の収集・対策及び予防にあたる。</p> <p>2. 保健福祉部は避難所開設の体制を整え、また、避難支援等関係機関・団体との連絡調整を図る。</p> <p>3. 防災対策課は、災害情報及び被害情報を収集する。</p> <p>4. 関係各部長は、担当課に所管施設等の災害発生状況を調査させ、防災対策課に報告する。</p> <p>5. 災害発生とともに、直ちに災害応急活動が開始できる体制に円滑に移行できる体制を執る。</p> <p>関係職員の30%を基準とする。</p>	<p>次のいずれかの場合であって、総括部長が必要と認めたとき。</p> <p>1. 警報の1以上が発表され、災害の発生が予想される場合。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報</p> <p>2. 乾燥注意報又は強風注意報発表下において火災が発生し、広範囲に拡大のおそれがあるとき。</p> <p>3. 前号に関わらず、総括部長が必要と認めたとき。</p>
特別警戒配備	警戒配備関係部等の長及び所要人員で、災害及び被災の情報を収集し、広報関係機関との連絡活動及び応急対策を行い、事態の推移により全部長等に応急待機を連絡し、災害対策本部体制に移行できる体制を整える。	<p>1. 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲、かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。</p> <p>2. 前号に関わらず、市長が必要と認めたとき。</p>

本部別体制 特別警戒	特別警戒配備体制及び全部長等並びに事務局初動体制により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1. 特別警戒配備体制において、本部設置に至るまでの間又は本部設置に至らない程度において副市長が必要と認めたとき。
---------------	---	---

* 配備要員は、各部等があらかじめ配備基準に基づき定める配備編成計画による。

2 災害対策本部設置後

配 備 体 制	配 備 時 期	
非常配備体制 第一 次	<p>突発的災害に対し、応急処置を取り、救助活動及び情報収集、防災機関との連携、広報活動が円滑に実施できる体制を執ることともに、避難指示及び避難誘導の体制を整える。なお、活動体制は警戒配備職員以外の参集職員とする。</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに次の配備体制に移行できる体制を執る。本部事務局は、常時活動体制とする。</p> <p>全職員の50%を基準とする。</p>	<p>1. 局地的な激甚な災害が発生したとき。</p> <p>2. 複数地域で災害発生が予想されるとき。</p> <p>3. 特別警報が発表されたとき。</p> <p>4. 前号に関わらず、本部長が当該配備を指令したとき。</p>
非常配備体制 第二 次	<p>被害地域における救助・救護活動及び避難誘導を行い、被害を最小限に止めるとともに、避難者対策の体制を執る。</p> <p>各機関への応援要請により、大規模な災害応急対策をとるものとする。</p> <p>全職員の100%を基準とする。</p>	<p>1. 市域の複数地域又は全域にわたり災害が発生したとき。</p> <p>2. 災害救助法による救助が適用される災害が発生したとき。</p> <p>3. その他、市内に重大な災害が突発したとき。</p>

第2 職員の配備体制

1 指揮監督等

- (1) 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備の指揮監督は、総括部長が行う。
- (2) 特別警戒本部体制の指揮監督は副市長が行う。
- (3) 本部長が災害対策本部の配備体制を決定したときは、本部員は各部配備編成計画に基づく配備体制をとる。

2 事前及び警戒配備下の活動

(1) 事前配備下の活動

- ① 総括部長は、必要に応じ気象情報や対策等を防災行政無線（防災ラジオを含む）で市民に伝達するとともに、市域の情報を収集する。
- ② 建設部長は、水位、流量等に関する情報を収集する。
- ③ 関係各部は、市域における情報を防災対策課に報告する。招集部等の長は、情報に基づき当該情勢に対応する措置を検討する。
- ④ 事前配備職員は、自己の所属する部課等の所定の場所に待機する。
- ⑤ 事前配備部課等の責任者は、防災対策課からの情報又は連絡に即応し、待機職員に対し必要な指示を行う。
- ⑥ 事前配備配置職員数は、各部等の長が状況判断で増減する。

(2) 警戒配備下の活動

① 活動の要点

- ア 各部等の長は次の措置をとり、状況を総括部長に報告する。
- ・ 状況把握を当該部課等の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - ・ 関係各部課等及び関係する外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。
- イ 総括部長は、必要に応じ地元コミュニティFM局の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

② 情報の収集・伝達及び被害状況の掌握

総括部長及び招集部等の長は、情報収集及び伝達の体制を強化する。被害が発生した場合は次によりその状況を的確に掌握する。

ア 各部等の長は、所掌事務に関する被害の状況を掌握し、次により総括部長に報告する。

- ・ 被害が累積する見込みのときは、集計日時を明記し隨時報告する。
- ・ 被害の全体像を把握しているか否かを明らかにする。被害が明らかでない地域は、その範囲を付記する。
- ・ 報告の様式は、別に定める。

イ 防災対策課長は、各部等の長から報告を受けた被害状況を集計する。

ウ 各部等の長は、所管外の被害の把握及び市民その他から緊急の通報を受けたときは、速やかに所管部等の長に伝達する。

エ 防災対策課長は、消防機関等の非常配備等状況及び災害応急対策実施状況を収集する。

(3) 特別警戒本部体制下における分掌事務

特別警戒本部体制下における分掌事務は、本部の分掌事務に準ずるものとする。

3 災害対策本部の活動要領

(1) 第一次非常配備体制下の活動

- ① 災害対策本部設置場所は、本部長の指示による。
- ② 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、情報の収集、報告及び伝達の体制を強化する。
- ③ 本部員は、相互の連絡を密にする。総括部長は、客観情勢を判断し必要な応急措置について、隨時副本部長を通して本部長に報告する。また、重要な事項については、本部員と協議し、その結果を本部長に報告し、判断を受ける。
- ④ 本部員は、関係する各本部員及び各部員との相互連絡を密にし、所管する各部における災害対策を実施するとともに、総括部長に隨時活動状況を報告する。
- ⑤ 本部員は、状況把握を部職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせるとともに、出動人員、出動時刻・解散時刻等を総務政策部長に報告する。
- ⑥ 総務政策部長は、総括部長と協議し、各部間の支援体制を強化する。
- ⑦ 本部員は、消防本部、市消防団及び関係外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。また、その状況を総括部長に報告する。

(2) 第二次非常配備体制下の活動

第二次非常配備体制が指令された場合及び被害が発生した場合は、本部員は災害対策活動（応急対応と避難を最優先とする）に全力を傾注するとともに、活動状況を隨時総括部長に報告する。

（3）災害対策本部員会議

- ① 災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長が指定した場所で開催する。
- ② 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出し、説明する。
- ③ 本部員は、本部員会議の招集が必要と判断するときは、事務局次長（総務政策部長）に申し出る。

（4）本部事務局員

- ① 本部事務局員は、災害対策本部長の指名するものをもって充てる。
- ② 本部事務局員は、本部に常駐し災害応急対策の推進にあたる。
- ③ 本部事務局員は、総括部（本部事務局）所管に基づく業務を班の相互協力により行う。

第3 配備人員

配備人員は、各部長等が配備基準に基づきあらかじめ定める配備編成計画による。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長の指示により、配備編成計画によらない配備ができるものとする。配備は、職員ローテーション等に配慮する。

配備職員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通混乱・途絶等の事態を考慮し、庁舎までの距離及び担当業務等を勘案し、あらかじめ所属長が指定しておく。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、本部事務局より一般加入電話等により行う。伝達手段が断絶した場合等、職員は知り得た情報により自らの判断で参考する。

第5 非常参集等

（1）職員は、勤務時間外、休日等（以下「勤務時間外等」という。）において、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、第4の動員伝達の有無に関わらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上において必要に応じ目視などにより被害状況の収集を行うものとし、所属において直ちにその状況を本部事務局に報告する。

（2）本庁日直者及び宿直者は、勤務時間外等において県災害対策課から非常配備に該当する気象通報を受けた場合は、別に定める連絡系統により防災関係課の連絡担当者に通報する。

第6 職員の配備状況の報告と安否確認の実施

本部各部・班長（各課長等）は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を、総務政策部長に報告する。本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、総務政策部長を通じて各部長に応援の指示を行う。

また、各班長は、職員や家族の安否確認を併せて行い、その結果を、各部長等を通して総務政策部長に報告する。

第7 職員の服務

1 勤務時間内の留意事項

- (1) 災害情報に注意を払い、内容によっては会議や出張を中止する。原則として勤務場所を離れない。
- (2) 正規の勤務時間が終了後も、所属長の指示があるまで指定された場所で待機する。
- (3) 自らの言動により、市民に不安や誤解を与えてはならない。

2 勤務時間外等の留意事項

- (1) 災害が発生し、テレビ・ラジオ等の情報により、市内全域又はそれに相当する被害が生じたと察知したときは、参集命令を待つことなく、自主的にあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 災害の影響により、あらかじめ指定された場所に参集することが困難な場合は、所属長の指示に従う。
- (3) 遠距離通勤職員は、事前に所属長と参集について協議しておく。
- (4) 職員又は職員の家族が直接的に罹災した場合は、緊急参集は実質的に不可能である。
- (5) 参集は、災害活動に適する服装とする。また、被害状況に応じては一日分の食料と水を持参する。
- (6) 参集途上において、可能な限り被害状況等を把握し、参集後直ちに所属長又は上司に報告すること。

第8 消防団員の動員

災害対策本部設置時の動員命令は、本部長が消防団長に対し行い、消防団長が消防団本部及び全分団に対し命令する。

災害対策本部未設置時の動員命令は、災害の事案により消防団長が判断し、次により命令する。

① 動員を要する消防団本部・分団名	② 動員の規模
③ 応急復旧活動内容及び場所	④ 装具等
⑤ 集合時間及び場所	⑥ その他必要と認める事項

第3節 災害情報の収集伝達

【本部事務局、建設部、産業部、市民部（本部設置前の気象情報）】

風水害等の災害が予想される場合は、予・警報等の情報を災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に収受・伝達する。

また、災害が発生した場合、災害情報の収集及び災害状況調査は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速かつ的確に行う。

第1 気象通報の伝達

1 気象特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準

(1) 定義

予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれがある場合に、その旨を報告して行う予報。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
情 報	気象等の予報について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 特別警報の種類と発表基準

特別警報	基準
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

* 地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。

* 浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

(3) 注意報・警報の種類と発表基準

	注 意 報	警 報
風 雪 (暴風雪)	平均風速12m/s以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合	平均風速18m/s以上で雪を伴い、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
強 風 (暴 風)	平均風速12m/s以上で、強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合	平均風速18m/s以上の暴風で、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合 表面雨量指数基準： 8 土壌雨量指数基準： 70	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害) 表面雨量指数基準： 15 (土砂災害) 土壌雨量指数基準： 105
洪 水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合 【流域雨量指数基準】 百日川流域 : 5.6 安達太良川流域 : 6.9 五百川流域 : 18.1 仲川流域 : 5.1 【複合基準】 百日川流域 : (5, 5.6) 安達太良川流域 : (5, 6.6) 五百川流域 : (5, 11.5) 阿武隈川流域 : (5, 57.6) 【指定河川洪水予報による基準】 阿武隈川上流 : 阿久津・本宮・二本松	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合 【流域雨量指数基準】 百日川流域 : 7 安達太良川流域 : 8.7 五百川流域 : 22.7 仲川流域 : 6.4 【複合基準】 五百川流域 : (9, 18.8) 【指定河川洪水予報による基準】 阿武隈川上流 : 阿久津・本宮・二本松
大 雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合で、12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山沿いで20cmに到達することが予想される場合	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、12時間降雪の深さが平地で25cm以上、山沿いで35cm以上に到達すると予想される場合

* 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

«参考» ・表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

- ・土壤雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
- ・流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対となる地域・時刻に存

在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

・複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

- * 本市は、中通り、中通り中部又は本宮市として発表される。

注 意 報	
濃 霧	濃霧のため交通機関に著しい支障を及ぼすおそれがある場合で、視程が100m以下
雷	落雷により被害が予想される場合
乾 燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される次の場合 ①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3°C以上の日が継続。
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2°Cより高い場合
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2°C以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）
低 温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合 ・夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5°C以上低い日が数日続くとき ・冬期：最低気温が-8°C以下、又は-5°C以下の日が数日続くとき
融 雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合

(4) 指定河川洪水予報

① 定義

氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断未満の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求め

	る段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 基準地点と基準水位(m)

観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
本宮	4.00	5.00	6.30	7.90	9.293

* 参考：阿武隈川上流（本市上流）観測所

観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
須賀川	3.50	4.50	7.10	7.70	7.991
阿久津	4.00	5.50	6.80	7.90	8.675

* 洪水予報を実施する河川区域：阿武隈川上流左岸又は右岸

(5) 情報

全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。なお、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれがあり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間に100mm以上の降水量)が観測又は解析したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・

	氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が【高】【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
キキクル (危険度分布)	土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。
流域雨量指標の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新される。

（6）その他

① 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

② スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

③ 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報及び漁業無線気象通報

(7) 特別警報の伝達

市は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに住民や官公署に周知する。

(8) 地震後等の警戒等暫定基準

① 暫定基準が設定される警報等

ア 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報

- ・ 震度5強以上の地震を観測した場合
- ・ 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

イ 洪水警報・注意報

- ・ 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- ・ 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- ・ その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られ本市が該当する場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

② 設定区域基準

ア 地震の場合は、震度5強以上が観測された場合

イ その他の事象は、影響を受けるおそれがある場合

(9) 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

(10) 気象情報伝達図

福島県地域防災計画（一般災害対策編）第3章、第3節「災害情報の収集伝達」、防災気象情報の伝達系統図参照。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

市及び防災関係機関は、災害発生に伴い直ちに市域の被害状況調査を行う。

特に大規模災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、県と連携し若しくは必要に応じ消防本部、警察署及びその他の関係機関と緊密な連携を取り、現地調査に加え写真やビデオ等の画像情報を活用するなど、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、被害状況の収集には、下記の点に留意する。

(1) 被害状況の掌握

① 災害が発生した場合の各部門別の被害の状況は、(1)「被害状況等の報告」(2)「被害区分別報告系統」により各部等において掌握する。掌握した被害の被害状況は、各部長がとりまとめ本部事務局に報告する。

各部等の長は、所管する事項以外の被害について、他の機関等から応急対策の措置を要する

緊急の報告を受けたときは、これを担当部等の長に伝達する。

- ② 被害状況の収集は、災害発生初期においては人的被害及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集する。

前号の災害規模及び状況が判明次第、公共施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。

- ③ スマートフォンやドローンなど、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行う。

（2）応急対策報告の収集

防災関係機関の被害報告は、被害状況、当該機関の行った防災体制、災害応急対策及び措置状況を併せて報告する。

（3）防災情報の通報

市は、防災関係機関から収集した各種災害情報、気象情報、水防情報等を整理し、これらの災害情報から関係防災機関が災害応急対策を講ずる上で必要な防災情報を、2「被害状況等の報告」

（2）「被害区分別報告系統」により、当該防災機関に通報する。

2 被害状況等の報告

（1）県等への報告

- ① 市は、県が指定する様式及び日時により、被害状況の調査内容をまとめ、速報と確定を区分して具体的に報告する。
- ② 県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により福島県県北地方振興局へ報告する。
- ③ 被災等で防災事務連絡ネットワークが使用できない場合は、加入電話・FAX、電子メール、衛星携帯電話等で報告する。
- ④ いずれの方法によっても県へ報告できない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、同様に県北地方振興局へ報告することができない場合は、直接、県災害対策本部に報告を行う。
- ⑤ 大規模災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話により総務省消防庁及び県災害対策本部に報告する。
- ⑥ 被害状況の報告先

ア 県災害対策本部（危機管理総室）

		電　　話	F　A　X
N　T　T　回　線		024-521-7194	024-521-7920
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-81-11-201-2632 TN-81-11-201-2640	TN-81-11-201-5524

イ 災害対策県北地方本部（県北地方振興局県民生活課）

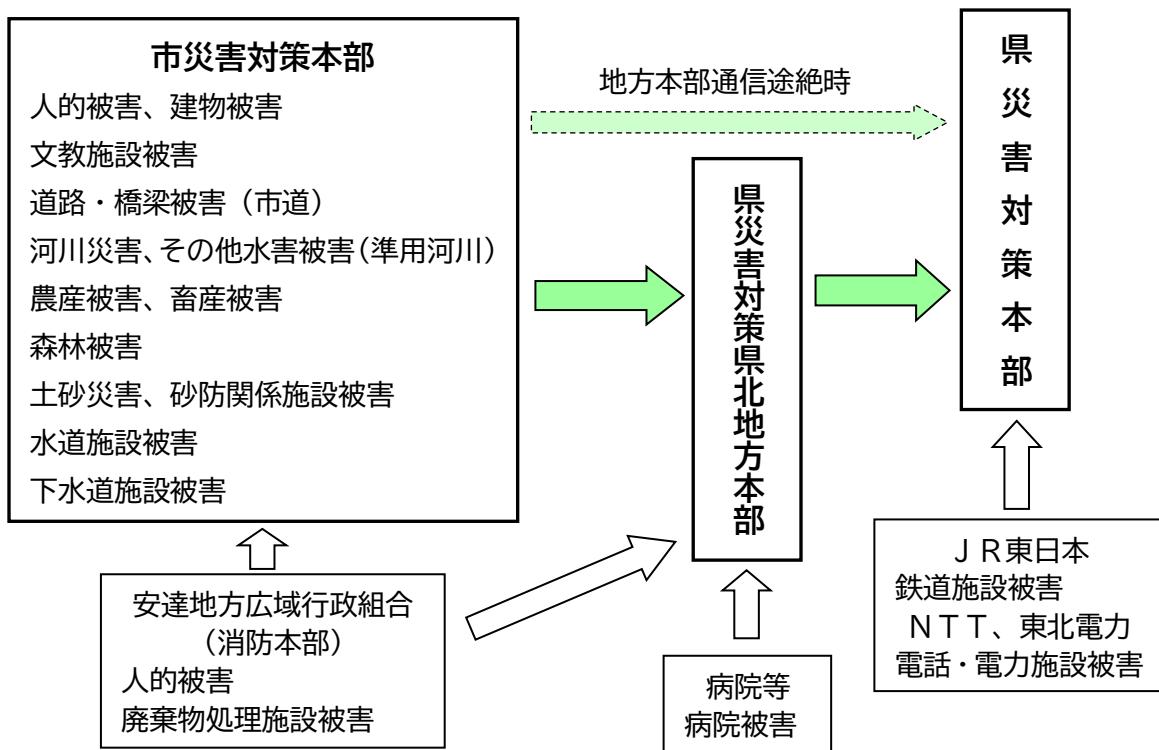
		電　　話	F　A　X
N　T　T　回　線		024-521-2709	024-521-2855
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	007-201-7571	007-201-7562
	地上系	TN-8-11-205-01	TN-8-11-205-10

ウ 国（総務省消防庁）

		平日（9:30～18:15） 応急対策室	左記以外 宿直室
N T T回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	90 - 49013	90 - 49102
	FAX	90 - 49033	90 - 49036
総合情報通信	電話	TN - 048 - 500 - 90 - 49013	TN - 048 - 500 - 90 - 40102
ネットワーク	FAX	TN - 048 - 500 - 90 - 49033	TN - 048 - 500 - 90 - 49036

- ⑦ 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を速やかに収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- ⑧ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、国、県及び指定公共機関と協力し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況について把握するよう努める。また、市は、市内における備蓄の状況、医療的援助が必要な者などを配慮者の有無の把握に努める。

(2) 被害区分別報告系統



(3) 報告の内容と種類

市は県へ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況及び応援の必要性等を連絡する。

また、県は市へ、自ら行う応急対策の活動状況等を連絡する。

① 報告の種類

概況報告（被害速報）	被害が発生した場合に直ちに行う
中間報告	被害状況を掌握した範囲でその都度行う。被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記する
確定報告	被害状況が確定した場合に行う

② 報告様式

県が定める様式による。

第4節 通信の確保

【本部事務局、財務部、市民部】

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報連絡体制を最優先に連絡責任者を配置するなど、迅速・正確・円滑な通信連絡体制の整備に努める。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行う。また、障害が発生したときの復旧要員の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 市・県・防災関係機関における、災害に関する情報の伝達、被害情報の収集伝達及び応急対策に必要な指示・命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話使用は、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 市・県・防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メール情報を埋没させることが無いように、情報の受け手は速やかに内容を確認の上、担当部署に割り振る若しくは対応する。
- (5) 情報通信手段が制約される場合は、県が通信手段を判断し指定する。

2 各種通信施設の利用

（1）非常無線通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話や防災行政無線等が使用不能になったとき、福島地区非常通信協議会構成員及び社団法人アマチュア無線連盟福島県支部等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。

（2）通信施設所有者の相互協力

市及び防災関係機関は、有線の専用通信施設のある警察、鉄道及び電力会社等と、電気通信事業法第8条に基づく協議を整えておく。

（3）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

市は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

3 災害対策本部移設の場合の措置

防災拠点（市役所本庁舎）の被災により災害対策本部を移設する場合は、移設先有線電話、衛星携帯電話及び防災行政無線可搬型の移動局により通信を行う。

第2 市防災行政無線(防災ラジオを含む)の運用

災害時における、住民への警報等の伝達、避難指示等に活用する。

第5節 相互応援協力

【本部事務局、市民部、総務政策部】

災害時における、防災関係機関相互の連携体制並びに他の地方公共団体及び関係機関との相互応援協力により、適切な応急対策に結びつける。

第1 県との相互協力

1 県との相互協力

- (1) 市長は、被災時の災害応急対策（広域避難対策、庁舎機能の低下・喪失・移転対策を含む。以下、同。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（危機管理総室）に応援（職員の派遣を含む。以下、同。）若しくは応援の斡旋を求め、又は災害応急対策の実施を求めることができる。
- (2) 市長は、災害時の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を求めることができる。
- (3) 市長は、総務省が構築した「被災市区町村応援職員確保システム」により、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員の派遣を要請することができる。
- (4) 市長が、知事に職員の派遣・職員の斡旋若しくは応援を求め、あるいは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

① 災害の状況及び応援を求める理由	② 応援を要請する機関名
③ 応援を要請する職種別人員、物資等	④ 応援を必要とする場所、期間
⑤ その他必要な事項	

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

災対法第72条に基づき、知事が応急措置の実施について必要な指示、又は他の市町村長を応援することを指示した場合、知事指示に係る応援に従事する者は、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第2 国に対する応援要請

1 市長の応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、災対法第29条により、指定地方行政機関の長に対し、当該機関に職員の派遣を要請することができる。
- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、災対法第30条により、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

2 手続き

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。また、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるときも同様とする。

① 派遣を要請する理由	② 派遣を要請する職員の職種別人員数
③ 派遣を必要とする期間	④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項	

* 派遣された職員の身分の取り扱いは、災対法施行令第17条に基づく。

第3 緊急消防援助隊への派遣要請

市長は、大規模な災害等に際し、市内の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請する。

第4 民間事業者との災害時応援協定

市は、第1章、第20節「災害時相互応援協定の締結」による災害時応援協定に基づき応援を求める。

第5 公共的団体等との協力

1 市は、区域内における公共的民間団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

公共的団体等との協力業務及び方法は、災害時に効率的な活動を行うため協定書等の方法により、その内容の相互理解を図る。

- ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ② 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ③ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- ④ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- ⑤ 避難誘導、避難所内避難者の救援業務に協力すること
- ⑥ 避難者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること。
- ⑧ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ⑨ 権災証明書交付事務に協力すること。
- ⑩ その他の災害応急対策業務に関すること。

ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、女性団体等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6 受援体制の構築

市は、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報

【本部事務局、総務政策部、市民部】

災害時に、市民（被災地住民含む）及び市外関係者に正確かつ分かりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、市及び防災関係機関は災害発生後、連携して広報活動を展開する。

第1 広報活動

1 報道機関等との連携

市は、報道機関が行う災害報道のための取材活動及び資料の提供依頼に、積極的に協力する。

この際の広報の窓口は、本部事務局とし、混乱の中で不正確な情報が提供されるのを防ぎ、災害の拡大を防止し、住民の安全・安心につながる情報を積極的に広報する。

2 市の広報活動

市は、防災関係機関と連携を図り、住民に対し防災行政無線（防災ラジオを含む）、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話への緊急速報メール及びFM Mo t . C o mもとみや等を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

被災者の必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害の発生から時間の経過に伴い刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するよう心掛ける。

3 広報の内容

(1) 地域の被害状況に関する情報

(2) 当該地区における避難に関する情報

避難指示等の発令判断基準	受入施設に関する情報
指定避難所以外に避難した被害者への支援に関する情報	

(3) 地域の応急対策活動に関する情報

救護所の開設に関する情報	電気、電話、水道の復旧に関する情報
交通規制、交通機関及び道路の復旧に関する情報	

(4) 安否情報、義援物資、義援金の取り扱いに関する情報

(5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む）

給水及び給食に関する情報	防疫に関する情報
臨時災害相談所の開設に関する情報	被災者への支援に関する情報
電気、ガス、水道による二次災害防止に関する情報	
犯罪防止、流言飛語の防止呼びかけ	

4 報道機関への発表

(1) 報道機関に対する災害情報等の発表は、記者会見方式を原則とし、交通規制等で報道機関が参集できない場合は、加入電話、FAX等の手段で行うことができる。

(2) 発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づき集計されたもののうち、本部長が必要と認める情報により行う。

(3) 本部事務局は、報道機関へ発表する情報を本部員会議で共有するとともに関係機関へ送付する。

(4) 警察署への発表は、原則として本部事務局が行うこととするが、災害事案によっては担当する部等の長又は次長が行う。

5 災害記録映像の撮影及び収集

本部事務局は、災害現場等を写真等の画像で記録するとともに、各班の被害状況調査に際して撮影した画像の収集と整理を行う。

6 広報活動計画

本部事務局は、次の項目につき、あらかじめ広報活動計画を定めておく。

(1) 災害広報を行う車両と人員の確保等

(2) 公共放送機関との連絡体制

7 停電時の災害広報

基地局及び中継局の統制台は、約20時間動作可能である。しかし、万全を期すため停電直後に次の対応を行う。

ア 操作卓警報ブザーを切る

イ 停電時刻を記録

ウ 東北電力ネットワーク(株)に停電地域・復旧見込照会

エ 長時間停電時は発電機を準備

8 要配慮者に配慮した広報の実施

次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

ア 外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報

イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施

第7節 救助・救急

【本部事務局、市民部、消防本部、消防団】

災害応急対策の最優先事項は、災害から住民等の生命及び身体の安全を守ることである。そのために、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員及び資機材等を優先的に投入し、救助活動を行う。

市及び消防本部は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら救助・救急活動を行う。市民及び自主防災組織は、自発的に救助・救急活動を行い、また救助・救急活動を実施する防災関係機関に自ら協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期救急と行方不明者の救助に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
 - (4) 救助活動は、可能な限り市、消防機関又は警察と連絡を取り、その指揮を受ける。
- 2 風水害及び土砂災害等の被災者等への救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、平常時から次の措置を行い災害に備える。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 市による救助活動

- 1 市は、消防本部及び市消防団と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。

救助活動は、警察機関や地域の実情に精通した住民等と密接に連携して実施する。

救助活動の状況は、逐次、県に報告する。
- 2 市は、自ら被災者等の救助活動を行うことが困難な場合、次の事項を示して県に救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する事項
- 3 市は、市域で予想される災害、特に水害・土砂災害及び建物等倒壊による被災者等の救助活動に備え、平常時から次の措置を行い災害に備える。
 - (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具について、所在及び調達方法を計画する。

そのため、関係機関団体との協力体制を確立するとともに、建設業以外の地域企業が所有する救助に有効な資機材、機械器具等について所有の有無を調査し、災害時の協力を求めておく。

- (2) 大雨に伴う土砂崩れ等により孤立が予想される地域については、孤立者の救助方法、当該地域と市との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互連絡体制を確立しておく。
- (3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対する、救助活動の指導及び意識啓発を行う。
- (4) 自主防災組織への救助活動用資機材配備の促進を図る。
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導。

第3 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 広範な被害が発生し多くの負傷者がいる場合の救助・救急活動は、救命処置の必要性をもってトリアージを実施し、優先救助・救急処置を行う。救命措置を要しない他の負傷者には、医療班による処置が施されるまでの間、可能な限り、消防団、自主防災組織及び付近住民に応急処置対応の協力を求める。

救助・救急活動は、他の防災機関と連携をもって行う。

- (2) 同時に比較的小規模な被害が発生した場合の救助・救急活動は、救命効率を優先順位に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急が必要な現場は、努めて救助隊と救急隊が連携して出動し、救命効率を確保する。
- (2) 救助を必要としない現場は、救急隊が出動し、救命を要する重傷者の救急を優先する。

第4 広域的な応援

大規模災害の発生により、消防本部のみでの救助・救急活動が困難な場合は、隣接市町村相互応援協定及び広域相互応援協定等による派遣要請を行う。

災害の規模が著しく大規模な場合、市長は必要に応じ、県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第8節 自衛隊災害派遣要請

【本部事務局、市民部】

災害発生時における、迅速かつ円滑な災害派遣活動の実施を目的に、自衛隊災害派遣要請を行う場合の手続き等を示す。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請の要求

市長は、災害を予防し又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために必要と認めるときは、災対法第68条に基づき県知事に自衛隊派遣要請の要求をする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊派遣の要請要件は次の3点で、要請の範囲は下表による。

ただし、特に人命に関わる救急患者や薬等の緊急輸送は、災対法に規定する災害以外でも、災害派遣と扱う。

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のため必要。
- (2) 緊急性、公共性がある。
- (3) 他の機関の応援等により対処できない場合。

① 被害状況の把握	② 避難者の援助
③ 遭難者等の搜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動（空中消火を含む。）	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 開应急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	
⑩ 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）	
⑪ 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）	
⑫ 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）	
⑬ その他（知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの）	

* ⑪の内、不発弾処理は県警本部の範囲となる。

3 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊派遣要請は、県北地方振興局長を経由し、県知事（災害対策本部総括班）へ要請する。

要請は、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接県知事（災害対策本部総括班）に要請し、事後、文書を送達する。この場合でも、速やかに県北地方振興局長へ連絡する。

- ① 提出（連絡）先 福島県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班
- ② 提出部数 2部
- ③ 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要する事由	イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容	エ その他参考となるべき事項

(2) 何らかの理由で前項の要求ができない場合、市長は、福島駐屯地司令に対し、自衛隊災害派遣要請をする。この場合、速やかに県知事に連絡する。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、県知事の要請を待つことまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を県知事（災害対策本部総括班）に通知する。

◆ **自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口：陸上自衛隊福島駐屯地**

担当区域	福島県全域
担当窓口	陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科 TEL 024-593-1212 内線235 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01) 時間外普通駐屯地当直指令 内線302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

第2 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の協力

市・県・警察機関・消防機関等は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関と競合重複の排除

県及び市は、派遣部隊の活動が、他の災害救助復旧機関と競合しないよう、効率的な作業分担を配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

県及び市は、自衛隊に作業を要請又は依頼するにあたり、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立し、諸作業に關係ある管理者の了解を取り付けておく等の配慮を行う。

また、自衛隊が円滑かつ効率的に活動できるよう、常に關係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業地区毎に責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び場所

4 市における自衛隊との連絡体制の確立

自衛隊との連絡調整窓口は、本部事務局とし、円滑かつ迅速な措置がとれるよう災害現場に自衛隊と共同の連絡所を設置する。

5 派遣部隊の受け入れ

市は、自衛隊派遣決定に伴う知事との協議に基づき、次の事項について自衛隊受け入れ体制整備に協力する。

① 本部事務室	② 宿舎
③ 材料置場、炊事場	④ 駐車場（車1台当たり3m×8m）
⑤ 臨時ヘリポート（観測用□30m、多用途□50m、輸送用□100m）	

* 派遣部隊の本部は、原則として市と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密

な連絡を図る。

第3 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合とする。撤収は、関係機関との事前調整を踏まえるものとする。

第4 経費の負担区分

1 県・市の負担

災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費。

その区分を定めがたいものについては、県・市・部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備・損料・更新並びに災害地への往復等の経費。

第9節 避難

【本部事務局、各部・各班、教育部、郡山北警察署本宮分庁舎
消防本部、消防団、防災関係機関、市社会福祉協議会】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るために行動」である。

災害時の人的被害を軽減するため、市及び防災関係機関が連絡調整を密にし、要避難区域の住民等を迅速かつ適切に安全な場所に避難誘導する。

特に、要配慮者に対する情報伝達と避難誘導、及び避難場所における生活等には配慮に努める。

第1 避難指示等の発令

市長は、災害から人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

避難指示等発令の実施責任者は、次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、又は自主避難が行われたときは、関係機関は相互の連絡を取り合う。

また、災害の発生があると予想される場合は、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて住民に周知徹底する。

この際、市は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容及び伝え方（放送開始時の音楽や声のトーンなど）を工夫すること、できるだけ簡易な用語を用いること、具体的な雨量や河川の水位等の情報を交えるなど緊急性を示唆すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、避難指示等について、第1章 第11節 第1で策定した避難指示等の判断基準をもとにしつつ、国や県からの情報も踏まえて柔軟な対応を行い、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯の高齢者等避難や避難指示の発令に努める。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難

に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

2 避難指示等の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

① 避難指示者	② 避難対象地域
③ 避難先とその場所	④ 避難経路
⑤ 避難指示等の理由	⑥ その他必要な事項（避難の注意事項等）

3 避難指示等権者

	実施責任者	措 置	実 施 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	市 長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	市 長 (災対法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知 事 (災対法第60条)		災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
知事及びその命を受けた者 (地す防止法第25条) 同 上 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示		地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
			洪水又は氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
警察官 (災対法第61条)	立退き及び立退き先の指示		市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。
警察官 (警職執行法第4条) 自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置		重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
			災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、派遣命令を受けた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	市 長 (災対法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物へ	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行

		の待避等緊急安全確保措置	うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。
--	--	--------------	-------------------------------

4 避難指示等の要否を検討する情報

浸水・洪水	浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指標の予測値がある。
土砂災害	土砂災害が発生するかどうかは、土壤や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを表す土壤雨量指標等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。
その他	事象により本部長判断

5 指定行政機関等による助言

市は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水害 福島地方気象台、河川管理者（県河川整備課、福島河川国道事務所、各建設事務所等）、県（災害対策課）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県土木総務課、福島河川国道事務所、各建設事務所等）、県（災害対策課）

6 避難指示等実施者

「指示」は、災害応急対策の第一次的責任者である市長（本部長）の行為であるが、不在でかつ連絡が取れない場合は、次により直ちに次順位のものが発令する。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	いざれも困難
副市長	教育長	総括部長	総務政策部長	財務部長	議会出席部長順

7 避難措置の周知等

（1）知事への報告

市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告する。住民が、自主的に避難した場合も同様とする。

① 避難指示等の発令の有無	② 避難指示等の発令時刻
③ 避難対象地域	④ 避難場所及び避難経路

⑤ 避難責任者	⑥ 避難世帯数、人員
⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時間等	

避難及び緊急安全確保の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告する。

(2) 住民周知

市は、自ら避難指示等を発令した場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合、迅速に住民に周知する。周知は、次に掲げる手段の内、地域の実情を考慮しいずれかの手法で行う。場合によっては、二つ以上の手法を併用する。

なお、解除の場合も同様（警笛・サイレン等の信号伝達、緊急速報メールを除く）とする。

- ① 防災行政無線（防災ラジオを含む）による伝達
- ② FMコミュニティ放送への割込みによる伝達
- ③ 緊急速報メールによる伝達
- ④ 警笛・サイレン等の信号による伝達
- ⑤ 広報車・消防自動車による巡回広報による伝達
- ⑥ ラジオ・テレビ等の報道機関の協力を得ての伝達
- ⑦ 市ホームページ掲載やSNSによる伝達

(3) 関係機関との連携

市は、自ら避難指示等を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合、速やかに警察、消防本部、市消防団その他防災関係機関等へ通知し協力を得る。

(4) 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域設定権者

実施責任者	根拠法 令
市長	災対法第63条
警察官	災対法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2
消防吏員又は消防団員	消防法第28条
派遣命令を受けた部隊の自衛官	災対法第63条、ただし市長及び警察官が現場にいないときに限る
知事	災対法第73条

2 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合に、生命及び身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに警戒区域を設定する。警戒区域は、指定区域を定め、ロープ等により

これを明示し、その区域への立ち入りの制限・禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域設定者は、避難指示等と同様に、住民及び関係機関等にその内容を周知し、避難等の支障を回避する。

第3 避難の誘導

避難実施要領（災対法、国民保護法及び原子力災害対策特別措置法に基づく避難実施要領）を、別に策定する。

1 実施機関

避難は、住民が自主的に避難する場合を除き、災害応急対策の第一次的責任者である市長又は避難指示等を発令した避難指示権者が、その措置に当たる。

2 避難指示等の伝達

市は、防災行政無線（防災ラジオを含む）と併用して、広報車による伝達やララート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

- (1) 避難の経路は、できる限り危険な道路・橋・堤防・その他新たな災害発生のおそれのある場所を避ける。
- (2) 危険な地点には、標示や縄張りを行うほか状況により誘導員を配置し安全を期す。
- (3) 要配慮者には、別に策定する個別避難計画に基づき、自助・共助及び公助を駆使し避難を支援する。
- (4) 誘導中の事故防止に努める。
- (5) 避難は、避難先でのコミュニティ確保等を考慮し、行政区等の単位を基準とする。
- (6) 避難誘導は、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

4 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難の順位は、概ね傷病者、高齢者、歩行困難な者、幼児、学童、女性、一般市民、災害応急対策従事者、ペットの順とする。

5 携行品の制限

避難に際しては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品、その他最小限の日用品等々、最小限とすることが望ましい。携行品リストは、ふくしまマイ避難ノートを参照。

5 避難誘導者

住民等の避難誘導は消防団員が行い、地域の自主防災組織が自発的に協力する。学校・団体・企業等では、各施設等が策定する防災計画による。

6 避難経路の確保

警察官等の避難措置実施者は、要避難地域から避難所までの避難路を確保するため、自動車通行規制、荷物運搬等の制止など通行の支障となる行為を排除・規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

施設管理者は、各々の避難計画に基づき職員及び入所者に避難等の情報伝達を行う。

情報伝達にあたっては、入所者に過度の不安を抱かせないよう配慮する。（以下、同。）

(2) 在宅者対策

市は、防災行政無線（防災ラジオを含む）を活用するとともに、市社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、支援を必要とする者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

情報伝達に際し、仲介する者がいない聴覚障がい者には、音声以外の情報伝達方法をあらかじめ個別避難計画に定めておく。

(3) 病院入院患者等対策

施設管理者は、各々の避難計画に基づき職員及び患者等に避難等の情報伝達を行う。

(4) 外国人に対する対策

市は、日本語を解せる若しくは通訳できる方がいる場合は、一般住民と同様に対処する。

企業等の就業者に対しては、企業等が各々に定める避難計画に基づき情報伝達を行う。企業等の避難計画は、宿舎滞在中の外国人の避難を想定する。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

施設管理者は、各々の避難計画に基づき職員が入所者を避難所へ誘導する。避難誘導は、近隣住民等の協力が得られるよう平常時から連携を密にしておく。

避難誘導に際しては、入所者の実態に即した避難用器具等を用いる。

老人デイサービスセンター施設においても、各々の避難計画に基づき避難誘導を実施するが、車椅子利用者が多数を占めることを踏まえた避難を行う。

(2) 在宅者対策

市は、市社会福祉協議会、民生児童委員、消防団及び自主防災組織の協力を得て、避難を誘導する。避難の必要な要配慮者は、平常時に実態に即した避難用器具を準備しておく。

(3) 病院入院患者等対策

施設管理者は、消防計画に基づく組織体制により、職員が患者等を避難誘導する。必要に応じて、無床診療所及び調剤薬局等からの応援も検討しておく。

患者の避難施設は、医療・救護設備が整備された病院等とし、あらかじめ取り決め等を交わしておく。

第5 広域的な避難計画

別に策定する避難実施要領に基づく。

1 県内市町村間の避難調整

(1) 県の役割

被災市町村と受入市町村との調整は県が行う。

(2) 市が被災し県内に広域避難する場合

広域避難に際し、行政区等同一コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に避難先の

割当を周知する。避難手段を持たない避難者へは、県と協力して輸送手段を調達する。

開設避難所には、可能な限り職員を配置し避難者の状況把握を行う。

(3) 市が被災市町村からの広域避難を受け入れる場合

避難所の開設や被災市町村と協力した避難所運営を行う。

2 県外避難の調整

市長は、避難者の県外避難の必要を認めた場合は、知事に都道府県間の調整及び輸送手段の調達等の支援を要請する。若しくは、相互応援協定に基づき直接調整を行う。

3 病院、社会福祉施設等の要配慮者の広域避難

受入元と受入先の病院・施設間の連絡調整は県が行う。併せて、症状に応じた輸送手段を確保し広域避難計画を実施する。

第6 安否情報の提供

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合に、避難者の安否に関する情報について照会があった時は、回答することができる。その際、当該安否情報に係る避難者又は第三者の権利使役を不当に侵害するがないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、避難者に関する情報の収集に努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 避難者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由
- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ① 避難者の同居の親族である場合、避難者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- ② 避難者の親族（①以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、避難者の負傷又は疾病的状況
- ③ 避難者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められるものである場合、避難者について保有している安否情報の有無

2 避難者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、避難者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、避難者に係る安否情報を提供することができる。

第10節 避難所の設置・運営

【本部事務局、保健福祉部、教育部、自主防災組織、行政区、市社会福祉協議会】

避難所は、災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に指定する公共施設又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所は、市長が設置する。
- (2) 市域で措置不能の場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村を超える広域避難が必要となり、市が開設する避難所だけでは避難者を受け入れできない場合、市は相互応援協定等により受入市町村に避難所開設を要請する。

2 市長（本部長）の措置

市長が定める指定避難所は、第6編「資料編」に記載する。

市は、避難所の開設や運営・方法等を明確にしたマニュアル等の作成に努める。

(1) 避難所の開設

避難所は、資料編避難所一覧表の中から、災害事案及び被災地域を踏まえ安全適切な場所をその都度選定し、避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設し、直ちに避難に供する体制を整備する。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、速やかに避難者に避難所開設場所を伝達し、避難者の誘導・保護にあたる。

避難所は、別に策定する「避難所運営マニュアル」により管理運営を行う。

さらに、次の開設及び受入状況の日次集計等を、毎日、県に報告し必要帳簿類を整理する。

① 避難所開設の日時及び場所	② 箇所数及び受入人員
③ 開設期間の見込み	

(2) 避難所の周知

市は、速やかに避難所開設を住民等に周知し、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県、県警察及び自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。

① 避難者の受入

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

② 避難者に対する給水、給食措置、清掃等

③ 負傷者に対する医療救護措置

④ 避難者に対する生活必需物資の供給措置

⑤ 避難者への情報提供

必要に応じ、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器等の設置を図る。

⑥ 感染症対策

市は、防災担当部と保健福祉部が連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

⑦ その他被災状況に応じた応援救援措置

避難の長期化に際しては、生活環境整備及び性別・プライバシーにも配慮する。

(4) 県有施設の利用

市は、指定避難所で受入に不足をきたす場合、避難者を一時受け入れるため県有施設の一部の提供を要請する。

県有施設の管理者は、受入の用に供する施設の部分を明示し提供する。受入した避難者は、市が救援措置を行う。

(5) その他の施設の利用

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

(1) 避難所は、別に策定する「避難所運営マニュアル」により管理運営を行う。

(2) 市は、避難所運営に要する最低限の行政担当者を配置する。また、必要により警察官の配置を協議する。

(3) 避難所運営は、行政区（町内会）、婦人会、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て行い、これら協力団体等で役割分担を確立し（避難所運営委員会設置までの間）、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を創造する。

なお、学校施設が避難所になった場合は、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所運営を行う。

(4) 市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからぬよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年や高齢者等の意見も反映できる体制整備に努める。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格を合わせ持つことから、ライフラインの支障等により物資・食料の確保が困難な在宅避難者への支援拠点ともなることを考慮した運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生により広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに支援制度等を案内するため、避難先及び安否を市に連絡するシステムを構築する。

3 避難所生活の長期化対策

(1) 設備の整備

市は、避難者のプライバシー及び性別対策の確保、寒暖対策、入浴や洗濯対策等、生活環境の改善対策を必要に応じ講じる。

① 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	② 間仕切り用パーティション
③ 冷暖房機器	④ 洗濯機・乾燥機
⑤ 仮設風呂・シャワー	⑥ 仮設トイレ
⑦ テレビ・ラジオ	⑧ インターネット情報端末
⑨ 簡易台所、調理用品	⑩ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう必要に応じ対策を講じる。また、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。市は、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等避難者一人ひとりの多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

5 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化

生活面での障害が除去されたユニバーサルデザインへの配慮が整っていない施設を避難所とした場合は、誰もが利用しやすいよう、バリアフリートイレやスロープ等の仮設に努める。

また、要配慮者と一般避難者が同一避難所へ避難する場合は、介助や援助が行える部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境整備に努める。

(2) 医療・救護・介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対し、救護所設置を予定する避難所への避難若しくは救護所に指定する医療機関へ避難できるよう努める。

拠点救護所は、本宮市民元気いきいき応援プラザ「えぼか」に設置する。

また、介護や援護を必要とする者に対し、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、必要に応じヘルパーの派遣に努める。

(3) メンタルヘルスケア及び栄養・食生活支援の実施

市は、県や関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する避難者、特に乳幼児・児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師や栄養士等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）の実施、また、栄養相談及び栄養管理、調達、調理等の実施に努める。

(4) 施設及び設備の整備

市は、要配慮者に配慮した施設・設備のユニバーサルデザイン化に努める。

6 指定避難所以外の避難者への支援

(1) 在宅避難者及び車中生活を送る避難者への支援

市は、避難所に避難している避難者だけでなく、在宅の避難者及びやむを得ず車中生活を送る避難者に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、指定避難所以外に避難した避難者及び在宅避難者に、世帯情報及び健康状態の情報提供を求め又は各戸訪問により避難状況の把握に努める。また、それらの方々には、場所を定めて避難所における措置相当の措置を提供する。さらに、各種支援措置が確実になされるよう在宅避難者に指定避難所への移動に理解を求め、各種支援措置の円滑化に努める。特に、災害拠点施設（市役所本庁舎及び白沢総合支所）に避難された方には、早期に指定避難所への移動を求める。

第11節 医療（助産）・救護

【本部事務局、保健福祉部等各部・各班、消防本部、安達医師会、歯科医師会、薬剤師会】

大規模災害発生時は、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため災害時における救急の初動態勢を整え、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療（助産）救護活動を図る。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

県北保健福祉事務所は、市、安達医師会及び県歯科医師会（安達方部会）と連携し、医療機関の被害状況の収集・把握に努め、県（保健福祉部）に報告する。医療機関から県北保健福祉事務所への報告は、広域災害救急医療情報システムやFAXが原則であるが、通信途絶の場合は市の防災行政無線（防災ラジオを含む）による。

市は、県が一元的に収集した医療機関の被災状況や活動状況を住民に周知する。

第2 医療（助産）救護活動

1 市の医療（助産）救護活動

市及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災により医療サービスを受けられなくなった被災者に、医療（助産）救護活動を行う。

（1）医療救護班の編成

市は、必要に応じ保健師等からなる救護班を編成するとともに、安達医師会等の協力を得て医師・看護師等で編成する医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

大規模災害で、安達医師会等の対応が困難な場合又は災害救助法適用後の医療（助産）救護対応が必要と認められる場合、県に医療救護班の派遣を要請する。それでも不足する場合は、自衛隊派遣による救護所の設置を要請する。

（2）救護所の設置

必要に応じ、拠点救護所以外であっても、被災地最寄りの避難場所等で安全が確保できる建物内に、臨時救護所設置を検討する。

救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等を救護所に指定する。

（3）医療救護班による医療（助産）救護活動

① 診療（トリアージ、検査・身元確認を含む）	② 応急処置、その他の治療及び施術
③ 分娩の介助及び分娩前後の処置	④ 薬剤又は治療材料の支給
⑤ 医療施設への搬送要否の決定（重症患者）	⑥ 看護

2 その他の機関の活動

- ① 日本赤十字社福島県支部：県の要請を受け、保健医療福祉調整本部に職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣し救護活動を行う。
- ② 福島県医師会・福島県歯科医師会：県及び市の要請を受け、必要を認めた場合は、地区会に救援活動を要請する。

- ③ 福島県看護協会：県及び市の要請を受け、災害時に災害支援ナースを派遣し、医療（助産）救護活動を支援する。
- ④ 福島県薬剤師会：県、市及び医師会等からの要請を受け、救護活動に必要な医薬品等の確保と荷分け、救護所における医薬品の管理と調剤を行う。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班長は、医療（助産）救護を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し、保健福祉部長又は部長の命を受けた者に搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送の要請

- ① 保健福祉部長又は部長の命を受けた者は、搬送用車両の手配・配車を行う。
- ② 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施する。消防本部の救急車両が確保できない場合は、県、市、救護班及び医療機関等で確保した車両による。
- ③ 重症者等緊急を要する場合は、必要に応じて県ドクターヘリコプター及び県消防防災ヘリコプターの手配を、本部事務局を介し県へ要請する。道路等の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合は、自衛隊等に対しへリコプターの手配を同様に要請する。
- ④ 傷病者搬送の要請を受けた市及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

市は、医療（助産）救護活動の円滑化を図るため、医療救護班等の搬送に当たり搬送手段の優先的な確保を図る。

第4 医薬品等の確保

救護活動に必要な医薬品等は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

第5 血液製剤の確保

血液製剤を必要とする状況に応じ、日本赤十字社福島県支部を通して血液の確保を図る。不足が余儀なくされる場合、被災の軽微な市民に、献血への協力を周知し血液の確保に努める。

第6 人工透析の供給確保

慢性腎不全患者の人工透析治療を確保するため、県と連携し、市及び近隣市の人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、受療を必要とする者及び医療機関等へ周知する。

第7 広域的救護活動の調整

市域が局地的な災害に見舞われ、医師等の不足により市域での医療（助産）救護活動が困難な場合、県と連携し、近隣市へ応援活動を要請するなど広域的な調整を図る。

第12節 緊急輸送対策

【本部事務局、各部・各班】

災害応急対策活動の根幹は、必要な人員及び物資の輸送にある。

そのため、緊急時の輸送路等の確保と、車両等の円滑な調達が重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮した輸送活動が求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法に基づく輸送の範囲は、2のとおりであるが、災害応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 輸送にあたり配慮すべき事項

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

① 被災者避難（避難の副次的輸送を含む）	② 医療・助産における輸送
③ 被災者の救出のための輸送	④ 飲料水の供給のための輸送
⑤ 救済用物資の運搬のための輸送	⑥ 遺体の捜索のための輸送
⑦ 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送	⑧ その他、応急対策上必要と認められる輸送

3 緊急輸送活動の対象

第1段階	① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
	② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
	③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
	④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
	⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
	⑥ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
第2段階	第1段階に加え ⑦ 食料、水等生命の維持に必要な物資
	⑧ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	⑨ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	第2段階に加え ⑩ 災害復旧に必要な人員及び物資
	⑪ 生活必需品
	⑫ 防疫、隔離傷病者の輸送
	⑬ 遺体の処理のための輸送

第2 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

- (1) 市(道路管理者)は、国・県道路管理者と連携を図り市道にかかる緊急輸送路の確保に努める。なお、被害の程度により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。
- (2) 市(道路管理者)は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命ずる。運転者がいない場合等においては、車両の移動等を行う。

2 陸上輸送拠点の確保

市は、物資受入れ・荷さばき等の拠点施設整備を検討する。また、民間倉庫の活用についても合わせて検討する。整備完了までの間は、次の施設を暫定輸送拠点とする。

また、市は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するよう努める。

名 称	所 在	対 象 施 設
本宮運動公園	本宮市高木字黒作1	体育館（臨時ヘリポート指定施設併設）
白沢体育館	本宮市白岩字堤崎318-1	体育館（臨時ヘリポート指定施設併設）

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 車両の確保

(1) 公用車両の確保

災害発生時の公用車両は、消防関係車両を除き財務部財政課が一括管理する。なお、緊急通行車両に該当する車両は、あらかじめ郡山北警察署本宮分庁舎に届け出、緊急通行車両等事前届け出済証の交付を受けておく。

(2) 民間への協力要請

市は、バス、トラック、特殊車両等保有業者等関係者に対し、保有車両等の利用について協力要請を行う。

(3) 必要な車両等の確保が困難なときは、市は県に対して確保要請及び調達・斡旋を依頼する。

(4) 防災関係機関は、各自に業務遂行上必要な車両等の確保・調達を行う。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

市(道路管理者)は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県に提供する。

第13節 防疫及び保健衛生

【本部事務局、保健福祉部、市民部】

災害時における被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での保健指導の実施、さらに、災害や避難のストレス等に対するメンタルケアを行い、被災者の健康の保持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫体制

(1) 市（保健福祉部）は、災害の規模及び状況に応じ防疫作業が行えるように、県に準じた災害防疫対策本部を設置し、防疫対策の企画及び推進にあたる。

なお、市で措置不可能な場合は、近接市町村・県・国・その他関係機関等の応援を求める。

(2) 市が行う防疫活動

① 消毒の実施	知事の指示により、県防疫計画に基づき実施する。
② ネズミ族、昆虫等の駆除	県が作成する防疫計画に基づき、知事の命令により実施する。
③ 臨時予防接種の実施	予防接種法第6条の規定による知事の命令により実施する。
④ 生活の用に供される水の供給（上下水道班）	県防疫計画に基づき速やかに家用水の供給を開始し、停止期間中継続する。
⑤ 避難所防疫指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多い。市は、県防疫担当職員の指導の下に防疫活動を実施するとともに、避難所運営委員会に衛生に関する組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

* 患者等に対する措置：被災地に、伝染病患者又は病原体保有者が発生した場合は、速やかに隔離収容の措置を執る。道路状況等により、伝染病院隔離病舎に搬送することが困難な場合は、臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由により隔離施設への収容措置をとれない病原体保有者には、自宅隔離のうえし尿の衛生的処理等を行う。

(3) 報告

① 被害状況の報告

市は、警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の協力を得て被害状況を把握し、「災害防疫の実施について（昭和40年5月厚生省公衆衛生局長）」様式4に準じ、速やかに県北保健事務所を経由して県に報告する。

② 防疫活動状況の報告

市が災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月公衆衛生局長通知）様式5に記載する事項を、毎日、県北保健事務所を経由し県へ報告する。

第2 保健指導

1 保健指導班の編成

市は、保健師・栄養士・管理栄養士・歯科衛生士・看護師等による保健指導班を編成し、災害の状況に応じて、避難所・被災家庭・仮設住宅等を巡回し、栄養指導及び被災者の健康管理上の保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域ボランティア等と連携を図りながらのコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者を始めとする被災者の健康状態の把握に努める。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

市域の炊き出し提供場所を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言及び調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者の栄養相談を実施し、特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が発生しないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第3 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

市は、災害や避難の状況に応じ、精神科救護所の設置と災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を県に要請する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

市は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期の避難所に相談員やヘルパー等の派遣等により、被災者のメンタルヘルスの把握に努め、必要に応じ、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の避難所等巡回を要請する。

第4 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生器材は、その備蓄と調達についてあらかじめ計画を作成する。

第5 動物（ペット）救護対策

市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等の必要な対策について、県の調整の下に県北保健福祉事務所及び県獣医師会等の関係機関・団体に支援を要請するとともに協力する。

放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの供給等の被災動物救護は、福島県動物愛護センターが行う。

第14節 災害廃棄物処理計画

【本部事務局、市民部、安達地方広域行政組合】

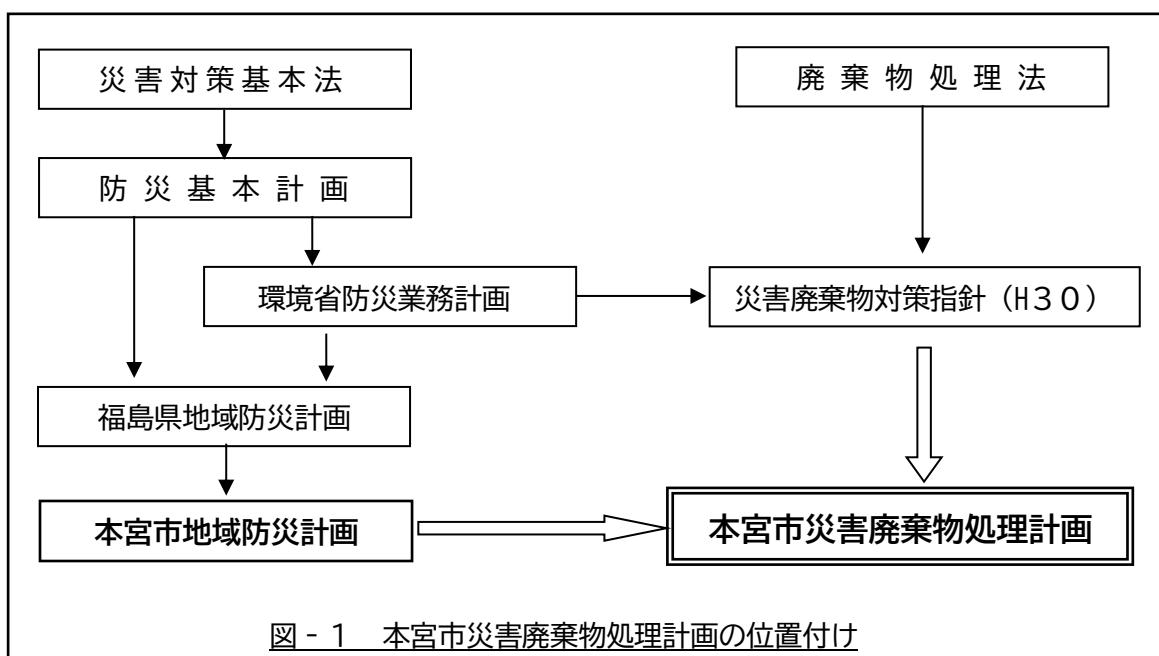
災害発生時の円滑な処理と、衛生管理、環境保全及び地域生活の早期復興を図る。

第1 目的

大規模地震や水害等の災害発生時には、一時的に大量の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が発生するほか、道路の通行不能や交通の混乱等により、平常時の収集・運搬・処分では対応が困難になると予想されることから、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、災害廃棄物を円滑に処理し、住民の衛生管理及び環境保全、ひいては地域生活の早急な復興を図るため、策定するものである。

なお、本計画と他の計画との関係は図-1のとおりである。



第2 処理基本方針

災害廃棄物は、次の基本方針により処理する。

(1) 衛生的な処理

生活系ごみやし尿の処理については、衛生の確保を最重点として対応する。

(2) 迅速な対応

事前に連絡体制を整備し、災害発生時には迅速な対応を図る。

(3) 計画的な処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の設置等を含む計画的な処理を進める。

(4) 有害物質の適切な対応

建築物解体によるアスベストや野焼きによるダイオキシン等の有害物質による環境汚染の防止を図る。

(5) リサイクルの推進

災害廃棄物を可能な限り分別収集し、リサイクルを推進する。

(6) 安全確保

災害廃棄物対策業務にあたっては、通常業務と異なる事態が発生することが想定されるため、作業の安全確保を図る。

注：倒壊建物に係る廃棄物の処理は、原則として所有者が自己処理責任に基づき、自己負担で行うものであるが、著しく異常かつ激甚な非常災害で廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受ける場合は、市が実施する。

第3 連絡体制及び業務概要

連絡体制は、図-2のとおりとする。また、業務概要は、表-1のとおりとする。

なお、関係団体等には、清掃業者及び仮設トイレリース業者等を含む。

* 関係団体等連絡先一覧表：「資料編」参照

近隣市町村、広域行政組合及び関係団体等とは、第1章、第20節「災害時相互応援協定の締結」に基づき、協定等の締結により災害時の協力体制を整えておく。

* 現在締結している協定等：「資料編」参照

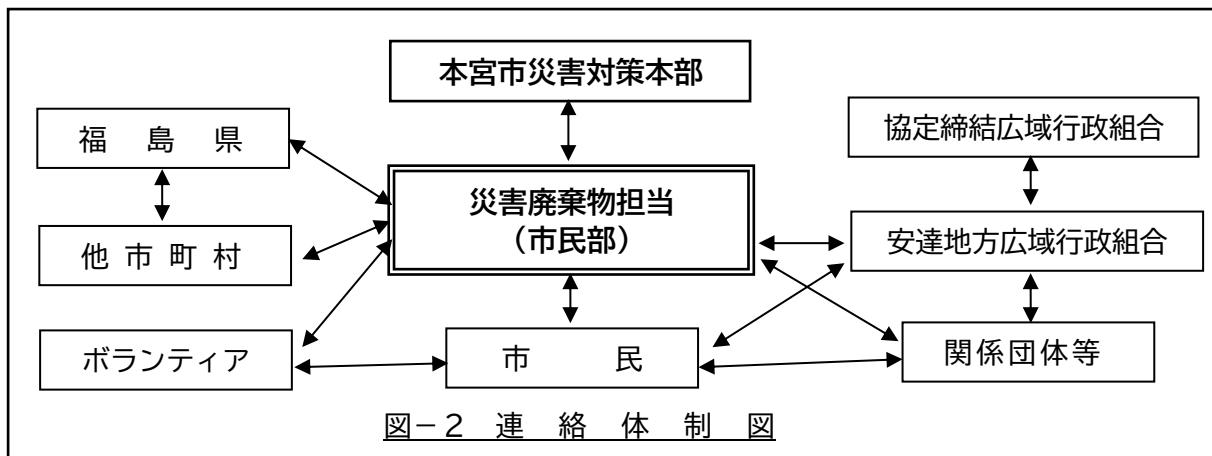


表-1 業務概要

本宮市	業務概要
災害廃棄物担当 (市民部)	① 災害廃棄物処理実行計画の作成 ② 災害廃棄物対策全体の進行管理と調整 ③ 関係機関等との連絡調整 ④ 住民への広報、相談対応 ⑤ 仮置場の開設 ⑥ 仮設トイレの設置 ⑦ その他

関係機関等	業務概要
福島県 (県北地方振興局)	① 市民部生活環境課との連絡調整 ② 他市町村との連絡調整
安達地方広域行政組合	① 災害廃棄物処理の実施
協定締結広域行政組合	① 災害廃棄物処理の相互応援
他市町村	① 災害廃棄物対策の相互支援
関係団体等 (清掃業者、仮設トイレリース業者、建設業者、一般・産業廃棄物業者等)	① ごみ処理業務の実施 ② し尿収集運搬業務の実施 ③ 仮設トイレの貸与 ④ 廃棄物の撤去・収集・運搬 ⑤ その他
ボランティア	① 住民及び行政への応援等
市民	① 自己ごみの適正処理・搬出 ② 市への協力

第4 情報収集と災害廃棄物処理実行計画の作成

災害発生時には、市民部（市災害対策本部設置時は本部事務局）は速やかに災害の情報を収集する。市民部は、発生した災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物処理実行計画を作成し、迅速な対応を図る。

第5 災害廃棄物の排出量等の推定

災害発生時の災害廃棄物発生量の予測は、災害廃棄物処理実施計画作成の検討や仮置場の検討に欠かせない。福島県地域防災計画における本市の想定地震及び震度は、福島県地震・津波被害想定調査（平成10年福島県）により次のように想定されている。

地 震 名		本市震度
直下型地震	福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	5強
	会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	5弱
	双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	5弱
海洋型地震	福島県沖を震源とする地震	5弱

しかし、平成23年東日本大震災は、想定震度を上回る震度6弱の揺れを本市にもたらした。これを踏まえ、東日本大震災の発生がれきを実数に、それ以外については次の算出根拠例を参考に推計する。

震災時がれき排出量の算出方法

- ・ 東日本大震災発生がれき実数：16,300t
未処分の災害がれきを実数の2割増と仮定し
 $16,300t \times 1.2 = 20,000t$ と推計する。
- ・ その容量は、すべてを木造構築物と仮定すると
 $20,000t \div 0.48t/m^3 = 41,700m^3$ となり

全量仮置場面積は 容量1. 0m³フレキシブルコンテナ等を使用するものと想定すると
 41, 700袋必要となり、フレキシブルコンテナ1袋の面積は
 $1.1\text{m} \times 1.1\text{m} = 1.21\text{m}^2/\text{袋}$ となり
 すべてのフレキシブルコンテナを収納するための必要面積を1段積とした場合
 $41,700\text{袋} \times 1.21\text{m}^2/\text{袋} \approx 50,500\text{m}^2$ となる。
 これに通路や作業用空間が土地面積の約2割必要となるため
 $50,500\text{m}^2 \times 1.2 \approx 61,000\text{m}^2$ となる。
 以上のことから、全量仮置場面積は[6.1ha]と推計する。【1ha=10,000m²】

* 参考：東北地区用地対策連絡会「補償金算定標準書」における算出根拠
 標準的な木造専用住宅100m²の解体工事に伴い排出される廃棄物発生量
 : 0.48t/m²

第6 仮置場の選定

がれきや粗大ごみ等の災害廃棄物は、大量に排出され処理施設の処理能力を超過すると予測されるため、災害廃棄物の仮置場候補地を次のとおり選定する。

なお、仮置場は、住民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害の発生規模に応じて設置する。

No	所在地	地区割	面積 (m ²)
1	本宮運動公園 (本宮市高木字黒作1)	本宮・高木・糠沢	30,000
2	恵向公園広場 (本宮市荒井字恵向121-6)	仁井田・青田・荒井・関下・岩根	10,000
3	白沢運動場 (本宮市白岩字堤崎494-44)	和田・白岩・長屋・稻沢・松沢	24,000
面 積 計			64,000

* 今後、仮置場については災害廃棄物処理計画の策定により本計画に連動させる。

仮置場への搬入は、可能な限り次の分別収集・保管を行う。

- | |
|----------------------------------|
| ① 木質系（柱、板等） |
| ② 金属系（鉄筋、鉄骨、サッシ等） |
| ③ コンクリート |
| ④ 可燃ごみ（紙、畳、布団等） |
| ⑤ その他の不燃ごみ（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂等） |
| ⑥ 混合廃棄物 |

第7 ごみの収集運搬

（1）方法

- ① 生活系ごみは、衛生上の観点から、速やかに収集し、処理施設に搬入する。
- ② がれきや粗大ごみは、分別収集に努める。状況に応じ、仮置場に搬入する。
- ③ 水害により水分を多く含んだ畳等のごみは腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するため、迅速に収集し、処理施設に搬入する。

(2) 体制

平常時の収集運搬体制を基本として、許可業者が収集運搬を行う。なお、対応が困難な場合は、他市町村及び関係業者に協力を要請する。

第8 ごみの処理

平常時の処理体制を基本に、安達地方広域行政組合が中間処理・最終処分を行う。なお、対応が困難な場合は、県に広域調整を要請するとともに、他市町村や関係業者に協力を要請する。

第9 適正処理困難物

災害廃棄物のうち、次の物は適正処理が困難であり、これらの物は処理が可能な業者に依頼するよう周知・広報する。

なお、災害廃棄物処理事業として国庫補助対象事業となる場合は、家電リサイクル法の対象物（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）については、市（委託業者）が分別回収し、製造業者等に引き渡す。

区分	品目
① 有害性のある物	農薬、殺虫剤、医療系廃棄物、強酸・強アルカリ性物質、P C B等
② 危険性のある物	ガソリン、シンナー、ガスボンベ、消火器、廃油類、火薬類等
③ 容積、重量、長さが著しく大きい物	ピアノ、マットレス、大型農機具、耐火金庫、バイク等
④ その他、処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

* アスベスト使用の建築物解体作業に際しては、アスベストの飛散防止措置を指導する。

* フラット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切って穴を開けガスを抜いてから排出するよう指導する。

* フロン使用機器は、分別と保管の徹底を指導する。

第10 し尿処理

(1) 消毒

被災により機能不全となった汲み取り便所や浄化槽は、公衆衛生上の観点から、速やかに汲み取り・清掃・周辺の消毒を実施する。

(2) 収集運搬

平常時の収集運搬体制を基本に、許可業者が収集運搬を行う。しかし、対応が困難な場合、県中流域下水道と協議のうえ、下水処理施設での処理が可能であれば、下水道マンホール投入による処理を検討するほか、近隣市町村や関係業者の協力を要請し、場合によっては県に広域調整を要請する。

(3) 仮設トイレの設置

衛生・防疫上からし尿の処理は、災害発生直後からの迅速な収集運搬と、仮設トイレ配置等の対応が必要となる。

仮設トイレは、一時的に多くの人員を収容する避難所や断水により水洗便所が使用できなくなった人口密集地などに、優先的に迅速な配置に努める。その際、し尿収集を常時実施する。

仮設トイレの機能は、可能な限り高齢者・障がい者及び男女別等に配慮したものの選定に努め

る。

第11 広報・相談

災害時のごみやし尿の処理については、社会や住民の混乱により苦情が多発すると想定される。

このため、防災行政無線（防災ラジオを含む）、広報誌、回覧、市ホームページ及び広報車等により、ごみやし尿処理方法等の周知徹底を図り、住民に協力を求め、必要に応じて、マスコミ等に協力を要請するものとする。

さらに、相談窓口の早期開設により、住民の混乱解消に努める。

(1) 広報内容

① ごみ関係	ア ごみの排出方法	イ ごみの収集方法
	ウ がれきの処理方法	エ 仮置場の設置状況
	オ その他	
② し尿関係	ア 収集方法	イ 仮設トイレの設置状況
	ウ 仮設トイレの使用方法	エ その他
③ 解体撤去関係	ア 倒壊建物の撤去方法	イ その他
④ 相談窓口及びボランティア窓口		

第12 資材等の備蓄

災害時に必要となる資材等については、流通資材の活用を基本に計画的な備蓄に努める。

第13 訓練

災害時に、的確かつ迅速に対応するため、毎年関係機関等の連絡先を調査するとともに、想定する災害の廃棄物処理実行計画を作成し、図上訓練及び連絡通報訓練等を実施し、災害時の対応を習得する。

第14 業務実施マニュアル

市民部は、必要に応じて本計画に基づく業務実施マニュアルを作成する。

第15節 廃棄物処理対策

【本部事務局、市民部、安達地方広域行政組合】

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施するため、前節廃棄物処理計画に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、被災地の円滑な応急対策や復旧・復興に資する。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

市及び安達地方広域行政組合は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、業務実施マニュアルを策定する。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境保全の公衆衛生の確保の緊要性を考慮し、災害時の体制確保のために、平常時から民間清掃関連業者等と災害時の人員及び資機材等の確保に関し、協定等を締結し災害に備える。併せて、近隣市町間の応援体制を整えておく。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、市は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物は、可能な限り早急な収集体制の整備を図る。

(2) 粗大ごみ等

市は必要に応じ、粗大ごみ及び不燃性廃棄物のピークカットを図るため、生活環境保全に支障のない場所を指定し、暫定的な積み置き等の方策を講じる。

(3) がれき等

被災家屋からの廃棄物並びに焼失家屋の焼け残り及びがれきの処理は、原則としてがれきがある場所の施設管理者又は市が処理することとなるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設等の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県及び市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、県及び市は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、

関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他市町村への協力を要請する。

(4) 産業廃棄物

産業廃棄物の収集・運搬は、（社）福島県産業廃棄物協会の協力を得て行う。

大きなものは解体し、廃棄物処理許可業者に収集を依頼し、産業廃棄物処理施設で処分する。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等の機能停止により、し尿処理に多大な影響が生じることが想定される。そのため、汲み置き水・雨水・風呂の残り湯等々の水を確保することにより、できる限り下水道機能の活用を図るとともに、市は水洗化の普及状況及び予測被災者数から必要な仮設トイレ数を想定しておく。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、防疫上の観点から早急な収集処理が必要となるため、一時的な収集・処理超過が懸念される。そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理施設においても一時貯留の仕組みが必要になる。

2 収集体制の確立

市の災害時し尿処理応援体制及び近隣市町村からの応援作業は、福島県地域防災計画により収集が可能となった状態から7日間を限度とする。また、処理場の稼働は計画的処理を堅持し、必要に応じて近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理対策

原則として、水を確保することにより下水道機能を活用した処理とする。また、必要に応じて障がい者用トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図る。

さらに、避難所の汲取り式便槽や仮設トイレに貯留されたし尿収集は、これを優先する。

(2) 水洗トイレ対策

洗浄水の断水に備え、平常時から水の汲み置きや風呂の残り湯活用等を周知する。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

安達地方広域行政組合及び民間処理施設管理者は、平常時から廃棄物処理施設の維持管理を行い災害時に備える。

2 復旧対策

安達地方広域行政組合及び民間処理施設管理者は、災害により被害が生じた場合、迅速に被害の状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集・処理作業に影響を与える場合は、期間等を定めて近隣市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

第4 応援体制の確保

市及び安達地方広域行政組合は、被災の程度によりその区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と判断した場合は、県（環境保全総室）に支援を要請する。

また、市は、災害時の人員及び資機材等の確保に関し、民間清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等と協定等を締結するなど、迅速かつ積極的な協力を求められる体制整備に努める。同様に、近隣市町村間との災害時相互応援の体制整備に努める。

第16節 救援対策

【本部事務局、各部・各班、教育部、保健福祉部、本宮方部学校給食センター】

災害で、生活に必要な物資が被害を受け、流通の困難等により物資が滞った場合においても、最低限の市民生活の確保と人心の安定を図ることを目的に、食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保し迅速な救援に努める。この場合、指定避難所以外への避難及び在宅避難者への供給にも配慮が求められる。

救援対策は、第一次的には市が行い、県は広域かつ総合的な処理を必要とするものにあたる。

第1 給水救援対策

市は、災害で浄水及び給水施設が機能不全となり又は飲料水が汚染され、飲料水等を得ることができなくなった場合、必要最低限の飲料水の確保と供給を行う。供給は、医療用水等を優先する。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が給水対策を実施する。

1 飲料水供給目標

時 期	供 給 目 標	
発災直後	1人1日	3リットル
発災後4～7日	1人1日	10リットル
(発災後2週目)	(1人1日)	50～100リットル)
(発災後3～4週目)	(1人1日)	150～200リットル)

- * 発災後、4週を目安に復旧し通水を開始するよう努める。
- * 災害救助法に基づく供給期間は7日以内とする。ただし、必要に応じ県と延長協議をする。
- * 市販の容器入り飲料水の確保も検討する。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 市の対策

- ① 市は、給水班を組織し次により応急給水を実施する。
 - ・ 給水車、給水タンク車等を用いた「運搬給水」
 - ・ 指定避難場所等における「拠点給水」
 - ・ 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」
- ② 市は、耐震性非常用飲料水貯水槽（浄水機による給水）、井戸水、湧水等、飲料水として適當と判断される水を、県の衛生指導のもと活用し応急給水を実施する。

非常用飲料水貯水槽（整備場所及び容量）	浄水装置（配備場所及び台数）
本宮市役所南側駐車場（40m ³ ）	本宮市役所（1台）
みずいろ公園駐車場（40m ³ ）	右岸地区防災センター【本宮第7分団屯所】（1台）
河川防災ステーション（40m ³ ）	
本宮字柳ノ内地内（40m ³ ）	
本宮字白川地内（40m ³ ）	
高木字駒込地内（40m ³ ）	
和田字上境ノ内地内（40m ³ ）	
稻沢字下後山地内（40m ³ ）	

(2) 県の対応

県は、応急給水用飲料水の広域調整と衛生指導を行う。

3 生活用水の確保

市は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

市は、県と連携した備蓄又は流通食料等の活用を図る。さらに、調達計画に基づき、ふくしま未来農業協同組合等、地元集出荷業者、本宮市商工会、災害協定の事業者等の協力を得て、安全で衛生的な主食、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。

2 応急供給の対象

① 避難場所に収容された者	② 住家が被災し炊事ができない者
③ 災害地で応急作業に従事する者	

3 調達及び供給

(1) 主食（米穀）調達先

① 米穀集出荷業者	② 地元小売業者
-----------	----------

米穀の集積保管場所は、上述の業者倉庫を使用する。

災害救助法適用時は、炊き出しの実施を県北地方振興局へ要請し、主食の供給を受ける。

(2) 避難の長期化への対応

時間の経過とともに、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保及び要配慮者への配慮等、質の確保と食材提供による自炊などの生活再建に向けても配慮する。

4 炊き出しその他による食料の給与

(1) 炊き出し等実施場所

主食は、学校給食センターで調理する。学校給食センターが、被災により機能不全の場合は、避難所として指定する保育所・小中学校及び公民館等の調理室等の適当な場所で実施する。

炊き出しは、避難者を始め、地元行政区、婦人会、自主防災組織及び日赤奉仕団等の各種団体の協力を求め行う。

(2) 食料給与対象者の把握、供給場所及び供給期間

食料供給は、一時的な罹災者の食生活保護を目的とするものであり、給与責任者は的確に対象者を把握する。

応急食料の給与は、指定避難所で行う。

供給の期間は、第1「給水救援対策」同様、概ね7日以内を目安とする。

(3) 災害救助法発動時の食品調達及び対象報告

災害救助法の発動時は、炊き出し等の食品供給について、知事の指示のもと必要食料を調達し、給与を実施する。その状況は、毎日県に報告するほか必要帳簿を整備する。

(4) 整備帳簿類

① 炊き出し給与簿	② 食料現品給与簿
③ 炊き出しその他による食品給与受払簿	④ 炊き出し用物品借用簿
⑤ 炊き出しその他により食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類、物品受払証拠書類	

(5) 救助・復旧作業員に対する応急食料給与

災害地における救助作業・復旧作業従事者（警察官・消防職員・消防団員等）に対する応急食料給食は、本計画に準じて別に取り扱いを定める。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

- (1) 市は、次の被災があった者に対し、急場をしのぐ程度の生活必需品及び就学児童・生徒の学用品等を備蓄並びに流通物資等を斡旋又は調達し給与若しくは貸与する。
 - ① 災害により、住家が全焼・流出・全壊・半焼・半壊及び埋没又は床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者。
 - 床下浸水及び土砂流入又は非住家被害は、対象としない。
 - ② 被服・寝具・その他生活必需物資が無く、直ちに日常生活を営むことが困難な者。
- (2) 市は、供給すべき物資が不足し調達が困難な場合は、県に物資の調達を要請する。
- (3) 市は、供給すべき物資の選定にあたり、女性の考えを積極的に取り入れるものとし、供与若しくは貸与の際も女性の人材を活用する。

2 生活必需物資等の範囲

- | |
|---------------------------------------|
| ① 寝具（布団、毛布、タオルケット等） |
| ② 外着（洋服、作業着、婦人服、子供服等） |
| ③ 下着（シャツ、パンツ等） |
| ④ 身回品（タオル、手ぬぐい、靴下、ズック靴、傘等） |
| ⑤ 炊事用具（鍋、包丁、卓上コンロ、ボンベ、バケツ等） |
| ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等） |
| ⑦ 日用品（石鹼、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、女性用品、マスク、消毒液等） |
| ⑧ 光熱材料・燃料（マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等） |
| ⑨ その他、日常生活に欠かすことができないと認められるもの |

3 生活必需物資等の調達、供給場所及び供給期間

- (1) 生活必需物資の調達は、保健福祉部長が世帯構成員別被害状況を把握の上、物資購入（配分）計画を樹立し行う。
 - ① 調達は、地元商店及び事業所からとする。
 - ② 災害救助法適用時の救助物資給与は、県の指導による。
 - ③ 物資購入（配分）計画に基づく購入は、財務部財政課契約班が行う。
- (2) 生活必需物資の供給は、原則として避難所において行う。
 - ① 調達及び配送に要する車両は、本部事務局に要請する。
 - ② 人夫の確保は、本部事務局に要請する。
- (3) 生活必需品供給期間は、原則として10日以内とする。

4 供給物資の集積場所

供給物資の集積場所は、第1章、第10節「緊急輸送路等の指定」第4「輸送拠点」とし、必要に応じ供給場所へ配送する。

5 就学支援物資の供給

- (1) 就学支援物資の供給は、市長が行う。災害救助法適用時でも、県による救助のいとまがないときは、災害救助法に準じ市が行う。

① 就学支援物資

ア 教科書	イ 文房具	ウ 通学用品
-------	-------	--------

② 調達先は、可能な限り地元商店又は事業所による。

(2) 教育総務班は、校長と連携し、支給対象児童・生徒を把握し、配給計画を策定する。

(3) 校長は、配給計画に基づき対象者に配布する。

(4) 供給は、教科書1か月その他の物資は15日以内に完了することを目標とする。

第4 支援物資等の支援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

市は、県と連携しあつ関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する義援物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を市災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。

リストは、逐次改定するよう努める。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓にかんがみて、原則、個人からの古着などの義援物資は受入れを辞退する。受入辞退については、防災行政無線（防災ラジオを含む）及びホームページ等により、速やかに周知する。

(3) 義援物資は、物品名・数量・提供団体等名称、保管、配分等を記録する。

2 義援金の受入れ

市は、義援金受入れ体制を、平常時から計画しておく。

第17節 被災地の応急対策

【建設部、総務政策部、産業部】

被災地内の住民生活やインフラ復旧を目的に、主要道路や宅地内等の障害物を除去する。さらに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行うとともに、社会経済安定のため市内金融機関による応急金融措置実施に努める。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

市は、被災地における被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、県が進める「建築物応急危険度判定士制度」に協力するとともに、住民に対し災害時に倒壊等のおそれがある建築物による事故防止の周知に努める。

また、危険度判定に基づく建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な助言及び相談等に努める。

建築物応急危険度判定	立 入 禁 止	赤 ラ ベ ル
	要 注 意	黄 ラ ベ ル
	調 査 済	白 ラ ベ ル

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

災害（崖崩れ、浸水等）により住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は市が行う。

- ① 住民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合で、次のいずれにも該当する場合
 - ア 居間・炊事場等、日常生活に欠くことができない場所に、障害物が運ばれているか又は屋敷内に運ばれたため、住家の出入りが困難な状態にある。
 - イ 自らの資金では、障害物の除去ができない次のいずれかの者。

生活保護法の被保護者及び要保護者	特定の資産のない失業者
特定の資産のない寡婦・ひとり親世帯	特定の資産のない勤労者
特定の資産のない小企業者	前各号に準ずる経済的弱者

ウ 住家が、半壊以上の被害又は床上浸水を受けた。

* 第18節に規定する「応急仮設住宅の供与」との併給は認められていない。

- ② 緊急な応急措置実施のため除去を必要とする場合
- ③ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 除去実施方法（災害救助法適用時に準じる）

- ① 市の労力及び機械力に不足をきたす場合は、「南達建設業組合」に協力を求める。
- ② 建設班長は調査班を編成し、障害物流入状況を障害物除去該当者調書により建設部長に報告する。建設部長は、障害物除去対象住宅を選考調書により選定するとともに、本部事務局に報告する。
- ③ 整備帳簿類

災害救助法適用の有無に関わらず、次の帳簿及び書類を整備する。

ア 障害物除去該当者調書	イ 障害物除去該当者選考調書
ウ 障害物除去の実施状況記録簿	エ 障害物除去費関係書類

*災害救助法に基づく障害物の除去は、清掃法その他の根拠法に基づくものを明確に区分し整理する。

(3) 災害救助法適用時

- ① 知事が行う。ただし、知事から委任された場合及び知事による除去の余裕がない場合は、県の補助機関として市が行う。
- ② 費用の限度額は、災害救助法並びに関係法令の定めによる。
- ③ 障害物除去期間は、災害発生の日から10日以内とする。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

道路交通を確保するための道路上の障害物除去は、道路法上の道路管理者が行う。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

河川機能を確保するための河川における障害物除去は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（市長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長（安達地方広域行政組合消防長）が行う。

4 除去した障害物の集積

(1) 除去した障害物で廃棄物に該当する物は、最終的に安達地方広域行政組合の処分場へ搬入し処分する。

廃棄物の中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保するため、平常時に候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保に備える。

- ① 1次選択：交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。
- ② 2次選択：公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用する。この場合、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

(2) 工作物等の保管及び処分

- ① 所有者不明の工作物等は、保管を始めた日から14日間公示し保管する。保管場所は、前項に準じ市長が指示する。
- ② 保管した工作物等が滅失し又は破損するおそれがある場合、又は保管に不相当な費用及び労力を要する場合は、その工作物を売却し代金を保管する。売却後の手続きは、財務部財政課契約係が行う。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

市は、被災住民等から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため必要がある場合は、県と連携して臨時災害相談所を設け相談活動を実施する。

市は、災害の事案等に応じた場所・規模で臨時災害相談所を設け、被災住民等の相談に応じる。寄せられた苦情・要望等は、速やかに関係機関に連絡し早期解決に努める。

2 相談業務の内容

生業資金の斡旋、融資	被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋
行方不明者の捜索に関すること（安否確認含む）	その他住民の生活に関すること

第4 応急金融対策

金融機関は、業務の運営を確保するとともに、被災者の利便に寄与するため、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第3章、第17節、第4に例示する「応急金融対策」が図られるよう努める。実施に際しては、速やかに周知を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第18節 応急仮設住宅

【本部事務局、建設部】

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に對し、生活に必要な簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 建設型応急仮設住宅の建設 (建設部)

1 実施機関

- (1) 災害救助法適用時の応急仮設住宅設置は知事が行う。この際、戸数・場所等の建設に関する計画の立案は、市が共同で行う。
- (2) 市は、平常時から、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期着工の準備を整えておく。また、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象者

災害により被災し、次のいずれかに該当する者。

- ① 住宅が全壊、全焼及び流失した者。
- ② 居住する住宅が無い者又は避難指示等により長期間自らの住宅に居住できない者。
- ③ 自らの資金をもっては住宅を確保することができない者。

* 所得制限は馴染まないが、制度の趣旨を踏まえた運用とする。

* 第17節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6ヶ月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2) 入居者の選定

県は、市の協力を求め行う。

- ① 建設部長は、被害状況報告及び被災者名簿（罹災証明書発行者名簿）の提供を受け、該当者を抽出した応急仮設住宅入居該当者名簿を作成する。
- ② 入居案内は、本部事務局を通じ、あらゆる広報手段により被災者に周知する。
- ③ 建設部長は、入居希望者の応急仮設住宅該当対象者選定調査を作成し、市長が任命する選考委員会による公正な審査、又は公開抽選により入居者を決定する。

(3) 規模・構造及び費用、集会所設置及び福祉仮設住宅の設置について

は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第3章、第18節、第1－2各該当項に基づく。

(4) 建設場所

建設予定地は、次に掲げる内から災害の状況により選定する。なお、選定にあたっては、長期間居住を考慮し、飲料水が得やすくかつ保健衛生上も好適で、被災者の雇用の見通しに配慮するものとする。

ア 都市公園	イ 公営住宅敷地内空地
ウ 公園・緑地及び広場	エ 国・県が選定供与する用地
オ 市有施設敷地内空地	カ その他の適地

(5) 着工及び完成の時期

- ① 災害救助法に基づき災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。
- ② 大災害で20日以内に着工できない場合は、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長する。
- ③ 供与期間は、完成の日から最大2年以内（建築基準法第85条第4項）とする。

3 応急仮設住宅の管理等

県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

第2 賃貸型応急住宅等の提供

- (1) 賃貸型応急住宅の提供は、県が行う。
- (2) 市は、災害時における被災者用住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に必要に応じ斡旋する体制を整える。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

災害救助法適用時の被害住家応急修理は、知事が行う。この際、対象住宅の選定は市長が共同で行う。

2 実施方法等

- (1) 応急修理対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

- ② 応急修理により、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる。

- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しない。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

- ④ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

（2）応急修理の範囲と費用

- ① 応急修理の範囲は、次の4項目の内から、日常生活に欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について、概ね次の優先順に基づく。

ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

イ ドア、窓等の開口部の応急修理

ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

エ 衛生設備の応急修理

- ② 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところとする。

（3）応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災対法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第4 野外避難受入施設の設置

市長は、指定避難所への受入不可能な避難者を考慮し、野外仮設資材の調達先及び仮設場所等を事前に把握し、災害の発生により野外避難受入施設を要するときは直ちに仮設を行う。災害救助法適用時は、仮設の規模・設置予定場所を県に報告するほか、知事の補助機関として仮設を行う。

第19節 死者の搜索及び遺体の対策等

【本部事務局、保健福祉部、郡山北警察署本宮分庁舎】

災害により死亡していると推定される者の搜索及び収容を行い、身元が判明しない死者には、火葬・埋葬に万全を期す。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体は、倫理上、衛生上及び社会心理上の問題等を考慮し、的確かつ速やかに扱う。

市は、遺体収容所の設置、マスコミ機関と連携した周知、警察等と連携した身元確認、縁故者への連絡、並びに身元が判明しない遺体の火葬と、段階を踏んで的確かつ速やかに対応する。

2 安達医師会（市内医療機関）との協力体制の整備

郡山北警察署本宮分庁舎は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認について、あらかじめ安達医師会（市内医療機関）及び県歯科医師会との協力体制の整備を図る。

3 広域的な遺体対策体制の整備

市は、多数の死者が出た場合又は火葬場被災により利用できない場合を想定し、平常時の民間事業者との協定等により、十分な量のドライアイス、納棺用品等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

(1) 市は、県、郡山北警察署本宮分庁舎、消防本部、市消防団及び自主防災組織等と連携を図り、遺体若しくは行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

(2) 行方不明者の届け出等の受付窓口を市民部市民課窓口係に置き、安否情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用時の搜索活動

(1) 前項(1)の状況にあると推測される者に対し、次の基準で実施する。

① 救助実施者が遺体の搜索を実施する際の、搜索に要する役務・機械・器具等については現物により給付する。

② 費用・期間は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

(2) 報告

① 搜索中に遺体を発見した場合は、直ちに郡山北警察署本宮分庁舎へ報告する。

② 搜索実施の都度、その状況を遺体搜索状況記録簿により県へ報告する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

搬送に際しては、葬祭業者との連携により靈柩車の配車についても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体の検視・検案及び収容所は、次の施設を優先的に使用する。しかし、避難のための避難所として使用される場合は、被災地近隣の学校敷地・寺院境内・公園又は公共施設を指定する。

指定収容所に既存建物がない場合は、天幕及び幕張等を整備する。

施 設 名	住 所	備 考
本宮地区：仁井田体育館	本宮市仁井田字寺下15	
白沢地区：白沢シルバースポーツセンター	本宮市和田字牛ヶ平268-3	

(2) 遺体の収容

保健福祉部長は、郡山北警察署本宮分庁舎及び市消防団の協力を得て、警察官による検死及び医師による検案を終えた遺体を市長が指定する遺体収容所に収容する。ただし、身元が判明し引き取り人があると認められる場合は、遺体処理台帳に記載の上、引き渡す。身元が不明の場合は、遺体の撮影と遺品等の整理のうえ納棺し、その性別・推定年齢・遺品等を遺体処理台帳に記載の上、遺体収容所（安置所）に掲示する。

収容した遺体の取扱及び遺留品等の取扱等については、別途、必要な事項を定める。

3 災害救助法適用時の遺体対策

(1) 処理の対象

災害により死亡した者で、混乱期のため、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置、一時保存、検案を行いうことができない遺体に関する取扱は、以下の事項について行う。

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則、県医療救護班が行う。）
イ 遺体の一時保存
ウ 検案・身元確認（原則、県医療救護班が行う。）

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬・埋葬実施基準

市は、災害の発生により収容された身元不明の遺体、及び身元は判明したが混乱期で遺族が対応できない又は資力がなく対応できない遺体、並びに死亡した者に遺族が無く埋葬ができない場合、応急的措置として火葬・埋葬を行う。

合わせて、身元が判明し遺族が対応可能な遺体、及び災害救助法による救助でない遺体は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

(1) 遺体の火葬

- ① 火葬台帳に記入の上、安達広域行政組合あだたら聖苑で火葬に付す。
- ② 燃骨は、遺留品とともに市長が指定する施設（納骨堂、寺院等又は公共施設）に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。
- ③ 一定期間をおいても身元が判明しない場合は、行旅死亡人取扱とする。

(2) 火葬場の調整

- ① 該当遺体が多数で火葬が困難な場合又は火葬場が被災し使用不可能な場合は、近隣市町村の協力を得て火葬を行う。
- ② この場合の火葬場は、その能力及び搬送距離等を勘案し、市が指定する。

2 災害救助法適用時の遺体の火葬・埋葬の基準

- (1) 原則として、火葬は安達地方広域行政組合及び埋葬は市内でそれぞれ実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせる。しかし、法適用地市町村が混乱のため引き取ることができない場合は、市は知事の行う救助を補助する立場で火葬・埋葬を実施する。その際の費用は、県負担となる。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、法適用地から漂流したと推定できる場合は、遺体を撮影するなど記録し、前記（2）に準じる。
- (4) 費用・期間等
 - ① 費目は、以下の範囲内でかつなるべく現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。
 - ア 棺（付属品を含む）
 - イ 埋葬又は火葬
 - ウ 骨つぼ又は骨箱
 - ② 費用は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第20節 生活関連施設の応急対策

【本部事務局、建設部、産業部、電気事業者、

L P ガス事業者、電気通信事業者、FM Mot. Com もとみや】

生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等）が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧の対策を図るための対策を確立する。

第1 上水道施設等応急対策

市（水道事業者）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法を含む）、施設復旧の手順、方法及び完了目標、並びに財源措置等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先する。

2 応急復旧のための支援要請

市は、災害による水道施設の被害が甚大で、大規模な支援が必要と判断した場合は、近隣の水道事業者、関係団体及び県に対して広域的な支援要請をする。支援要請は、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

水道事業者は、施設の被災状況及び施設復旧の完了目標並びに給水計画等について、隨時速やかに本部事務局及び県等に報告する。本部事務局は、住民等に対し地区毎の復旧予定等について周知を図る。

第2 下水道施設等応急対策

市（下水道管理者）は、災害が発生した場合、阿武隈川中流流域下水道と連携し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行う。

1 要員及び応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた復旧計画に基づき、緊急時の要員の確保を図るとともに、施設の実情に即した応急対策用資機材の確保を図る。

2 復旧計画の策定

下水道管理者は、応急復旧の緊急度及び工法、復旧資機材（調達方法を含む）及び要員の確保、設計及び監督技術者の確保、完了目標及び財源措置等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

また、本部事務局は、住民等に対し地区毎の復旧予定等について周知を図る。

第3 電力施設等応急対策

東北電力ネットワーク(株)は、あらかじめ定められた応急対策・復旧を行い、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対応する。

1 異常通報

東北電力ネットワーク(株)は、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについて広報を行うとともに、住民の感電事故防止のため、次の事項を広報する。

市及び住民等は、現地調査や通報により、次のような異常が発覚した場合は、隨時速やかに東北電力ネットワーク(株)に通報する。

- | |
|--------------------------------------|
| ア 無断昇柱、無断工事をしないこと |
| イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂れ下がり等の異常を発見した場合の通報 |
| ウ 断線・垂れ下がり電線の感電防止 |
| エ 浸水・雨漏り等により冠水した屋内配線・電気器具等の使用禁止 |
| オ 屋外避難時に安全器又はブレーカーを必ず切ること |
| カ その他事故防止のために留意すること |

2 市への報告

東北電力ネットワーク(株)は、電力施設等の被災状況と復旧計画及び現場において確認した一般被害情報を市に報告する。また、市災害対策本部の求めに応じ、市災害対策本部へ派遣するよう努める。

(1) 電力施設等被害状況及び復旧計画

ア 電力施設等の被害状況	イ 停電の範囲と影響
ウ 復旧対策の計画	エ 復旧の完了見込み（地区毎に随時）

(2) 一般被害情報

ア 一般住宅家屋被害状況	イ 人身災害発生情報
ウ 都市インフラ被害情報	エ 交通状況

第4 ガス施設（LPGガス）応急対策

ガス事業者は、あらかじめ定められた応急対策・復旧を行い、被災地に対するガス供給に努め、緊急事態に迅速に対応する。

1 二次被害防止広報

ガス事業者は、ガス栓・器具栓の閉止及び安全が確認されるまでのガス使用禁止を周知する。

2 市への報告

ガス事業者は、ガス施設等の被災状況と復旧計画及び現場において確認した一般被害情報を市に報告する。

(1) ガス施設等被害状況及び復旧計画

ア ガス施設等の被害状況	イ 供給停止の範囲と影響
ウ 復旧対策の計画	エ 復旧の完了見込み（地区毎に随時）

(2) 一般被害情報

ア 一般住宅家屋被害状況	イ 人身災害発生情報
ウ 都市インフラ被害情報	エ 交通状況

第5 電気通信施設等応急対策

電気通信事業者は、あらかじめそれぞれの事業者が定める災害対策要綱等により、公共機関の通信確保、被災地における通信孤立化防止、一般公衆通信確保に努める。

1 市への報告

電気通信事業者は、通信施設等の被災状況と復旧計画及び現場において確認した一般被害情報を市に報告する。

(1) 通信施設等被害状況及び復旧計画

ア 通信施設等の被害状況	イ 通信困難及び途絶地域の範囲と影響
ウ 通信の利用制限区域と対策	エ 非常電話、緊急電話の確保
オ 応急復旧及び現状復旧対策の計画	カ 復旧の完了見込み（地区毎に随時）

(2) 一般被害情報

ア 一般住宅家屋被害状況	イ 人身災害発生情報
ウ 都市インフラ被害情報	エ 交通状況

(3) 通信回線復旧の優先順位

順位	復旧する電気通信設備
1	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
2	水道の供給に直接関係のある機関、下水道に直接関係のある機関、ガスの供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共機関
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

(4) 利用者への周知

電気通信事業者は、災害のため通信が困難又は途絶した場合及び利用制限を行った場合、利用者に対し周知する。

第6 放送施設等応急対策

1 FM Mot. Com もとみや

災害が発生した場合は、「FM Mot. Com もとみや非常災害対策要綱」に基づき速やかに必要な措置をとる。なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても、全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

第21節 文教対策

【教育部、市内小中学校・幼稚園・保育所・各種学校等】

市教育委員会及び学校等の長は、災害時に園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育等活動の円滑な実施を確保するため、各学校等の実態に即した適切な防災に関する計画及び対応マニュアルを定める。

第1 災害予防

1 防災に関する計画及び対応マニュアル整備

学校等の長は、市教育委員会と連携し、文部科学省防災業務計画及び学校災害（地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害、土砂災害、弾道ミサイル）対応マニュアル例（平成29年9月、福島県教育委員会）に基づき、次の内容を網羅した防災に関する計画及び対応マニュアル等の応急対策計画を策定し、平常時から訓練を行い災害に備える。

(1) 平常時の学校防災活動

- ① 学校防災委員会の組織と役割
- ② 日頃から講じるべき措置

(2) 災害対策本部設置

- ① 設置基準
- ② 本部事務分掌
- ③ 教職員動員計画
- ④ 情報等伝達計画及び通信の確保

(3) 学校災害時の児童生徒等保護

- ① 避難等の方法
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難誘導責任者及び補助者
 - ウ 避難の順位
 - エ 児童生徒等の確認方法
 - オ 避難誘導の方法（自力で避難できない児童生徒等の避難誘導の方法を含む）
 - カ 児童生徒等の父母等への連絡方法及び引渡し方法又は学校での保護方策
 - キ 登下校時の対応

(4) 防災活動

- ① 初期消火活動
- ② 救護活動及び搬出活動

(5) 学校等が避難所指定された場合の運営支援

(6) 授業再開へ向けての対応

2 災害時における市災害対策本部との情報連絡体制

次の優先順位により情報等連絡体制を確保する。

- | | | |
|---------------|--------|---------------|
| ① 一般公衆通信及びFAX | ② 携帯電話 | ③ 職員又は教職員等の派遣 |
|---------------|--------|---------------|

3 防災上必要な教育

- (1) 市教育委員会及び学校等の長は、平常時から児童生徒等に対し防災上必要な安全教育やボランティア精神を養うための教育を行う。併せて、教職員の防災対応能力の向上を図る研修を行う。
- (2) 市教育委員会及び学校等の長は、防災関係の指導資料の作成及び配布、講習会の実施等並びに関係職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に資する方策を講じる。
- (3) 市教育委員会及び学校等の長は、児童生徒等の父兄に対しても、災害時対応マニュアルの周知徹底を図る。

4 防災上必要な訓練

- (1) 市教育委員会及び学校等の長は、学校における防災上必要な訓練を実施する。さらに、学校等を含む市又は地域が実施する防災訓練等には、積極的に参加する。

5 文教施設・設備の災害予防対策

- (1) 市は、文教施設の耐震性の確保、不燃化及び堅牢化の促進並びに二次部材の不燃化を図る。
- (2) 市は、災害時の迅速かつ適切な消防、避難及び救助のため、施設・設備等の整備促進を図る。
- (3) 市教育委員会及び学校等の長は、設備・備品等の転倒・破損防止対策や薬品等危険物の飛散・漏洩等対策を講じる。

第2 災害応急対策

市教育委員会は、県教育委員会と連絡し災害時の学校教育の実施に万全を期すため、教職員、教育施設、教材等を早急に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。さらに、避難所に教育等施設が指定された場合の対応を検討する。

1 被害状況の把握及び報告

(1) 災害発生のおそれがある場合

学校等の長は、施設・設備の緊急点検及び重要な教材・教具・書類等の安全な個所への移動等被災防止対策を講じる。

(2) 災害が発生した場合

学校等の長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育部に報告する。教育長は、市災害対策本部及び県北教育事務所へ報告する。

(3) 児童生徒等の安全対策

学校等の長は、防災に関する計画及び対応マニュアルにより、発災時や災害の状況に応じた児童生徒等の安全確保を行う。

(4) 教育に関する応急措置

- ① 学校等の長は、災害時や災害が発生するおそれがある場合、市教育委員会と連携のうえ臨時休校（休業）の措置を判断する。
- ② 市及び市教育委員会は、学校等における二次被害防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検を早期に実施する。
- ③ 被災により、教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧及び仮設校舎の設置等の措置を検討する。

教育施設の確保は、まず校内特別教室・柔剣道場・屋内運動場等の活用、次に公民館等公共施設、次に近隣校の余剰教室、最後に応急仮設校舎を検討する。

長期間、避難所として開放する場合についても、検討する。

④ 児童生徒等及び教職員等の健康管理

市教育委員会及び学校等の長は、児童生徒等及び教職員等の心身の健康状態を把握するとともに、必要に応じ心の健康相談窓口を開設する。

学校等が避難所となった場合は、避難者の心の健康相談窓口を併用する。

心身の健康状態把握は継続的に実施し、外傷後ストレス障害等の予防に努める。

⑤ 児童生徒等への就学支援物資

教育部長は、応急教育に必要な教科書等の就学支援物資について、種類と数量を調査し県北教育事務所へ報告する。

第16節「救援対策」、第3－5「就学支援物資の供給」参照。

⑥ 一時転入学

学校等文教施設の倒壊等又は避難により、一時的に転校する児童生徒等に対し、迅速な転入学の受入を行う。

⑦ 教職員等の被災に伴う補充措置

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合、次により教職員等を把握・確保する。

ア 所属教職員等は、原則として各所属校等に参集する。

- ・ 学校等の長は、参集教職員の所属及び人数等を教育部長に報告する。教育部長は、市災害対策本部及び県北教育事務所に報告する。
- ・ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合の臨時授業は、学校等において参集した教員等をもって授業が行える態勢を整える。

イ 退職教職員等の活用

災害により教職員等が多数死傷し平常授業に支障をきたす場合は、退職教職員等の臨時雇用についても計画する。

ウ 教育実施者確保の措置

- ・ 欠員者が少ない場合は、学校内で調整する。
- ・ 管内隣接校の協力を求める。
- ・ 参集不能者多数のため前2点の方途が講じられない場合は、教育実施者の確保を県教育委員会に要請する。

⑧ 応急措置の期間に伴う留意

応急措置の期間が卒業・入学試験・就職等の時期に及ぶ場合は、時期・会場等の柔軟な選定及び個別相談体制の充実により、その円滑な実施と児童生徒等に寄り添った指導を行うよう留意する。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、体育館等の使用 b 二部授業の実施	a 欠員者が少ない場合は、学校内で調整する。
2 校舎全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設の使用 b 隣接校校舎の使用 c 神社・仏閣等の使用検討 d 黒板、机、椅子等の確保計画作成	b 教育委員会で市内各校の教職員相互応援体制を検討する。 c 同じく、再配置を検討する。 d 短期・臨時的な退職教員等の

3 特定の地域全体に相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が避難所になると想定する b aの場合は、公民館等の公共施設使用計画を作成する c 応急仮校舎設置検討	活用を検討する。 * 欠員が多く、b cの方途が講じられない場合は、県教育委員会に配置を要請する。
4 県内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先（広域避難）の学校、公民館等の公共施設利用の検討	

(5) 災害発生時の清掃防疫その他保健衛生対策

市教育委員会及び学校等の長は、災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生のため、建物内外の清掃及び伝染病予防の措置を講ずるとともに、それらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保を図る。

(6) 災害時の危険物保安対策

学校等の長は、災害発生時における電気・ガス・危険薬品・アルコール・石油等その他危険物の保安について、必要なマニュアルを作成し安全を期す。

(7) 避難者の救援活動への連携・協力

① 学校等が避難所となる場合

ア 市教育委員会は、事前に市防災担当部局と教育機能維持と施設の安全性に配慮した使用施設の優先順位を定めておく。

避難所設置にあたっては、学校機能部分と避難所部分を明示する。

避難所運営に際しては、学校等側の担当者を定め、避難所派遣市職員及び地域住民等又は避難者代表等と協議のもと、避難所の運営にあたる。

イ 学校等がボランティア活動の拠点となる場合

アに準じる。なお、運営については市災害対策本部担当部署及びボランティアセンターと協議する。

(8) 授業料及び保育料等の減免

被災によって授業料及び保育料の減免等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料及び保育料の全部又は一部を免除する等の措置を講ずる。

第3 私立学校等の対策

私立学校等の設置者は、第1「災害予防」及び第2「災害応急対策」を参考に、それぞれの責任の範囲において実施する。

第4 給食対策

1 給食の実施

- (1) 本宮方部学校給食センター及び自校方式学校給食は、災害発生後に応急教育を実施する場合、給食施設・設備に機能的問題がない場合及び調理員の確保が可能な限り給食を実施する。
- (2) 自校方式学校給食が被災し、再開に時間を要する又は再開の見込みが立たない場合は、本宮方部学校給食センターからの配食を検討する。
- (3) 給食の実施にあたっては、衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症・食中毒の防止に万全を期す。

2 給食の一時中止措置

- (1) 大規模災害応急対策で、一般の災害救助に学校給食施設を使用するとき。
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり復旧が完了するまでの期間。
- (3) 学校給食センター並びに自校方式学校給食施設及び調理員等に感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (4) 給食物資の供給が困難なとき。

第5 文化財の応急対策

本市は、その歴史から数多くの文化遺産を有しており、これら文化遺産を核に形成された地域も存在する。文化遺産は、地域の歴史的価値・文化的価値・社会的価値が結実したもので、文化遺産を守ることは地域の拠り所を守る取組に他ならない。

1 対象とする文化財

文化財保護法、福島県文化財保護条例及び本宮市文化財保護条例により、指定を受けた文化財とする。ただし、未指定文化財であっても、地域の核となるような文化財（文化遺産）は、所有者（管理者）の意向により本対策に基づく応急対策を講じるよう努める。

2 文化財保護計画

市教育委員会と文化財所有者（管理者）は、互いに連携し文化庁文化財防災ウィール（文化財保存修復学会監修）や地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方（平成16年7月、内閣府災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会）に基づき、次の内容等を備えた文化財の防災に関する計画又は具体的な対応マニュアル等の応急対策計画を策定し、平常時から災害に備える。

(1) 文化財の防災に関する計画

- ① 文化財の所有者（管理者）、地域住民、行政の役割
それぞれが責任を持って担うべき役割の整理
- ② 文化財の所有者（管理者）、地域住民、行政の連携
それぞれが連携して行う対策の整理
- ③ 短期的・中長期的対策の検討
消防水利施設整備や道路拡幅・空地緑地の整備等の中長期展望
- ④ 災害被災過程に応じた防災対策
災害前・発災時・応急対策時・災害後それぞれの状況に応じた活動内容の整理

第22節 要配慮者対策

【保健福祉部、市社会福祉協議会】

災害発生時において、高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等に配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することを予想し、これら要配慮者に対し、災害発生後の時間経過において各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、次の点に留意し、民生児童委員、行政区、自主防災組織及び消防団や民間事業者等の協力を得ながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者（在宅福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者等）の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合は、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ次の措置をとる。
 - ① 避難所、福祉避難所への移動
 - ② 社会福祉施設等への緊急入所及び医療施設等への緊急入院
 - ③ 在宅での生活が可能な場合は、在宅保健福祉サービスのニーズの把握
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービス提供は、発災後1週間以内を目途に、組織的・継続的に行えるように、発災後2～3日目から、開設全避難所で要配慮者の把握調査を始める。
- (4) 要配慮者の内、移動困難等の理由により居宅避難を選択せざるを得ない者の場合は、食料・物資等の支援体制構築に努める。

第2 障がい者及び高齢者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者等の迅速な把握に努める。
- 2 視覚・聴覚に訴える周知方法を駆使し、また、マスコミ等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等においては、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資調達、並びに、ガイドヘルパーや手話通訳者等の人材確保に努める。
- 4 当該物資調達は、流通物資はもちろんのこと、関係業界・団体及び市民へ供出の協力要請をする。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ヘルパー派遣等のサービ

スの継続や介護職員等の派遣や施設への緊急入所等の必要な措置を講ずる。

第3 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等管理者は、あらかじめ定める避難誘導等計画により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性が高い要配慮者の受入に努める。
- 3 被災社会福祉施設等は、被災の状況及び入所者の安否を速やかに市災害対策本部へ報告するとともに、水・食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足を把握し、市及び県又は近隣施設等に支援を要請する。
- 4 市は、以下の点に留意し支援を行う。
 - (1) ライフライン復旧の優先的な対応を、事業者に要請する。
 - (2) 復旧までの間、水・食料品等、必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

市は、次により被災孤児及び遺児等の要保護児童の発見・把握並びに援護を行う。

- (1) 避難所行政担当者又は施設管理者は、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、本部事務局へ報告する。当情報は市教育委員会及び保健福祉部と共有する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害弔慰金受給者名簿及び住民からの通報等により、孤児・遺児の速やかな把握と発見に努める。
- (3) 避難児童及び孤児・遺児等の情報は、速やかに親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等の要保護児童は、親族による受入を第一に、児童養護施設入所や里親委託等の保護に努める。また、孤児・遺児については、県母子福祉資金貸付や社会保険事務所の遺族年金等の早期支給手続きを支援し、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 メンタルヘルスケアの確保

市は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所におけるメンタルヘルスケアの実施を要請する。

3 市民への協力要請

市は県と連携を図り、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力の呼びかけ等を、マスコミ及び広報手段を活用し行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

- (1) 市は、日本語の理解が十分でなくとも身近に通訳可能なものがいる外国人に対しては、一般市民と同様の避難誘導を行う。
- (2) 企業等に雇用されている外国人には、企業が作成する防災又は避難に係る計画により、企業が情報の伝達及び避難誘導を行うとともに、安否を市災害対策本部へ報告する。

2 安否確認

市は、住民基本台帳により外国人の安否確認に努める。住民基本台帳に登録されない観光ビザで入国した外国人に対しては、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら相談窓口の設置に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

市は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第23節 ボランティアとの連携

【本部事務局、市民部、教育部、市社会福祉協議会】

市内に大きな災害が発生した場合、市及び防災関係機関だけでは、災害応急対策を迅速かつ十分に対応できないことが予想される。このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域は変化していくことに留意する。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

市は、大災害が発生した場合、ボランティアを必要とする応急対策の内容、場所及び必要とする能力の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団及び各種ボランティア団体等から必要とする応急対策に合致する協力の申入れ等があった場合は、迅速かつ的確に受入れる。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ及び活動調整等について、市社会福祉協議会及び市内ボランティア団体等へ、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターの設置・運営について市社会福祉協議会と協定を締結し、対応にあたる。なお、広域被災の場合は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会及び県内ボランティア団体等へ協力を依頼する。

2 情報提供

市は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、市民部にボランティア活動に関する総合的窓口を設け、ボランティアセンター等への情報提供を行う。また、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。本部各部班においても情報の共有を図り、積極的に情報の提供を行う。

特に、発災直後においては、県、近隣市町村及び報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等の情報提供を行う。

3 活動拠点の提供

市は、必要に応じて災害時のボランティア活動拠点施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアセンターは、災害の規模に応じ、本宮市民元気いきいき応援プラザ「えぼか」又は中央公民館に設置を検討する。

4 災害ボランティアセンターの経費等

市は、県又は県から事務の委任を受けたとき、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 ボランティア団体等の活動

1 想定するボランティア活動

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達	イ 炊き出し、その他の災害救助活動
ウ 医療、看護	エ 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳

オ 清掃及び防疫	力 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
キ 災害応急対策事務補助	ク 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
ケ 無線による情報収集及び伝達	コ 被災ペットの救護活動
サ その他、事象に応じた活動	

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、市において効率的な活用を図る。

また、市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

市及び市社会福祉協議会は、平常時からボランティア活動保険への加入を呼びかける。また、災害の態様やボランティア募集の有無等に応じ、必要に応じ保険料の助成も検討する。

第24節 災害救助法の適用等

【本部事務局、各部、市民部】

災害救助法適用災害は、国の責任において救助が行われ、福島県知事が国の委任を受け、国の機関として救助の実施に当たる。その際、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災対法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の強制権が与えられる。

災害救助法適用時は、同法、同法施行令及び福島県災害救助法施行細則等の規定により、速やかに所定の手続きを執る。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法概要

- (1) 本法の救助は、一時的な応急救助である。従って、災害後の災害復旧対策及び生活困窮者に対する生活保護法による保護とは性格を異にする。
- (2) 本法の救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が二大目的であり、本法適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任により行われるものであるが、実施に際しては知事が法定受託事務として行う。
- (4) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項）
- (5) 法適用時、知事は次の権限を有する。
 - ① 一定の業者の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - ② 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に従事させる権限（協力命令）
 - ③ 特定の施設を管理し、土地・家屋・物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収容する権限（保管命令等）

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 本法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、市長の要請に基づき知事が市域単位で適用するもので、被害状況の把握は、迅速かつ的確に行う。
- (2) 被害の認定は、法適用の判断基準となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため適正に行う。
- (3) 被害認定は、専門技術的視野に立って行う面を有するため、市は、平常時から建築関係技術者等の専門家を確保する。

第2 災害救助法適用基準

1 適用基準

- (1) 本宮市の住家滅失数が60世帯以上に達した場合。
- (2) 福島県内の住家滅失数が1,500世帯以上で、本宮市の住家滅失数が30世帯以上に達した場合。
- (3) 福島県内の住家滅失数が7,000世帯以上で、本宮市内の多数の住家が滅失した場合。

* この場合の多数とは、市の救護活動に任せられない程度の被害か否かにより判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合。（例：毒ガスの発生や放射能物質放出などで、極めて困難な救助に際し、特殊技術を要する場合。）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。
 - ① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、地域に所在する多数の者が避難して断続的に救助を必要とする場合。
 - ② 被災者への食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は救助に際して特殊な技術を要する場合。

2 住家滅失世帯の算定等

(1) 住家被害の認定

災害救助法の適用判断基準は、住家被害の認定に基づく。滅失及び半壊等の基準は次のとおり。

① 住宅の滅失

住家が損壊、消失、又は流出した場合、その面積が住家延面積の70%以上に達したもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 半壊又は半焼

住家が損壊、消失、又は流出した場合、その面積が住家延面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

* 半壊又は半焼した世帯は、2世帯を持って滅失1世帯とする。

③ 住家が床上浸水及び土砂の堆積により、一時的に居住不可能の状態となったもの。

* 床上浸水世帯は、3世帯を持って滅失1世帯とする。

3 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、災対法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として福島県が告示されたとき、市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第3 災害救助法の適用手続き

- 1 本市における被害が、適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、市長は直ちにその旨を知事に報告する。
- 2 災害の事態が切迫し、県の救助活動を待つことができない場合は、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、市長が災害救助に着手する。

3 救助の実施状況の記録

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計表として日ごとに整理記録し、日报を県に報告する。

4 特別基準の申請

市は、救助の程度、方法及び期間について、「一般基準」では救助に万全を期すことが困難な場合は、「特別基準」を要請する。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

災害救助法は、次の救助業務を規定する。

① 避難所の設置	② 応急仮設住宅の供与
③ 炊き出しその他による食品給与	④ 飲料水の供給
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	⑥ 医療
⑦ 助産	⑧ 被災者の救出
⑨ 被災した住宅の応急修理	⑩ 生業に必要な資金の給与又は貸与
⑪ 学用品の給与	⑫ 埋葬
⑬ 遺体の捜索	⑭ 遺体の処理
⑮ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去	
⑯ 応急救助のための輸送	⑰ 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、①避難所の設置、⑯応急救助のための輸送、⑰応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付は、「福島県災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

3 迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

第25節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

【市民部】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第1 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

- (1) 市域で、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定該当を含む。）が発生した自然災害。
- (2) 市域で、10以上 の世帯の住宅が全壊した自然災害。
- (3) 県域で、100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害。
- (4) 県域で(1)又は(2)の被害が発生し、市域で5以上の世帯の住宅が全壊した自然災害。
- (5) 隣接県で(3)又は(4)の被害が発生し、市の隣接市町村で(1)～(3)の被害が発生し、市域で5以上の世帯の住宅が全壊した自然災害。
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上あり、その自然災害で市域の2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合。

2 支援法対象世帯

- ① 居住する住宅が全壊（全焼、全流失を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）。
- ② 居住する住宅が半壊し又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）。
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続すること、その他理由により居住する住宅が居住不能となり、かつその状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）。
- ④ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）。
- ⑤ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であることが認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）。

3 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告し適用を要請する。

4 支援金支給基準

以下の2つの支援金の合計額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住 宅 の 被 害 程 度	支 給 額	
	複数世帯	単数世帯
全 壊 世 帯（法第2条第2号イ）	1 0 0 万円	7 5 万円
解 体 世 帯（法第2条第2号ロ）		
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）		
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	5 0 万円	3 7 . 5 千円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

ア 住宅の被害程度が全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯又は大規模半壊世帯の場合

住 宅 の 再 建 方 法	支 給 額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	2 0 0 万円	1 5 0 万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	1 0 0 万円	7 5 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） (法第3条第2項第3号)	5 0 万円	3 7 . 5 千円

イ 住宅の被害程度が中規模半壊世帯の場合

住 宅 の 再 建 方 法	支 給 額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し又は購入する世帯 (法第3条第5項第1号)	1 0 0 万円	7 5 万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第5項第2号)	5 0 万円	3 7 . 5 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） (法第3条第5項第3号)	2 5 万円	1 8 . 7 5 千円

* 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 市は、被災世帯の世帯主に、支給制度の内容及び支給申請手続きを説明する。

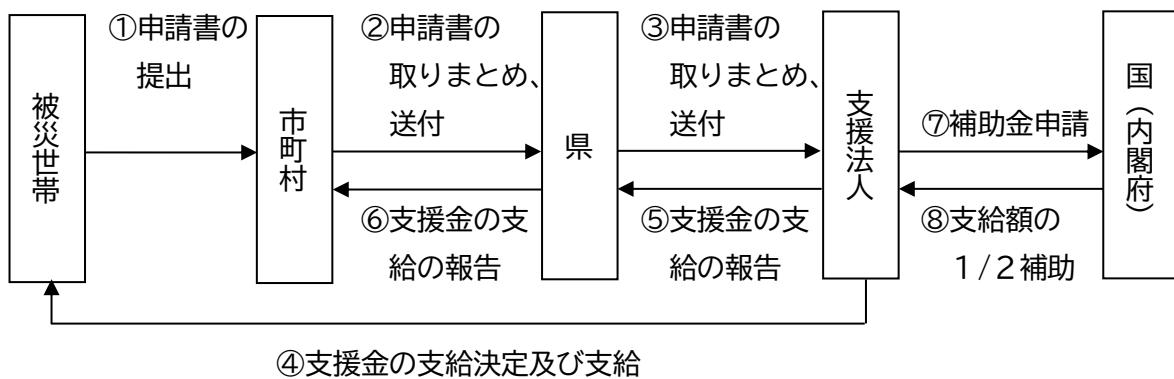
(2) 支給申請書に添付する書類（被災世帯世帯主からの申請に基づき発行）

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊または大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 市は、取りまとめた支給申請書を確認し、速やかに県に送付する。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(4) 支援金の交付決定及び支給は、被災者生活再建支援法人が行う。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書等の交付

- (1) 市は、災害が発生し被災者から申請があったときは、災害の状況を迅速かつ的確に把握とともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。
なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。
- (2) 市は、財務部を主管に建築技術職員を臨時に配置し被災の認定を行う。また、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、その他必要な措置を講じる。
市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- (3) 罹災証明書の交付は、市民部を主管に罹災証明書の発行を行う。また、被災者への交付手続き等についての周知に努める。
その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。
- (4) 消防本部は、火災による罹災証明書の交付の迅速かつ適正な事務処理体制を確立する。さらに、被災者への周知に努める。

第3 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳（以下「台帳」という。）を作成するよう努める。

1 台帳に記載する内容

① 氏名	② 生年月日
③ 性別	④ 住所又は居所
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑥ 援護の実施の状況
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	⑧ 電話番号その他の連絡先
⑨ 世帯の構成	⑩ 罹災証明書の交付状況

⑪ 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
⑫ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑬ 台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、台帳情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し又は提供することができる。なお、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

市の台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第26節 水害・土砂災害応急対策

【本部事務局、市民部、建設部、市消防団】

第1 水害応急対策（水防計画）

水防計画は、洪水等の水災を警戒し、防御し、若しくはこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、河川に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の誘導、水防管理団体相互間における協力・応援、並びに、水防に必要な器具・資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示す。

詳細は、本宮市水防計画書による。

1 水防管理団体の水防責任

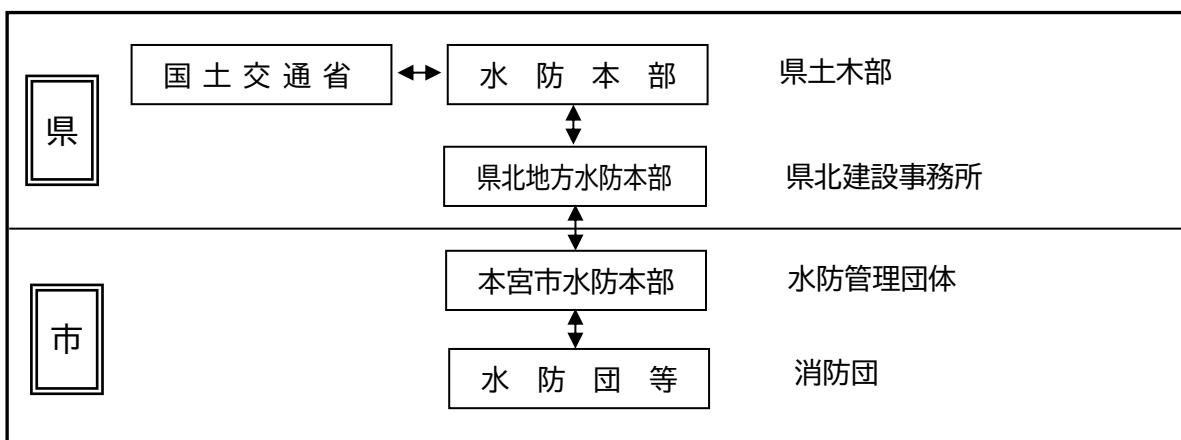
市は、水防法第3条の規定により市域内の水防に責任を有する。また、県は水防法第3条の6の規定により、市が行う水防活動を確保すべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

市（水防管理団体）は、水防活動の円滑な執行を図るため、下表の水防組織を設置し、水防本部及び地方水防本部との正確かつ迅速な連絡体制により、的確な水防活動の実施に資する。

水防組織は、別に定める水防計画の水防分担表による。ただし、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第2に基づく災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の組織に包含する。



(2) 水防組織の役割

本宮市水防本部は、水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

県北地方水防本部との密接な連絡のもとに、市消防団等への出動命令（水防法第17条）、他の水防管理者等への応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退きの指示（同法第29条）等の業務を実施する。

(3) 水防組織間の連絡

- ① 市水防本部から県水防本部（県土木部）への連絡は、原則として地方水防本部（福島県北建設事務所）を通し行う。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りでない。
- ② 市水防本部は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

3 水防活動

洪水予報（水防法第10条）の受信から、危険解消までの間の水防活動は次のとおりとする。

(1) 監視、警戒活動

市長（水防管理者）は、水防警報等を受信したときは、直ちに水防団長（消防団長）に対しその通報を伝達する。水防団長は、各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に、必要団員による河川及び水門・樋門等の巡視を指示する。異状を発見した場合は、直ちに市水防本部へ報告する。市水防本部は、県北地方水防本部長（県北建設事務所長）及び二本松土木事務所長に報告する。

(2) 水門の操作

水門管理者は、所定の規則・規定により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

(3) 水防活動の実施

市長（水防管理者）は、監視及び警戒により水防活動が必要と認めた場合は、必要な措置を実施する。併せて、直ちに水防活動の内容を県北地方水防本部長（県北建設事務所長）及び二本松土木事務所長に報告する。

水防活動の要領等は、別に定める水防計画による。

(4) 水防センター

増水時の破堤等の危機的状況を回避するとともに、災害箇所の緊急復旧を素早く行うため、河川防災ステーションを積極的に活用する。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

1kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「C L」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壤雨量指数の予測がC Lを超える、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県は、福島地方気象台と共同して市に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

(2) 市の情報伝達

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、市民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

① 目的

大雨による土砂災害のおそれがあるときに、市長が災対法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

② 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

③ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。

イ 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や市民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

④ 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

ア 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいてCLに達したとき、又は達するおそれがあるときに発表される。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合（通常基準に乘じる割合）	8割	7割

イ 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるとき。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壤の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

⑤ 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないこと。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないこと。

ウ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行う。

⑥ 情報の伝達体制

- ア 市は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- イ その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1)応急対策の実施

- ① 市は、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示等及び避難誘導等を実施する。
- ② 市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、市長、警察等へ連絡する。

(2)要配慮者に対する配慮

- ① 市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3)土砂災害等の調査

- ① 国、県、市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。
- ② 市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県、市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等及び避難誘導等を実施する。異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

国及び県が重大な土砂災害が想定される地域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施し、得られた結果を、避難のための立退き又は指示の判断に資するため市に通知する。

（1）情報の伝達

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

第27節 雪害応急対策

【建設部、産業部、市民部】

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、市及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救援に努め、被害の発生を最小限にとどめる。市は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 市道交通確保対策

- ① 市は、降積雪の状況及び気象情報に基づき、道路除排雪事業の実施を判断する。
- ② 市は、郡山北警察署本宮分庁舎と交通及び道路除排雪情報の共有を図り、交通情報の収集と提供を行う。また、必要に応じ通行止め等の必要な交通規制を行う。
- ③ 市は、迅速に道路情報提供に努めるとともに、必要に応じて、運転者等のための避難所を開設し、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行う。
また、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。
- ④ バス運行の安全対策
市内路線バス、市街地循環バス、市営バス、もとみやイクタンタクシー（デマンドタクシー）、通学バス等のバス事業者は、以下の安全対策を講じる。
 - ・ 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。
 - ・ 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 指定緊急避難場所確保対策

- ① 市は、降雪時の状況及び気象情報に基づき、自家用車での帰宅困難者用の駐車場を確保するため、通行及び駐車可能な指定緊急避難場所等の除雪を実施する。
- ② 市は、雪害での帰宅困難者の駐車場確保のため、指定緊急避難場所の整備・拡充に努める。

2 通信確保対策

① 通信の確保

雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

また、報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

② 孤立集落等への情報提供

市は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、防災行政無線（防災ラジオを含む）で適宜情報提供を行う。

③ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある郵便局は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

第2 応急活動体制の整備

1 応急活動体制及び職員の非常配備・参集

(1) 配備の基準

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期
事 前 配 備	情報連絡及び除排雪のため、建設部建設課の所要人数をもってあたる。 建設課配備基準に基づく。	1. 大雪又は風雪注意報が発表され、なお大雪又は暴風雪警報の発表が予想され、降積雪が除排雪基準に達するおそれがある場合。 2. 建設課長が配備を決定したとき。
警 戒 配 備	市民部防災対策課（情報収集及び報告）、建設部建設課（パトロール及び除排雪）及び教育部幼保学校課（児童生徒等の安全確保）の所要人数をもって、災害情報の収集・対策及び予防にあたる。 各部課の配備基準に基づく。	1. 大雪又は暴風雪警報が発表され、災害の発生が予想される場合。 2. 総括部長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	警戒配備関係部等の長及び総務政策部（住民広報及び本部設置判断）、産業部農政課（農業被害）の所要人数をもって、災害・被災情報収集及び対策にあたる。 災害発生とともに、直ちに災害応急活動が開始できる体制（特別警戒本部体制）に円滑に移行できる体制をとる。 関係職員の30%を基準とする。	1. 広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は局所的に被害が発生したとき。 2. 大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき。 3. 副市長が必要と認めたとき。
特別警戒本部体制	災害対策本部本部員及び事務局体制において、災害・被害の情報収集、連絡応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1. 市内に広域かつ大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市災害対策本部の設置に至るまでの間又は設置に至らない程度において必要と認められるとき。 2. 副市長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てを挙げて、応急対策にあたる体制。 必要に応じて、第一次非常配備体制（全職員の50%）及び第二次非常配備体制（全職員）を指示する。	1. 第一次非常配備体制 局地的な激甚災害が発生し、複数地域で災害発生が予想されるとき。 2. 第二次非常配備体制 市域の複数地域又は全域で災害が発生したとき。 災害救助法による救助が適用される災害となったとき。

* 配備基準を除く体制は、第2章、第2節「職員の動員配備」に準じる。

2 県への支援要請

市は、次により市単独で雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議の上支援要請する。

- ① 平年に比べ、短時間の異常な降雪及び積雪により、住家の倒壊又はその危険性が増大した場合。
- ② 平年孤立したことのない集落が、交通途絶により孤立化した場合。
- ③ 雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合。
- ④ 除排雪の量が平年と比べ極端に多い場合。
- ⑤ 特殊な技術・装備・資機材を投入しなければ、雪害対策が困難な場合。

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の促進

市は、除雪計画について住民に周知徹底を図り、関係機関・建設業者等に機械等の積極的な協力を求め、地域ぐるみの除排雪推進に努める。また、行政区・町内会・自主防災組織と緊密な連携をとる。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

市は、県、自主防災組織及びボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第28節 消防に関する計画

【本部事務局、市民部、市消防団】

災害発生時において、消防の現有勢力及び機能を効果的に運用し、災害を警戒し防御して、市民の生命、身体、財産の保護に当たり、被害の軽減を図る。また、消防団を中心として、消防の組織、人員施設等の消防力及び地域防災力の充実強化を図るとともに予防消防の徹底、災害の防御、被害の軽減及び住民の秩序安寧を保持する。

第1 本宮市消防主標

- 1 市民総ぐるみによる災害予防思想の普及徹底を図り、災害を未然に防止し無火災達成の確立を図る。
- 2 水害・火災の危険箇所を巡察し、災害予防に徹するとともに緊急出動体制の確立を図る。
- 3 「信頼される消防人」育成のため団員の資質向上に努め技術と訓練の強化を図る。
- 4 消防力及び地域防災力強化のため現有施設の点検整備と消防防災施設の拡充を図る。
- 5 救急業務、火災の質的変化等に対処するため、消防署と緊密なる相互連携を図るとともに、広域常備消防体制の強化拡充に努める。

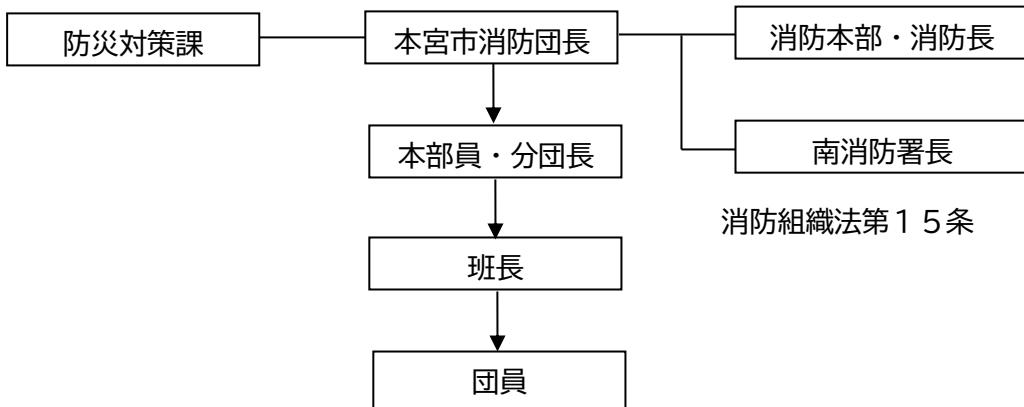
第2 消防署の活動

- (1) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先する。
- (2) 火災規模と比べ、消防力が劣勢と判断した場合は、住民の安全を最優先に道路、河川、耐震建築物、空き地等を活用し、延焼を阻止する。
- (3) 事業所等の火災が市街地に延焼するおそれのある場合は、市街地への火災防御活動を優先する。
- (4) 不特定多数の者を収容する施設から出火した場合は、人命救助を目的とした消防活動を行う。

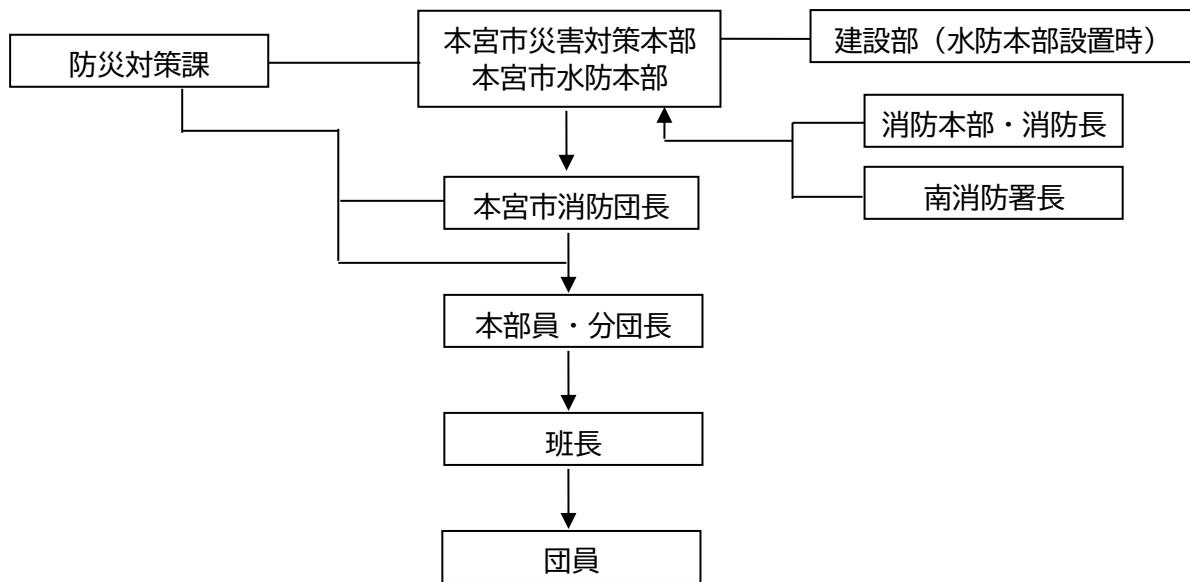
第3 消防団の活動

- 1 災害時の機構

- (1) 通常火災時



(2) 災害（水防本部又は災害対策本部設置）時



2 配備基準

(1) 消防団の非常配備に関する一般的基準

種別	配 備 内 容	配 備 基 準
第一 非常 配備	各分団少数の団員をもって情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって、直ちに第二非常配備体制に移行できる体制とする。	① 水防本部設置時及び災害対策本部設置時。 ② 大雨・台風・乾燥期において、警報の1以上が発表され被害が予想される場合において、災害対策本部長が当該配備を指示したとき。 ③ その他、必要により災害対策本部長が当該配備を指示したとき。
第二 非常 配備	全団員をもってあたり、状況によりそれぞれの災害対策活動ができる体制とする。	① 市の全域にわたって災害が発生すると予想される又は災害が特に甚大と予想される場合において、災害対策本部長が当該配備を指示したとき。 ② 市に予想しない重大な災害が発生したとき。

(2) 第一非常配備下の活動

- ① 分団ごとに区域内の情報を収集し、市災害対策本部に電話・移動無線・連絡員等によりその状況を報告する。
- ② 事態の推移により、直ちに全団員を招集できる体制を執る。

(3) 第二非常配備下の活動

- ① 市消防団本部員は、市災害対策本部に集合する。
- ② 分団ごとに区域内を警戒するとともに、危険区域に団員を配備し情報を収集する。
- ③ 市災害対策本部と連携し、災害の防御に必要な資材及び器材等を準備・点検する。
- ④ 常に出動できる体制を執り、出動命令と同時に出動する。
- ⑤ 区域内の状況及び市消防団の準備体制を隨時市災害対策本部に報告する。

- (4) 出動は、原則として団長の命令による。ただし、災害の発生により必要があれば出動する。
- (5) 災害時に火災発生のおそれがある場合は、住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。
- (6) 消火活動は、消防署と協力してあたる。
- (7) 出火の発見通報、火災の状況及び道路の通行支障状況等の情報収集に努め、災害対策本部へ報告する。
- (8) 要配慮者及び要救助者の救助救出、負傷の応急措置及び避難支援を行う。
- (9) 避難等の指示が発令された場合は、住民への周知・伝達を行う。併せて、関係機関と連携し住民の避難誘導を行う。
- (10) 未避難者の搜索、避難の説明・説得及び避難誘導を行う。

3 警報及び情報等伝達計画

市消防団に対する出動命令並びに各種指令及び通知は、携帯電話メーリングサービスにより、迅速かつ的確に伝える。

第4 自主防災組織及び住民の活動

- (1) 各家庭のガス栓及び火気使用器具の安全確認を呼び掛ける。
- (2) 相互に呼び掛けを行い、安否を確認する。
- (3) 要配慮者への情報伝達、安否確認及び避難支援を行う。
- (4) 火災発生時は、消火器等による初期消火に努め、速やかに消防機関に通報しその指示に従う。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

【総務政策部、建設部、産業部、市民部、保健福祉部、教育部】

災害復旧計画は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものである。この計画策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害の指定を速やかに受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧計画を速やかに作成する。

1 復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因・被災状況等を的確に把握し、再度の災害防止に努めるよう、関係機関と十分に連絡調整を図り計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の主な種類は、以下のとおり。

① 公共土木施設災害復旧事業計画	② 農林水産業施設災害復旧事業計画
③ 都市災害復旧事業計画	④ 上、下水道災害復旧事業計画
⑤ 住宅災害復旧事業計画	⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
⑦ 医療施設、病院等災害復旧事業計画	⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画	⑩ 災害復旧上必要な金融その他資金計画
⑪ その他の計画	

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

特に、公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法

施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告及び市長が提出する資料並びに実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおり。

1 法律に基づき国が一部負担又は補助する主なもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法	(4) 土地区画整理法
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(6) 予防接種法
(7) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算の範囲内で事業費の2分の1）	
(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
(9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律	

2 激甚災害に係る財政援助

市は、災対法に規定する著しく激甚である災害（以下この節において「激甚災害」という。）が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期の激甚災害指定に向け準備し、迅速かつ円滑に公共施設災害復旧事業に取り組める体制を整える。

激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおり。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する主な特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業	イ 公共土木施設災害関連事業
ウ 公立学校施設災害復旧事業	エ 公営住宅災害復旧事業
オ 児童福祉施設災害復旧事業	カ 老人福祉施設災害復旧事業
キ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	ク 障がい者支援施設等災害復旧事業
ケ 感染症指定医療機関の災害復旧事業	コ 感染症予防事業
サ 堆積土砂排除事業	シ たん水排除事業

(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する主な特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
カ 森林災害復旧事業に対する補助
キ 治山施設災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 小規模起業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の主な財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ 市が実施する感染症予防事業に関する負担の特例

工 母子、父子及び寡婦福祉資金に関する貸付の特例
オ 水防資器材費の補助の特例
カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第4 災害復旧事業の実施

市は、復旧事業の早期実施により、被災施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

さらに、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかにできるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

第2節 被災地の生活安定

【該当部署】

大規模災害時は、多数の住民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥ることが予想される。さらに、このような社会混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となりかねない。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的に、防災等関係機関と協力し、被災地の生活安定のための緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 義援金

1 義援金の受入れ及び配分

県、日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会等を通じて市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して協議の上、被災者に配分する。

2 配分方針

災害事案によるが、被災地区、被災人員及び世帯数並びに被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位に計画し、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）及び人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分は、あらかじめ具体的な配分方法を定めるなど、迅速な配分に努め、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

- ① 市長は、公営住宅及び公共賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画を立案し実施する。
- ② 市は、平常時から災害時に一時使用が可能な公営住宅等を把握する。
- ③ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

① 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者
イ 居住する住宅がない者
ウ 生活保護の被保護者若しくは要保護者
エ 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者及び小企業者
オ これらに準じる者

② 一時使用者の選定

- | |
|--------------------------------------|
| ア 公営住宅等の一時使用者の選定は、市長が行う。 |
| イ 選定は、公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わない。 |

③ 一時使用の条件

一時使用の条件は、市長が次の事項に留意し定める。

ア 一時使用の期間	イ 家賃及び敷金の負担者
ウ 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者	エ 退去時の修繕義務

他に、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び本宮市営住宅条例を準用する。

④ 一時使用住宅の戸数

- | |
|--|
| ア 一時使用住宅戸数は、通常の入居希望者に支障が出ない範囲で定める。 |
| イ 市は、一時使用住宅が不足する場合、近隣市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。 |
| ウ 前号の依頼が市にあり、受け入れ可能公営住宅等がある場合は、市長の決定により依頼市町村に提供する。 |

⑤ 正式入居の措置

一時使用を許可した者で、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同法政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式な入居とする。

2 職業斡旋計画（職業あっせん計画）

(1) 就業支援

市長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求職の動向等の情報を把握し、以下の離職者早期再就職措置を、公共職業安定所長に依頼する。

- ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ② 公共職業安定所に往来が困難な地域での臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- ③ 職業訓練・職業転換給付金制度の活用等
- ④ 災害救助法適用時、市の労務需要に際しての労働者の斡旋

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 失業保険特例措置

市長は、次の措置を公共職業安定所長に依頼する。

- ① 証明書による失業の認定
- ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

4 租税緩和措置

市は、被災した納稅義務者又は特別徵收義務者（以下「納稅者」という。）に対し、地方税法又は本宮市税条例により、市税の納稅緩和措置として、災害の程度を勘案し必要に応じ、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徵收猶予及び減免等の措置を講ずる。

5 生活必需品等の安定供給の確保

市は、市商工会等関係機関と協力し生活必需品の安定供給の確保に努める。さらに、生活必需品等の著しい不足及び価格の異常な高騰がおきないよう、国、県、事業者団体に対し必要に応じ協力を要請する。

第3 災害弔慰金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に準拠し定める本宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成19年1月1日本宮市条例第21号）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

（1）支給対象災害

- ① 市域において、住家が5世帯以上滅失した災害
- ② 県内において、住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ③ 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ④ 前各号と、同等と認められる特別の事情がある場合の災害

（2）支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

（1）低金利経営資金制度創設要請

市は、農作物及び経営施設等に被害を受けた農林業者に対し、天災による損失を受けた被害農林業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の速やかな適用により、低金利経営資金の融通及び既往貸付期限の延長措置について、ふくしま未来農業協同組合と協議及び要請し、暫定制度創設等による経営の維持安定に努める。

2 商工業関係（中小企業への融資）

（1）低金利経営資金制度創設要請

市は、被災により事業活動に支障をきたした中小企業等の経営安定に資するため、低利な設備・運転資金の融資を金融機関等関係機関に要請する。

3 住宅関係

（1）災害復興住宅資金斡旋

市は、住宅に被害を受けた住民の復旧に要する資金を確保するため、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金等の貸付を案内する。

4 福祉関係

（1）生活福祉資金貸付制度の災害援護資金の貸付

① 緊急小口資金

市社会福祉協議会は、県の生活福祉資金貸付制度による社会福祉資金を、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融通するものとする。

② 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援

護資金貸付対象世帯を除く）に、被災による困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

（2）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の建て直しに必要な資金を融資する。

第4章 火山災害対策

【市民部、該当各部、消防団】

本市西部に位置する安達太良山は、1899年（明治32年）～1900年（明治33年）に噴火（水蒸気噴火）があった。安達太良山は、那須火山地帯に属する活火山で、本市は福島県地域防災計画で安達太良山の火山地域市町村に指定されており、噴火の程度にもよるが市域にも災害をもたらすことが考えられる。

この計画は、万一の火山災害から市民の生命と身体及び財産を守ることを目的とする。

第1節 火山災害対策の概要

第1 火山の概況

全国には111の活火山があり、このうち、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている（2014年11月選定）。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県では、安達太良山、吾妻山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。

第2 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定しており、本市は、安達太良山の警戒地域に分類される。

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

第3 防災のための体制整備

1 防災体制の整備

（1）災害対策本部の設置

安達太良山噴火警戒レベル3以上の場合、災害対策上必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。（第2節「火山災害予防対策」第1－2 安達太良山の噴火警戒レベル参照）

（2）危険区域

市域で、火山現象による被害が予想される地域は「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」に記載されるとおり。

（3）情報等収集体制

情報の収集にあたっては、危険区域担当消防団等及び災害現場への職員派遣により状況を確認する。

第2節 火山災害予防対策

市及び防災関係機関は、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の予防対策を行う。

なお、市及び防災関係機関が行う火山災害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第1章各節を参照するものとする。

第1 火山防災協議会

県及び関係市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、安達太良山火山防災協議会を共同で設置する。協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- | |
|---|
| ① 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項 |
| ② 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項 |
| ③ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項 |
| ④ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項 |
| ⑤ 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項 |
| ⑥ 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項 |
| ⑦ 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項 |
| ⑧ 火山防災意識の啓発活動に関する事項 |
| ⑨ その他必要と認められる事項 |

1 避難計画の策定

市は、火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市地域防災計画に定めるものとする。

- | |
|---|
| ① 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項 |
| ② 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項 |
| ③ 避難場所及び避難経路に関する事項 |
| ④ 火山現象に係る避難訓練に関する事項 |
| ⑤ 救助に関する事項 |
| ⑥ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地 |
| ⑦ その他必要な警戒避難体制に関する事項 |

2 噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「るべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行う。

* 安達太良山噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火碎流・火碎サージは居住地近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火碎流・火碎サージは居住地近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 <p>【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 <p>【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出 <p>【過去事例】 1996年9月：噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>

- * 特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
- * 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

3 住民等に対する周知・啓発

市は、火山地域住民（特に火山災害危険箇所居住住民）に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。

さらに、次のような異常現象を発見した場合の通報義務について啓発を図る。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流等）やそれに伴う地形の変化
イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
エ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の拡大や移動、草木の立ち枯れ等
オ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

異常現象を発見し通報があった際の情報連絡系統図については節末のとおり。

4 防災訓練等の実施及び避難誘導体制の充実

市は、防災訓練の一環として、図上の通信訓練及び火山災害危険箇所避難訓練を行う。

5 危険個所の明示

市は、県から提供される災害予想に基づき、火山災害に関する火山災害予想区域図（ハザードマップ）を作成し、住民へ周知する。

第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画

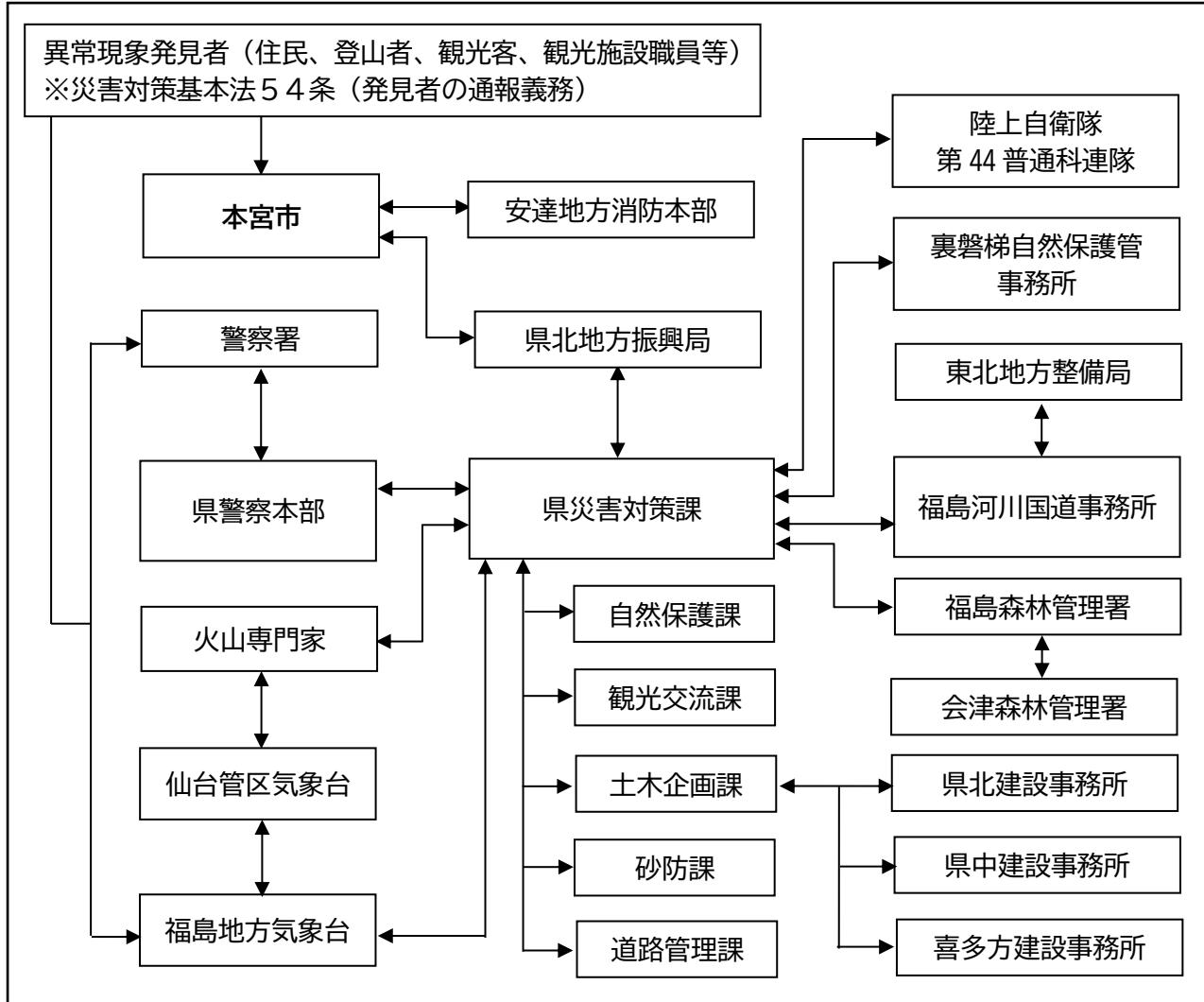
市は、火山災害の被害をできる限り軽減するため緊急的に実施する砂防対策を、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき行うよう国及び県に要請する。また、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう、市及び防災関係機関は連絡体制を整える。

第3 防災事業の推進

(1) 市域が、活火山法に基づき「避難施設緊急整備地域」又は「降灰防除地域」に指定された場合、被害の軽減を図るため、必要に応じ県に準じて次の事業の推進を図る。なお、避難施設緊急整備地域の指定を受けた場合は、県の指導のもと前法に基づき避難施設緊急整備計画及び防災営農施設整備計画を作成する。

① 防災のための農林業経営施設の整備	② 降灰除去事業
③ 治山治水事業	④ 砂防事業
⑤ 河川の水質汚濁防止措置	

異常現象を発見し通報があった際の情報連絡系統図(第2節 第1－3関係)



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。

※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報共有するものとする。

※災害時には、関係機関が連携して対応する。

第3節 火山災害応急対策

第1 活動体制

1 市の活動改正

市は、第2章 節1節「応急活動体制」第2に基づいて活動体制を整備するものとする。

第2 噴火警報等

1 噴火警報等の種類

噴火警報	噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表される。噴火警報（居住地）は、警戒が必要な居住地を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のようの場合に発表する。 <ul style="list-style-type: none">・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

降灰予報	<p>ア 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>イ 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。 <p>（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。</p>
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。
その他の情報等	<p>ア 火山活動解説資料</p> <p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表。</p> <p>イ 月間火山概況</p> <p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表。</p> <p>ウ 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表。</p>

2 噴火警報等の伝達

（1）噴火警報等の伝達

市は、住民等に対し、県から通報される噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨

時)等を防災行政無線(防災ラジオを含む)及び広報車などを活用して迅速かつ的確に周知する。噴火警報等は、節末の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

(2) 避難指示等の伝達

火山現象により、必要に応じ避難指示等をする場合を想定し、住民等への伝達の体制と方法を整備する。

第3 災害情報の収集及び伝達

1 災害情報の収集及び伝達

市は、危険区域担当消防団等及び災害現場への職員派遣により、次の情報の収集と伝達に努める。

ア 人的被害及び住居被害の状況	イ 要救助者の確認
ウ 住民等の避難の状況	エ 被害の範囲
オ 道路及び交通の確保状況	カ その他必要と認める事項

第4 避難対策

1 避難の指示等

避難については、第2章、第9節「避難」による。なお、避難の基準は次のとおりとする。

また、避難場所(避難所)及び避難経路については「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」による。

(1) 火口周辺規制

市は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報(火口周辺)が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報(火口周辺)が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。

(3) 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報(居住地域)が発表され、市域の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼び掛ける。

(4) 避難指示

市は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報(居住地域)が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して、避難を指示する。

なお、指示にあたっては、緊急である旨及び避難場所を指定して、諸対策に優先して行う。

(5) 緊急退避

市は突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼び掛ける。

2 立入規制

市は噴火警報等の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、道路及び登山道の規制を行う。

3 広域的な避難対策

市は、火山現象の影響により、市域内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。

なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておくよう努める。

4 救急医療

傷病者に対する応急医療は、第2章、第11節「医療（助産）・救護」による。

5 交通

避難及び救急活動のための交通路の確保については、第2章、第12節「緊急輸送対策」、第17節「被災地の応急対策」による。

第5 災害復旧

第3章「災害復旧計画」による。

噴火警報等の伝達系統図（第3節 第2－2(1)関係）

